

参 考 资 料

○信書便法に基づく規律・諸手続一覧

	規律・諸手続	根拠規定 (括弧内は特定信書便事業に係る規定)	一般信書便事業	
			一般信書便役務	任意の役務
事業の許可・承継・休廃止	事業の許可	法第6条(法第29条)	○	○
	許可の申請	法第7条(法第30条)	○	○
	欠格事由	法第8条(法第34条で準用)	○	○
	許可の基準	法第9条(法第31条)	○	○
	氏名・名称及び住所等の変更の届出	法第10条(法第34条で準用)	○	○
	事業計画の遵守	法第11条(法第34条で準用)	○	○
	事業計画の変更の認可	法第12条第1項(法第34条で準用)	○	○
	事業計画の変更の届出	法第12条第3項(法第34条で準用)	○	○
	事業の譲渡譲受の認可	法第13条第1項(法第34条で準用)	○	○
	法人の合併及び分割の認可	法第13条第2項(法第34条で準用)	○	○
	相続の認可	法第14条(法第34条で準用)	○	○
	事業の休廃止の許可	法第15条第1項	○	○
	法人の解散決議等の認可	法第15条第2項	○	○
	事業の休廃止の届出	(法第32条)	—	—
業務	料金の事前届出	法第16条	○	—
	信書便約款の認可(設定・変更)	法第17条(法第33条第1項)	○	○
	料金等の掲示等義務	法第18条	○	○(料金を除く)
	一般信書便役務の提供義務	法第19条第1項	○	—
	届出料金によらない役務の提供禁止	法第19条第2項	○	—
	信書便約款によらない役務の提供禁止	法第19条第2・3項(第3項を法第34条で準用)	○	○
	信書便物であることの表示義務	法第20条(法第34条で準用)	○	○
	還付できない信書便物の措置	法第21条(法第34条で準用)	○	○
	信書便管理規程の認可(設定・変更)	法第22条(法第34条で準用)	○	○
	業務の委託の認可	法第23条(法第34条で準用)	○	○
	他事業者との協定・契約の認可	法第24条(法第34条で準用)	—	○
	外国事業者との協定・契約の認可	法第25条(法第34条で準用)	○	○
監督	事業計画の遵守命令	法第26条(法第34条で準用)	○	○
	事業計画・信書便約款等の変更命令	法第27条第1号(法第34条で準用)	○	○
	料金の変更命令	法第27条第2号	○	—
	その他の改善命令	法第27条第3号(法第34条で準用)	○	○
	事業停止の命令・許可の取消し	法第28条(法第34条で準用)	○	○
雑則	報告の徴収・立入検査	法第37条	○	○
	報告書の提出(事業報告書)	法第37条・規則第41条	○	○
	報告書の提出(事業実績報告書)	法第37条・規則第41条	○	○
	事業開始の届出	法第41条・規則第48条第1項第1号	○	○
	事業譲渡・法人合併等の終了の届出	法第41条・規則第48条第1項第2号	○	○
	休止していた事業の再開の届出	法第41条・規則第48条第1項第3号	○	○
	業務委託の廃止の届出	法第41条・規則第48条第1項第4号	○	○
	協定・契約の廃止の届出	法第41条・規則第48条第1項第5号	—	○
	事業計画の遵守命令の実施の届出	法第41条・規則第48条第1項第6号	○	○
	役員又は社員の変更の届出	法第41条・規則第48条第1項第7号	○	○

特定信書便事業 特定信書便役務	様式・記載事項	手続の時期
○	—	
○	様式第1～3、第18【P.78～81、P.96】	事前に
○	—	
○	—	
○	様式第4【P.82】	遅滞なく
○	—	
○	様式第5【P.83】	事前に
○	様式第6【P.84】	遅滞なく
○	様式第7【P.85】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第8【P.86】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第9【P.87】	被相続人の死亡後60日以内に認可を受けなければならない
—	様式第10【P.88】	事前に
—	様式第11【P.89】	事前に(認可を受けなければ効力を生じない)
○	様式第19【P.97】	休止(廃止)から30日以内に
—	様式第12【P.90】	実施予定日の30日前までに
○	様式第13【P.91】	事前に
—	—	
—	—	
—	—	
○	—	
○	—	
○	—	
○	様式第14【P.92】	事前に
○	様式第15【P.93】	事前に
○	様式第16【P.94】	事前に
○	様式第17【P.95】	事前に
○	—	
○	—	
—	—	
○	—	
○	—	
○	—	
○	様式第20【P.98～99】	毎事業年度経過後100日以内に
○	様式第21【P.100～101】	毎年7月10日までに
○	次に掲げる事項を記載して提出 ・氏名等 ・届出事項 ・届出事由発生日	遅滞なく
○		代表権を有する役員の変更は遅滞なく、その他の役員は前年7月1日から6月30日までの変更について毎年7月31日までに

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 一般信書便事業
 - 第一節 事業の許可（第六条—第十五条）
 - 第二節 業務（第十六条—第二十五条）
 - 第三節 監督（第二十六条—第二十八条）
- 第三章 特定信書便事業（第二十九条—第三十四条）
- 第四章 雑則（第三十五条—第四十三条）
- 第五章 罰則（第四十四条—第五十二条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「信書」とは、郵便法第四条第二項に規定する信書をいう。

- 2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。
- 3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。
- 4 この法律において「一般信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
 - 一 長さ、幅及び厚さがそれぞれ四十センチメートル、三十センチメートル及び三センチメートル以下であり、かつ、重量が二百五十グラム以下の信書便物を送達するもの
 - 二 国内において信書便物が差し出された日から四日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（信書便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域に宛てて差し出される場合にあつては、四日を超え最も経済的な通常の方法により当該地域に係る信書便物を送達する場合に必要な日数として総務省令で定める日数以内）に当該信書便物を送達するもの
- 5 この法律において「一般信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であつて、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むものをいう。
- 6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。
- 7 この法律において「特定信書便役務」とは、信書便の役務であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達するもの
 - 二 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達するもの
 - 三 その料金の額が八百円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの
- 8 この法律において「特定信書便事業」とは、信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事

業であつて、その提供する信書便の役務が特定信書便役務のみであるものをいう。

9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

(郵便法の適用除外)

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合
- 二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合
- 三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合
- 四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(検閲の禁止)

第四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲は、してはならない。

(秘密の保護)

第五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。

2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

(事業の許可)

第六条 一般信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第七条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 次に掲げる事項に関する事業計画
 - イ 信書便物の引受けの方法
 - ロ 信書便物の配達の方法
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、信書便物の送達の方法
 - ニ その他総務省令で定める事項
 - 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受けることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項によ

り通知が到達したものとみなされた日を含む。)をいう。)前六十日以内にその法人の役員であった者で当該取消の日から二年を経過しないものを含む。)

三 法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者のあるもの

(許可の基準)

第九条 総務大臣は、第六条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

二 その事業の計画が全国の区域において一般信書便勤務に係る信書便物(以下この号において「一般信書便物」という。)を引き受け、かつ、配達する計画を含むものであって、事業計画に次に掲げる事項が定められていること。

イ 総務省令で定める基準に適合する信書便差出箱の設置その他の一般信書便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の引受けの方法

ロ 一週間につき五日以上一般信書便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する信書便物の配達の方法

三 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

四 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(氏名等の変更)

第十条 一般信書便事業者は、第七条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業計画の遵守義務)

第十一条 一般信書便事業者は、その業務を行う場合には、第六条の許可に係る事業計画(以下この章において単に「事業計画」という。)に定めるところに従わなければならない。

(事業計画の変更)

第十二条 一般信書便事業者は、事業計画の変更(第三項に規定するものを除く。)をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 第九条の規定は、前項の認可について準用する。

3 一般信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け等)

第十三条 一般信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 一般信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般信書便事業者たる法人と一般信書便事業を営まない法人が合併する場合において一般信書便事業者たる法人が存続するとき、又は一般信書便事業者たる法人が分割をする場合において一般信書便事業を承継させないときは、この限りでない。

3 第八条及び第九条の規定は、前二項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けて一般信書便事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて一般信書便事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により一般信書便事業を承継した法人は、第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

第十四条 一般信書便事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてそ

の協議により当該一般信書便事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。)が被相続人の営んでいた一般信書便事業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした一般信書便事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 3 第八条及び第九条の規定は、第一項の認可について準用する。
- 4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第六条の許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第十五条 一般信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般信書便事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 総務大臣は、一般信書便事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除き、第一項の許可又は前項の認可をしなければならない。

第二節 業務

(料金)

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金(一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
 - 一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所(主として信書便物の区分を行う事業所をいう。)間の運送を要しない信書便物に係る料金を除く。)
 - 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
 - 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
 - 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(信書便約款)

第十七条 一般信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他一般信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(料金等の掲示等)

第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金(同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項において同じ。)、前条第一項の認可を受けた信書便約款(同項の総務省令で定め

る事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。) その他総務省令で定める事項について、その事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(一般信書便役務の提供義務等)

第十九条 一般信書便事業者は、正当な理由がなければ、一般信書便役務の提供を拒んではならない。

- 2 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金及び第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務を提供してはならない。
- 3 一般信書便事業者は、第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ一般信書便役務以外の信書便の役務を提供してはならない。

(信書便物であることの表示)

第二十条 一般信書便事業者は、信書便物を引き受けたとき、又は信書の送達の事業に関する協定若しくは契約を締結した外国信書便事業者から信書便物を引き渡されたときは、総務省令で定める場合を除き、総務省令で定めるところにより、当該信書便物の表面の見やすい所に当該一般信書便事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示しなければならない。

(還付できない信書便物の措置)

第二十一条 一般信書便事業者は、受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができる。

- 2 一般信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

(信書便管理規程)

第二十二条 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。
- 3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

(業務の委託)

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 当該委託を必要とする特別の事情があること。
 - 二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(他の一般信書便事業者との協定等)

第二十四条 一般信書便事業者は、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約(信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。次項及び次条において同じ。)を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
- 二 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

(外国信書便事業者との協定等)

第二十五条 一般信書便事業者は、外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第三節 監督

(事業計画の遵守命令)

第二十六条 総務大臣は、一般信書便事業者が第十一条の規定に違反していると認めるときは、当該一般信書便事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(事業改善の命令)

第二十七条 総務大臣は、一般信書便事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
- 二 一般信書便役務に関する料金が第十六条第二項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

(許可の取消し等)

第二十八条 総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六条の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

第三章 特定信書便事業

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画
- 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 特定信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(信書便約款)

第三十三条 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。)について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(準用)

第三十四条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで(第二十七条第二号を除く。)の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(許可等の条件)

第三十五条 この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件又は期限は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(適用除外)

第三十六条 第六条及び第二十九条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 運送業者がその運送方法により貨物に添付する無封の添え状又は送り状の送達を行う場合

二 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合

三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

(報告の徴収及び立入検査)

第三十七条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、一般信書便事業者又は特定信書便事業者に対し、その事業に関し、報告をさせることができる。

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会等への諮問)

第三十八条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）に諮問しなければならない。

一 第二条第四項第二号、同条第七項第三号、第九条第二号又は第十六条第二項第二号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第六条若しくは第二十九条の規定による許可又は第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二十二條第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）若しくは第三十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第二十七条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令をし、又は第二十八条第一号（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

四 第三十三条第三項に規定する標準信書便約款を制定し、又は改廃しようとするとき。

(聴聞の特例)

第三十九条 総務大臣は、第二十六条から第二十八条まで（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞を行う場合において、当該処分が前条の規定により審議会等に諮問すべきこととされている処分であるときは、当該処分に係る聴聞の主宰者は、審議会等の委員のうちから、審議会等の推薦により指名するものとする。

3 第一項に規定する処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第四十条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(総務省令への委任)

第四十一条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき総務省令を制定し、又は改廃する場合においては、その総務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(権限の委任)

第四十三条 この法律に規定する総務大臣の権限は、総務省令で定めるところにより、その一部を総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に委任することができる。

第五章 罰則

第四十四条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物を正当の事由なく開き、毀損し、隠匿し、放棄し、又は受取人でない者に交付した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに従って処断する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第四十五条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第四十六条 第二十八条（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して事業計画を変更した者
- 二 第十五条第一項の規定に違反して一般信書便事業を休止し、又は廃止した者
- 三 第十九条第一項の規定に違反して一般信書便役務の提供を拒んだ者
- 四 第十九条第二項の規定又は同条第三項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の役務を提供した者
- 五 第二十二條第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務を行った者
- 六 第二十三条第一項（第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者
- 七 第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して協定又は契約を締結した者
- 八 第二十六条又は第二十七条（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 九 第三十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 十 第三十七条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に信書便物として差し出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの

- 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）
 - 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）
 - 四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物
- 2 前項の場合において、犯人が信書便物として差し出した物は、没収する。

第四十九条 詐欺、恐喝又は脅迫の目的をもって、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した信書便物を一般信書便事業者又は特定信書便事業者に差し出し、又は他人に差し出させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十条 信書便の業務に従事する者が重大な過失によって信書便物を失ったときは、三十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十五条第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第四十六条又は第四十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十条若しくは第十二条第三項（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十八条の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第三十七条（第一号に係る部分に限る。次条第一項において同じ。）の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 第三十七条の規定の施行の日から日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）の施行の日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条中「審議会等（国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（次条第二項において「審議会等」という。）」とあるのは、「郵政審議会」とする。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十七年十月二十一日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

附 則（平成二十六年六月十三日法律第六十九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成二十七年六月十二日法律第三十八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(審議会等への諮問)

第二条 総務大臣は、この法律の施行前において、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「新信書便法」という。）第二条第七項第三号の総務省令の制定及び新信書便法第三十三条第三項に規定する標準信書便約款の制定のために、第二条の規定による改正前の民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「旧信書便法」という。）第三十七条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

(民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧信書便法第三十三条において準用する旧信書便法第十七条第一項の規定により認可を受けている信書便約款は、新信書便法第三十三条第一項の規定により認可を受けた信書便約款とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧信書便法第三十三条において準用する旧信書便法第十七条第一項の規定による信書便約款の認可の申請は、新信書便法第三十三条第一項の規定による認可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年十二月四日法律第七十号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年六月十六日法律第六十三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第四条、第十三条及び第二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十三条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六

条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

《参考》信書便法第34条の規定による準用・読替え後の信書便法第3章

- ※ あくまで読者の便宜に資するための試案であり、正式なものではない。正確を期すときは必ず元の条文に当たること。
- ※ ゴシック体小文字の条文は、第34条の規定により準用された一般信書便事業者に係る条文。そのうち、抹消線部分は読替え前の規定又は条全体のうち準用されなかった項・号の規定であり、下線部分は読替え後の規定。枠囲み部分は、元の条文では一般信書便事業者又は一般信書便事業と規定されていた部分。

第三章 特定信書便事業

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第三十条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 信書便物の送達の方法その他総務省令で定める事項に関する事業計画
- 三 他に事業を行っているときは、その事業の種類

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第三十四条において準用する第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条第二十九条の許可を受けることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であって、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者のあるもの

(許可の基準)

第三十一条 総務大臣は、第二十九条の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

(氏名等の変更)

第三十四条において準用する第十条 特定信書便事業者は、第七条第一項第一号又は第三号第三十条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業計画の遵守義務)

第三十四条において準用する第十一条 特定信書便事業者は、その業務を行う場合には、第六条第二十九条の許可に係る事業計画（以下この章において単に「事業計画」という。）に定めるところに従わなければならない。

(事業計画の変更)

- 第三十四条において準用する第十二条 特定信書便事業者は、事業計画の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 第九條第三十一條の規定は、前項の認可について準用する。
 - 3 特定信書便事業者は、総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(事業の譲渡し及び譲受け等)

- 第三十四条において準用する第十三条 特定信書便事業の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 特定信書便事業者たる法人の合併及び分割は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、特定信書便事業者たる法人と特定信書便事業を営まない法人が合併する場合において特定信書便事業者たる法人が存続するとき、又は特定信書便事業者たる法人が分割をする場合において特定信書便事業を承継させないときは、この限りでない。
 - 3 第八條及び第九條第三十一條の規定は、前二項の認可について準用する。
 - 4 第一項の認可を受けて特定信書便事業を譲り受けた者又は第二項の認可を受けて特定信書便事業者たる法人が合併若しくは分割をした場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により特定信書便事業を承継した法人は、第六條第二十九條の許可に基づく権利義務を承継する。

(相続)

- 第三十四条において準用する第十四条 特定信書便事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該特定信書便事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。次項において同じ。）が被相続人の営んでいた特定信書便事業を引き続き営もうとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 相続人が前項の認可の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした特定信書便事業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
 - 3 第八條及び第九條第三十一條の規定は、第一項の認可について準用する。
 - 4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る第六條第二十九條の許可に基づく権利義務を承継する。

(事業の休止及び廃止)

第三十二条 特定信書便事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(信書便約款)

- 第三十三条 特定信書便事業者は、信書便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。）について信書便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。
 - 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 3 総務大臣が標準信書便約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、特定信書便事業者が、標準信書便約款と同一の信書便約款を定め、又は現に定めている信書便約款を標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款については、第一項の規定による認可を

受けたものとみなす。

(一般信書便役務の提供義務等)

第三十四条において準用する第十九条 ~~一般信書便事業者は、正当な理由がなければ、一般信書便役務の提供を拒んではならない。~~

- 2 ~~一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け出た料金及び第十七条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ、一般信書便役務を提供してはならない。~~
- 3 特定信書便事業者は、~~第十七条第一項第三十三条第一項の認可を受けた信書便約款によらなければ、一般信書便役務以外の信書便の役務~~特定信書便役務を提供してはならない。

(信書便物であることの表示)

第三十四条において準用する第二十条 特定信書便事業者は、信書便物を引き受けたとき、又は信書の送達の事業に関する協定若しくは契約を締結した外国信書便事業者から信書便物を引き渡されたときは、総務省令で定める場合を除き、総務省令で定めるところにより、当該信書便物の表面の見やすい所に当該特定信書便事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示しなければならない。

(還付できない信書便物の措置)

第三十四条において準用する第二十一条 特定信書便事業者は、受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができる。

- 2 特定信書便事業者は、前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない。

(信書便管理規程)

第三十四条において準用する第二十二条 特定信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 総務大臣は、信書便管理規程が特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。
- 3 特定信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

(業務の委託)

第三十四条において準用する第二十三条 特定信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 当該委託を必要とする特別の事情があること。
 - 二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

(他の一般信書便事業者との協定等)

第三十四条において準用する第二十四条 特定信書便事業者は、他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約(信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。次項及び次条において同じ。)を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
 - 二 一般信書便役務を提供するための協定又は契約でないこと。

(外国信書便事業者との協定等)

第三十四条において準用する第二十五条 特定信書便事業者は、外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画の遵守命令)

第三十四条において準用する第二十六条 総務大臣は、特定信書便事業者が第三十四条において準用する第十一条の規定に違反していると認めるときは、当該特定信書便事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

(事業改善の命令)

第三十四条において準用する第二十七条 総務大臣は、特定信書便事業者の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、特定信書便事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画、信書便約款又は信書便管理規程を変更すること。
- 二 ~~一般信書便役務に関する料金が第十六条第二項各号のいずれかに適合していないと認められる場合において、当該料金を変更すること。~~
- 三 ~~前二号第一号~~に掲げるもののほか、事業の運営を改善するために必要な措置をとること。

(許可の取消し等)

第三十四条において準用する第二十八条 総務大臣は、特定信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は~~第六条第二十九条~~の許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

(準用)

第三十四条 第八条の規定は特定信書便事業の許可について、第十条から第十四条まで、第十九条第三項、第二十条から第二十八条まで（第二十七条第二号を除く。）の規定は特定信書便事業者についてそれぞれ準用する。この場合において、第八条、第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第二十八条中「第六条」とあるのは「第二十九条」と、第十条中「第七条第一項第一号又は第三号」とあるのは「第三十条第一項第一号又は第三号」と、第十二条第二項、第十三条第三項及び第十四条第三項中「第九条」とあるのは「第三十一条」と、第十九条第三項中「第十七条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「一般信書便役務以外の信書便の役務」とあるのは「特定信書便役務」と、第二十七条第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとする。

○民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 一般信書便事業
 - 第一節 事業の許可（第五条—第十九条）
 - 第二節 業務（第二十条—第三十四条）
- 第三章 特定信書便事業（第三十五条—第四十条）
- 第四章 雑則（第四十一条—第四十九条）
- 附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、民間事業者による信書の送達に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（一般信書便役務の四日以内の送達日数に算入しない日）

第二条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。以下「年末年始の休日」という。）
- 二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日（祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。）

（一般信書便物を四日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数）

第三条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 十五日
- 二 前号以外の離島 六日（祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。）

（特定信書便役務の料金の額）

第四条 法第二条第七項第三号の総務省令で定める額は、次のとおりとする。

- 一 引受地及び配達地のいずれもが国内にある信書便の役務の料金の額 八百円
 - 二 引受地又は配達地のいずれかが外国にある信書便の役務（以下「国際信書便の役務」という。）の料金の額 別表に定める額
- 2 国際信書便の役務の引受地が外国にある場合における前項第二号の規定の適用に係る外国通貨の本邦通貨への換算は、当該役務の料金が納付された日における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）を用いて行うものとする。

第二章 一般信書便事業

第一節 事業の許可

（事業の許可の申請）

第五条 法第七条第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

(事業計画)

第六条 法第七条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便物の引受けの方法に関する次に掲げる事項
 - イ 信書便差出箱の構造及び外観
 - ロ 信書便差出箱の設置の方針
 - ハ 信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件
 - ニ 信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法
- 二 信書便物の配達の方法に関する次に掲げる事項
 - イ 一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日
 - ロ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法
- 三 一般信書便物の送達日数
- 四 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

(添付書類)

第七条 法第七条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第七条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 信書便管理規程の概要を記載した書類
- 二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 四 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
- 五 事業開始予定の日を記載した書類
- 六 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 七 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
- 八 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
 - イ 既存の法人 定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
 - ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
 - ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
 - ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
- 九 法第八条各号に該当しないことを示す書類

(信書便差出箱の基準)

第八条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便差出箱の基準は、次のとおりとする。

- 一 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
- 二 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。

三 外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。

四 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

（信書便物の引受けの方法の基準）

第九条 法第九条第二号イの総務省令で定める信書便物の引受けの方法の基準は、次のとおりとする。

一 次のイからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分に応じ、市町村又は特別区の人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとし、許可の申請後において新たに国勢調査の結果が公表された場合にあつては、その人口）に当該イからホまでに掲げる率を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げた数）以上の数の信書便差出箱を各市町村又は各特別区ごとに設置すること。

イ 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市 ○・〇〇〇五

ロ 人口が十万人以上である市（イに該当するものを除く。） ○・〇〇〇六

ハ 人口が二万五千人以上十万人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇〇八

ニ 人口が二万五千人未満である市町村（ホに該当するものを除く。） ○・〇〇一二

ホ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 ○・〇〇一九

二 信書便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。

三 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であつて往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

（信書便物の配達の方法の基準）

第十条 法第九条第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。

イ 祝日法による休日

ロ 年末年始の休日

ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日（イ及びロに掲げる日を除く。）

二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。

（氏名等の変更の届出）

第十一条 法第十条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第四の届出書を提出しなければならない。

（事業計画の変更の認可の申請）

第十二条 法第十二条第一項の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の申請書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

（軽微な変更の届出）

第十三条 法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりと

する。

- 一 第九条第一号に規定する基準を下回らない範囲内における信書便差出箱の設置数の変更
 - 二 一般信書便役務の送達日数が法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を超えることとならない範囲内における信書便物の取集めの業務を行わないこととする条件の変更
 - 三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日の変更
 - 四 法第二条第四項第二号に規定する日数及び第三条に規定する日数を超えない範囲内における一般信書便物の送達日数の変更
 - 五 法第六条の規定に基づく一般信書便事業の許可又は法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第七条第二項第七号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあつては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更
- 2 法第十二条第三項の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

第十四条 法第十三条第一項の一般信書便事業の譲渡し及び譲受け、同条第二項の一般信書便事業者たる法人の合併若しくは分割、法第十四条第一項の相続、法第二十三条第一項の信書便の業務の一部の委託又は法第二十四条第一項若しくは第二十五条の信書の送達の事業に関する協定若しくは契約の認可を受けようとする一般信書便事業者は、これらの事由に伴って事業計画を変更しようとするときには、当該認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（新旧の対照を明示すること。）及び第七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

（事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）

第十五条 法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 譲渡しに関する契約書の写し
- 二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
- 三 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 四 譲受人の譲受けの日以降における様式第二の事業収支見積書
- 五 譲受人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

（法人の合併及び分割の認可の申請）

第十六条 法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 合併又は分割の条件に関する説明書
- 三 合併又は分割の日以降における様式第二の事業収支見積書
- 四 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は当該分割により一般信書便事業を承継する法人が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

（相続人の事業継続の認可の申請）

第十七条 法第十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者の履歴書及び資産目録
- 三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
- 四 申請者が一般信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第九号に掲げる書類及び他に行っている事業の種類を記載した書類

(事業の休止及び廃止の許可の申請)

第十八条 法第十五条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十の申請書を提出しなければならない。

(法人の解散決議等の認可の申請)

第十九条 法第十五条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十一の申請書に、解散の決議又は総社員の同意を証する書類を添えて、提出しなければならない。

第二節 業務

(料金の届出)

第二十条 法第十六条第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該料金の実施予定日の三十日前までに、様式第十二の届出書に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- 一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）
 - 二 実施予定日
 - 三 変更の届出の場合にあつては、変更を必要とする理由
- 2 前項第一号に規定する料金を適用する期間並びに料金の種類、額及び適用方法については、一般信書便物の送達の役務に付加する役務（以下この項及び次条において「付加役務」という。）を提供する場合にあつては、一般信書便物の送達の役務に係る料金（次条において「送達料金」という。）と付加役務に係る料金をとを区分して記載するものとする。

(法第十六条第一項の届出を要しない料金)

第二十一条 法第十六条第一項の総務省令で定める料金は、送達料金以外の付加役務に係る料金、手数料その他の料金とする。

(料金上限規制の対象となる二十五グラム以下の信書便物の大きさ及び形状の基準)

第二十二条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであつて、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものであること。
- 二 次のいずれかに該当するもの（第二十条第一項第一号に規定する料金の適用方法において定める信書便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。
 - イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないように封じたものであること。
 - ロ 包装しなくても送達中にき損せず、他の信書便物に損傷を与えないものであること。

(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、八十四円とする。

(信書便約款の認可の申請)

第二十四条 法第十七条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十三の申請書に、信書便約款(変更の認可申請の場合は、信書便約款の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

2 法第十七条第一項の信書便約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便の役務の名称及び内容
- 二 信書便物の引受けの条件
- 三 信書便物の配達条件
- 四 信書便物の転送及び還付の条件
- 五 信書便物の送達日数
- 六 信書便の役務に関する料金の收受及び払戻しの方法
- 七 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- 八 その他信書便約款の内容として必要な事項

(信書便約款の認可を要しない提供条件)

第二十五条 法第十七条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件
- 二 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

(掲示等事項)

第二十六条 法第十八条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便物に表示される一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標章
- 二 天災その他やむを得ない事由により信書便の役務の利用を制限し、又は信書便の業務を停止する場合は、制限する利用の範囲又は停止する業務の内容、期間その他必要な事項

(公衆の閲覧の方法)

第二十六条の二 法第十八条の規定による公衆の閲覧は、一般信書便事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(信書便物であることの表示を要しない場合)

第二十七条 法第二十条の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 次条第二項第一号及び第二号に掲げる事項が表示されている信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者から引き渡されたとき。
- 二 差し出された信書便物に次条第二項第一号及び第二号(国際信書便の役務により送達される信書便物にあっては、同項第一号、第二号及び第四号)に掲げる事項が表示されている場合であって、かつ、一般信書便事業者が当該信書便物に同項第三号に掲げる事項を表示しないことについて当該信書便物の差出人が同意しているとき。

(信書便物であることの表示の方法)

第二十八条 法第二十条の信書便物であることの表示は、一般信書便事業者が、信書便物を引き受けた後、又は外国信書便事業者から信書便物を引き渡された後、速やかに行わなければならない。

2 前項の表示は、次に掲げる事項を信書便物の表面に明瞭に記載しなければならない。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は一般信書便事業者を示す標章
- 三 信書便物を引き受けた日
- 四 外国信書便事業者と協定又は契約を締結して行う国際信書便の役務により外国にあてて送達される信書便物にあっては、前三号に掲げる事項のほか、当該信書便物を取り扱う当該外国信書便事業者

者の氏名若しくは名称又は当該外国信書便事業者を示す標章

(還付できない信書便物の開披の方法)

第二十九条 一般信書便事業者は、法第二十一条第一項の規定により信書便物を開くときには、その事業場において信書便管理規程に基づき選任された信書便の業務を管理する者(第三十一条において「信書便管理者」という。)の立会いの下でこれを行い、当該信書便物を送達し、又は還付するために必要な事項を確認した後は、直ちに当該信書便物を修補しなければならない。

(開いてもなお還付できない信書便物の管理の方法)

第三十条 一般信書便事業者は、法第二十一条第二項の規定により信書便物を管理するときには、前条の規定による修補を行った後、その事業場の施錠できる場所において当該信書便物を保管し、その交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録しなければならない。

2 一般信書便事業者は、前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から三月以内にその交付を請求する者がいないときには、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却することができる。この場合において、当該一般信書便事業者は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管しなければならない。

3 一般信書便事業者は、第一項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分することができる。

(信書便管理規程の認可の申請)

第三十一条 法第二十二条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十四の申請書に、信書便管理規程(変更の認可申請の場合は、信書便管理規程の新旧対照)を添えて提出しなければならない。

2 法第二十二条第一項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - イ 信書便の業務の監督
 - ロ 顧客の情報及び信書便物の管理
- 二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- 三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- 四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

(業務の委託の認可の申請)

第三十二条 法第二十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 受託者が法第八条各号に該当しないことを示す書類
 - 二 委託契約書の写し
 - 三 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類
- 2 前項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定の期間内の委託に関し一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

(他の一般信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十三条 法第二十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十六の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

(外国信書便事業者との協定等の認可の申請)

第三十四条 法第二十五条の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類
 - イ 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
 - ロ 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

第三章 特定信書便事業

(事業の許可の申請)

第三十五条 法第三十条第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

(事業計画)

第三十六条 法第三十条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定信書便役務の種類
- 二 信書便物の引受けの方法
- 三 信書便物の配達の方法
- 四 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、前三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
 - イ 提供区域又は区間
 - ロ 信書便物の送達に用いる送達手段
 - ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項
- 五 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

(添付書類)

第三十七条 法第三十条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 信書便管理規程の概要を記載した書類
- 二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 四 特定信書便役務の内容を記載した書類
- 五 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
- 六 事業開始予定の日を記載した書類
- 七 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

- 八 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
- 九 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
- イ 既存の法人 定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
 - ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
 - ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
 - ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
- 十 法第八条各号に該当しないことを示す書類
- 3 法第二十九条の許可及び法第三十四条において準用する法第二十二条第一項の認可の申請を同時に行う場合にあつては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。

(事業の休止及び廃止の届出)

第三十八条 法第三十二条の届出をしようとする者は、様式第十九の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第三十九条 法第三十四条において準用する法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 特定信書便役務の種類の変更及びこれに伴う事業計画記載事項の変更
 - 二 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更(減少するものに限る。)
 - 三 法第二十九条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第三十四条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七条第二項第八号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内(地域である場合にあつては、当該地域の範囲内)における取扱地の変更
- 2 法第三十四条において準用する法第十二条第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に、第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(準用)

第四十条 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十四条までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二条及び第十四条中「第七条」とあるのは「第三十七条」と、第十五条第五号及び第十六条第四号中「第七条第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七条第二項第九号及び第十号」と、第十七条第四号中「第七条第二項第九号」とあるのは「第三十七条第二項第十号」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(報告書の提出)

第四十一条 法第三十七条第一項の規定により、一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に当該年度に係る事業報告書を、毎年七月十日までに前年四月一日から当年三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書は、様式第二十の事業概況報告書、貸借対照表及び損益計算書によるものとし、同項の事業実績報告書は、様式第二十一の信書便事業実績報告書によるものとする。

(臨時の報告)

第四十二条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者は、前条に定める報告書のほか、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 総務大臣又は総合通信局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(立入検査の身分証明書)

第四十三条 法第三十七条第三項の証明書は、様式第二十二によるものとする。

(意見の聴取の公告及び予告)

第四十四条 審理員は、法第四十条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2 審理員は、前項の意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取を開始すべき日の十日前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨をその処分に係る者又はその審査請求人に予告しなければならない。

(意見聴取会)

第四十五条 意見聴取会は、審理員が議長として主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。

3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席しようとする者は、審理員の許可を得なければならない。ただし、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者又はその代理人は、この限りでない。

4 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

5 意見聴取会においては、審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は審査請求書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

6 審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べるることができる。

7 議長は、審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人のする陳述又は証拠の提示が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これらの行為を制限することができる。

8 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

9 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

10 議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、審査請求人又はその代理人にこれを通知しなければならない。

(調書)

第四十六条 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

2 調書には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。

- 一 事案の件名
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名
- 四 審査請求人又はその代理人の住所及び氏名
- 五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名

- 六 出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名
 - 七 陳述の要旨
 - 八 証拠が提示されたときは、その旨
 - 九 その他参考となるべき事項
- 3 審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。

(権限の委任)

第四十七条 法第四十三条の規定により、特定信書便事業（その提供する信書便の役務のうち二以上の総合通信局長の管轄区域にわたる役務又は国際信書便の役務を含むものを除く。）に関する総務大臣の権限（法第三十四条において準用する法第二十七条及び第二十八条（第一号の規定による許可の取消しに係るものに限る。以下この条において同じ。）、法第三十八条並びに法第三十九条（法第三十四条において準用する法第二十七条及び第二十八条の規定による処分に係るものに限る。））に規定するものを除く。）は、総合通信局長に委任する。ただし、法第三十七条第一項及び第二項に規定する権限については、総務大臣が自ら行うことを妨げない。

(届出)

- 第四十八条 一般信書便事業者及び特定信書便事業者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときには、その旨を当該各号に掲げる総務大臣又は総合通信局長に届け出なければならない。
- 一 法第六条又は第二十九条の規定により一般信書便事業又は特定信書便事業を開始した場合 当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣又は総合通信局長
 - 二 法第十三条第一項（法第三十四条において準用する場合を含む。）に規定する一般信書便事業若しくは特定信書便事業の譲渡し及び譲受け又は同条第二項（法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併若しくは分割が終了した場合 当該事項の認可をした総務大臣又は総合通信局長
 - 三 法第十五条第一項又は第三十二条の規定により休止していた一般信書便事業又は特定信書便事業を再開した場合 当該一般信書便事業の休止の許可をした総務大臣又は当該特定信書便事業の休止の届出を受理した総務大臣若しくは総合通信局長
 - 四 法第二十三条第一項（法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定により信書便の業務の一部を委託していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその委託を廃止した場合 当該委託を認可した総務大臣又は総合通信局長
 - 五 法第二十四条第一項又は第二十五条（これらの規定を法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定により他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結していた一般信書便事業者又は特定信書便事業者がその協定又は契約を廃止した場合 当該協定又は契約を認可した総務大臣又は総合通信局長
 - 六 法第二十六条又は第二十七条（これらの規定を法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令を実施した場合 当該命令を発した総務大臣又は総合通信局長
 - 七 一般信書便事業者又は特定信書便事業者たる法人であつて、役員又は社員に変更があつた場合 当該一般信書便事業又は特定信書便事業の許可をした総務大臣又は総合通信局長
- 2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第七号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）行わなければならない。
- 3 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併又は分割があつたときは、その登記事項証明書、役員又は社員に変更があつたときは、新たに役員又は社員になった者が法第八条第一号及び第二号の規定に該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 届出事項
- 三 届出事由の発生の日

(書類の提出)

第四十九条 法及びこの省令の規定により総合通信局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する総合通信局長に提出しなければならない。

2 法及びこの省令の規定により総務大臣に提出すべき申請書又は届出書は、申請又は届出をしようとする者の住所を管轄する総合通信局長を経由して提出することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日総務省令第六十五号)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月十九日総務省令第四十二号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年四月二十六日総務省令第七十五号)

この省令は、会社法 (平成十七年法律第八十六号) の施行の日 (平成十八年五月一日) から施行する。

附 則 (平成十九年三月三十一日総務省令第五十号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年十一月二十八日総務省令第二百二十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号) の施行の日 (平成二十年十二月一日) から施行する。

附 則 (平成二十五年十二月二日総務省令第百号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成二十四年法律第六十八号) の施行の日 (平成二十六年四月一日。以下「施行日」という。) から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第三条 一般信書便事業者は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定の例により、民間事業者による信書の送達に関する法律第十六条第一項に規定する一般信書便役務に関する料金 (実施予定日が施行日以後であるものに限る。) を定め、同項の規定による届出をすることができる。

附 則 (平成二十七年十一月二十七日総務省令第九十八号)

この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十七年法律第三十八号) の施行の日 (平成二十七年十二月一日) から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十三日総務省令第二十六号）

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成三十一年四月十五日総務省令第五十号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日総務省令第十九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年七月八日総務省令第二十五号）

（施行期日）

- 1 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 一般信書便事業者は、施行日前においても、この省令による改正後の民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則第二十三条の規定の例により、民間事業者による信書の送達に関する法律第十六条第一項に規定する一般信書便役務に関する料金（実施予定日が施行日以後であるものに限る。）を定め又は変更し、同項の規定による届出をすることができる。

附 則（令和二年四月一日総務省令第三十二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月十五日総務省令第百十八号）

この省令は、令和二年十二月二十五日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日総務省令第四十三号）

この省令は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。

附 則（令和三年七月十三日総務省令第六十八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年十二月二十七日総務省令第百二号）

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表（第四条関係）

重 量	地 帯		
	第一地帯	第二地帯	第三地帯
250グラムまで	1,200円	1,400円	1,600円
250グラムを超え 500グラムまで	1,500円	1,800円	2,200円
500グラムを超え 1キログラムまで	2,200円	2,800円	3,600円
1キログラムを超え 2キログラムまで	2,900円	4,100円	5,700円
2キログラムを超え 3キログラムまで	3,600円	5,400円	7,800円
3キログラムを超え 4キログラムまで	4,300円	6,700円	9,900円

（備考） 各地帯の地域の明細については、付表※に掲げるところによる。

※ 付表 各地帯の地域の明細表については、P.74～75の表のとおり。

付表 各地帯の地域の明細表

第1地帯	第2地帯		
	[アジア]	[オセアニア地域]	[ヨーロッパ]
アフガニスタン	オーストラリア	アイスランド	アラブ首長国連邦
アメリカ合衆国の海外領土	キリバス	アイルランド	イエメン
ウエーキ	クック諸島	アゼルバイジャン	イスラエル
北マリアナ諸島	サモア	アルバニア	イラク
グアム	ソロモン	アルメニア	イラン
ミッドウェイ諸島	ツバル	アンドラ	オマーン
インド	トンガ	イタリア	カタール
インドネシア	ナウル	ウクライナ	キプロス
カンボジア	ニュー・カレドニア	ウズベキスタン	クウェート
北朝鮮	ニュージーランド	英国	サウジアラビア
シンガポール	バヌアツ	エストニア	シリア
スリランカ	バプアニューギニア	オーストリア	トルコ
タイ	ビトケアン	オランダ	バーレーン
大韓民国	フィジー	ガーンジー	ヨルダン
台湾	仏領ポリネシア	カザフスタン	レバノン
中華人民共和国	その他のオセアニアの諸島	ギリシャ	
ネパール	[北米、中米及び西インド諸島]	キルギス	
パキスタン	アメリカ合衆国	クロアチア	
パラオ	アメリカ合衆国の海外領土	コソボ	
バングラデシュ	プエルト・リコ	サンマリノ	
東ティモール	米領ヴァージン諸島	ジャージー	
フィリピン	アンギラ	ジョージア	
ブータン	アンティグア・バーブーダ	スイス	
ブルネイ	英領ヴァージン諸島	スウェーデン	
ベトナム	エルサルバドル	スペイン	
香港	オランダ領アンティル及びバルバドス	スペインの海外領土	
マーシャル	ガドループ	カナリー諸島	
マカオ	カナダ	ジャデユ	
マレーシア	キューバ	セウタ	
マイクロネシア	グアテマラ	チャファリナス諸島	
ミャンマー	グレナダ	バレアレス諸島	
モルディブ	ケイマン諸島	メリリア	
モンゴル	コスタリカ	スロバキア	
ラオス	サンピエール及びミクロン	スロベニア	
	ジャマイカ	セルビア	
	セントクリストファー・ネビス	タジキスタン	
	セントビンセント	チェコ	
	セントルシア	デンマーク	
	タークス及びカイコス諸島	ドイツ	
	ドミニカ	トルクメニスタン	
	ドミニカ共和国	ノルウェー	
	トリニダード・トバゴ	バチカン	
	ニカラグア	ハンガリー	
	ハイチ	フィンランド	
	パナマ	フランス	
	パナマ	ブルガリア	
	バミューダ諸島	ベラルーシ	
	バルバドス	ベルギー	
	バリーズ	ポーランド	
	ボンジュラス	ボスニア・ヘルツェゴビナ	
	マルチニーク	ポルトガル (アゾレス諸島及びマデイラ諸島を含む。)	
	メキシコ	ウクライナ共和国	
	モントセラト	マルタ	
		モナコ	
		モルドバ	
		モンテネグロ	
		ラトビア	
		リトアニア	
		リヒテンシュタイン	
		ルーマニア	
		ルクセンブルク	
		ロシア	

第3地帯	
[アフリカ]	[南米]
アセンション	アルゼンチン
アルジェリア	ウルグアイ
アンゴラ	エクアドル
ウガンダ	ガイアナ
エジプト	コロンビア
エスワティニ	スリナム
エチオピア	チリ
エリトリア	パラグアイ
ガーナ	フォークランド諸島 (マクドナルド諸島)
カーボベルデ	仏領ギアナ
ガボン	ブラジル
カメルーン	ベネズエラ
ガンビア	ペルー
ギニア	ボリビア
ギニアビサウ	
ケニア	
コートジボワール	
コモロ	
コンゴ共和国	
コンゴ民主共和国	
サントメ・プリンシペ	
ザンビア	
シエラレオネ	
ジブチ	
ジンバブエ	
スーダン	
セーシェル	
赤道ギニア	
セネガル	
セント・ヘレナ	
ソマリア	
タンザニア	
チャド	
中央アフリカ	
チュニジア	
トーゴ	
トリスタン・ダ・クーニャ	
ナイジェリア	
ナミビア	
ニジェール	
ブルキナファソ	
ブルンジ	
ベナン	
ボツワナ	
マダガスカル	
マラウイ	
マリ	
南アフリカ共和国	
南スーダン	
モーリシャス	
モーリタニア	
モザンビーク	
モロッコ	
リビア	
リベリア	
ルワンダ	
レソト	
レユニオン	

様式第1（第5条関係）

一般信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第6条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(1) 信書便物の引受けの方法

イ 信書便差出箱の構造及び外観

注 信書便差出箱の構造及び外観は、信書便差出箱の種類ごとに信書便物の差入口及び取出口の構造、材質、色その他の外観図並びに外面に表示する事項を記載すること。

ロ 信書便差出箱の設置の方針

注 信書便差出箱の設置の方針は、第9条第1号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとの人口一人当たりの信書便差出箱の最低設置数並びに各市町村内及び各特別区内における信書便差出箱の設置場所の決定方針を記載すること。

ハ 信書便差出箱から信書便物の取集めの業務を行わないこととする日その他の条件がある場合にあっては、当該条件

ニ 信書便差出箱の設置のほか、他の方法により信書便物を引き受ける場合にあっては、当該信書便物の引受けの方法

(2) 信書便物の配達の方法

イ 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあっては、当該日

注 「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の1月3日まで」、「土曜日及び日曜日」のように記載すること。

ロ 一般信書便物をその宛て所に配達しない地域その他の条件がある場合にあっては、当該条件及びその場合の配達の方法

注 当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。

(3) 一般信書便物の送達日数

注 一般信書便物の送達日数は、法第2条第4項第2号に規定する地域及び第3条に規定する地域の区分ごとの最長送達日数を記載すること。

(4) 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注 引受地又は配達地ごとに記載すること。

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

注 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第2 (第7条、第15条、第16条、第37条、第40条関係)

事業収支見積書

項目		年月日～年月日	備考
収 入	信書便事業収入 (何) 事業収入 その他収入 合計	千円	
	支 出		
	信書便事業支出 人件費 経費 業務委託費 減価償却費 その他 租税公課 (何) 事業支出 支払利息 その他支出 法人税及び住民税 合計		
	差引利益		

注1 当初の事業年度及び翌事業年度について作成すること。

2 信書便事業以外の事業について、(何) 事業収入及び(何) 事業支出として記載すること。

3 備考欄には、算出の根拠その他参考となる事項を記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第3 (第7条、第37条関係)

事業開始に要する資金及びその資金の調達方法

1 事業開始に要する資金 (単位 : 円)

項 目		事業開始に要する資金
信書便差出箱その他の事業の用に供する機械及び器具費	取得価格 (割賦未払金を含む全額)	
	賃借料の1カ年分	
営業所、事業場その他の事業用不動産の取得価格又は賃借料の1カ年分		
人件費の2カ月分		
業務委託費の2カ月分		
その他費用の2カ月分		
事業開始に要する資金の合計		(A)
自己資金の合計		(B)
自己資金比率 (B) ÷ (A) × 100		%

注1 信書便差出箱その他の事業の用に供する機械及び器具費の欄には、取得の場合と賃借の場合について、それぞれ項目を分けて計上すること。この場合において、取得の場合は、取得価格(割賦未払金を含む)を計上し、賃借の場合は、賃借料の1カ年分を計上すること。ただし、現に所有している機械及び器具については、取得価格から除くことができる。

2 営業所(信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。以下同じ。)、事業場(信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。以下同じ。)その他の事業用不動産の取得価格又は賃借料の1カ年分の欄には、「2 事業用不動産の取得価格又は賃借料の不動産別内訳」の合計額を計上すること。この場合において、取得の場合は、取得価格(割賦未払金を含む)を計上し、賃借の場合は、賃借料及び敷金等の1カ年分を計上すること。

3 人件費の2カ月分の欄には、「3 人件費の部門別内訳」の合計額を計上すること。

4 業務委託費の2カ月分の欄には、信書便の業務の一部を委託する場合の費用の2カ月分を計上すること。

5 その他費用の2カ月分の欄には、事務用品費、水道光熱費その他の諸経費、登録免許税その他の事業開始に要する費用の合計額を計上すること。

2 事業用不動産の取得価格又は賃借料の不動産別内訳 (単位 : 円)

名称	所在地	取得又は賃借の別	面積 (㎡)	営業所の設置の有無	取得価格又は賃借料の1カ年分

注1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

2 取得価格又は賃借料の1カ年分の欄には、取得の場合は、取得価格(割賦未払金を含む)を計上し、賃借の場合は、賃借料及び敷金等の1カ年分を計上すること。ただし、現に所有している事業用不動産については、取得価格から除くことができる。

3 営業所又は事業場の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を

行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

3 人件費の部門別内訳 (単位 : 円)

作業部門従業員の人件費		事務部門従業員の 人件費	合 計
専従従業員の 人件費	兼務従業員の 人件費		
(人)	(人)	(人)	(人)

注 兼業従業員及び事務部門従業員の人件費及び従業員数は、各事業に従事した分量の割合で按分して計算することとし、それらの按分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、信書便事業に係る人件費及び従業員数を計上すること。

4 資金の調達方法 (単位 : 円)

調達資金の内訳	金 額
自己資金	
うち増資	
借入金	
その他	
合 計	

注1 既存法人の場合は、最近の事業年度の貸借対照表に基づき、記載すること。また、既存法人で増資により資金調達する場合については、増資の欄に増資計画を記載し、取締役会で増資する旨の決議をした議事録と、その出資に係る引受書等を添付すること。

2 設立法人の場合は、自己資金の欄にその出資者名と出資金額を記入すること。

3 借入金の欄には、借入先ごとに借入金額を記入すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4 (第11条、第40条関係)

信書便事業氏名等変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

次のとおり変更したので、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第10条(同法第34条において準用する同法第10条)の規定により、届け出ます。

変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第5 (第12条、第40条関係)

事業計画変更認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第12条第1項(同法第34条において準用する同法第12条第1項)の規定により、同法第7条第1項第2号の事業計画を次のとおり変更したいので申請します。

変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項の欄には、一般信書便事業者にあつては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、同法第2条第7項第2号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6 (第13条、第39条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第12条第3項(同法第34条において準用する同法第12条第3項)の規定により、届け出ます。

変更事項		
変更内容	変 更 前	変 更 後
変更年月日		
変更の理由		

注1 変更事項の欄には、一般信書便事業者にあつては、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、一般信書便物の送達日数又はその他の事業計画記載事項の別を、特定信書便事業者にあつては、特定信書便役務の種類、信書便物の引受けの方法、信書便物の配達の方法、同法第2条第7項第2号の特定信書便役務に係る事項又はその他の事業計画記載事項の別を記載すること。

2 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。

様式第7 (第15条、第40条関係)

事業譲渡譲受認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

譲渡人住所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

(ふりがな)

譲受人住所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第13条第1項(同法第34条において準用する同法第13条第1項)の規定により、次のとおり事業の譲渡し及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

譲渡予定年月日	
譲渡譲受する事業の許可の番号及び年月日	
譲渡しの理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第8 (第16条、第40条関係)

合併(分割)認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

合併後存続(合併により設立)する又は分割により当該事業の全部を承継する法人の名称及び代表者(設立委員会の代表者)の氏名

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第13条第2項(同法第34条において準用する同法第13条第2項)の規定により、次のとおり法人の合併(分割)の認可を受けたいので申請します。

当事者	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 住 所	
	許可の番号及び年月日	
	(ふりがな) 名 称	
	(ふりがな) 住 所	
	許可の番号及び年月日	
合併(分割) 予定年月日		
合併(分割)を必要とする理由		

注1 許可の番号及び年月日の欄には、当事者が一般信書便事業者又は特定信書便事業者以外の者である場合は記載を要しない。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第9 (第17条、第40条関係)

相続認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第14条第1項(同法第34条において準用する同法第14条第1項)の規定により、次のとおり相続人の事業継続の認可を受けたいので申請します。

被相続人の氏名及び住所	
相続して経営しようとする被相続人の事業の内容	
相続開始の期日	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第10 (第18条関係)

事業休止 (廃止) 許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第15条第1項の規定により、次のおり一般信書便事業の休止 (廃止) の許可を受けたいので申請します。

休止の予定年月日及び予定期間 (廃止予定年月日)	
休止 (廃止) を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第11（第19条関係）

解散認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（名称及び代表者の氏名を記載すること。）

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第15条第2項の規定により、次のおり法人の解散の決議（総社員の同意）の認可を受けたいので申請します。

解散予定年月日	
---------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 12 (第 20 条関係)

料金設定 (変更) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり一般信書便役務に関する料金の設定 (変更) を届け出ます。

料金を適用する期間	
料金の種類	
料金の額及び適用方法	
実施予定日	
変更を必要とする理由	

注 1 料金を適用する期間の欄には、限定する場合に限り記載すること。

- 2 料金の種類の欄には、一般信書便物の送達の役務に係る料金 (以下「送達料金」という。) と一般信書便物の送達の役務に付加する役務に係る料金 (以下「付加料金」という。) とを区分して記載することとし、送達料金については、第 22 条に規定する大きさ及び形状の基準に適合する 25 グラム以下の信書便物 (以下「定形信書便物」という。) の送達料金とそれ以外の送達料金の区分ごとに記載すること。また、付加料金については、「書留」、「速達」等の当該役務の名称を記載すること。
- 3 料金の額及び適用方法の欄には、「重量別」、「大口割引」等の料金の計算方法、「紙製」、「窓付き封筒」等の信書便物の包装その他の形状の条件その他の料金の適用方法ごとに料金の額を記載すること。
- 4 定形信書便物の送達料金について第 22 条第 1 号並びに第 2 号イ及びロに規定する事項以外の信書便物の包装その他の形状の条件を定める場合は、定形信書便物の送達料金の適用方法に当該条件及び当該条件を定める理由を記載すること。
- 5 変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第13 (第24条、第40条関係)

信書便約款設定 (変更) 認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第17条第1項 (同法第33条第1項) の規定により、別紙のとおり信書便約款の設定 (変更) の認可を受けたいので申請します。

実施予定日	
-------	--

注1 許可の番号及び年月日の欄には、同法第29条の許可の申請と同時に行う場合は記載を要しない。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第14（第31条、第40条関係）

信書便管理規程設定（変更）認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

（ふりがな）

住 所

（ふりがな）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第22条第1項（同法第34条において準用する同法第22条第1項）の規定により、別紙のとおり信書便管理規程の設定（変更）の認可を受けたいので申請します。

注1 許可の番号及び年月日の欄には、同法第29条の許可の申請と同時に行う場合は記載を要しない。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第15 (第32条、第40条関係)

業務委託認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第23条第1項(同法第34条において準用する同法第23条第1項)の規定により、次のとおり信書便の業務の一部の委託の認可を受けたいので申請します。

受託者の氏名及び住所	
委託しようとする信書便の業務	
委託しようとする期間	
委託を必要とする理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16 (第33条、第40条関係)

事業協定等締結認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第24条第1項(同法第34条において準用する同法第24条第1項)の規定により、次のとおり他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
締結しようとする協定又は契約の概要	
予定する協定又は契約の期間	
協定又は契約の締結を必要とする理由	
その他参考となる事項	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第17 (第34条、第40条関係)

外国信書便事業者との事業協定等締結認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第25条 (同法第34条において準用する同法第25条) の規定により、次のとおり外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定等の締結の認可を受けたいので申請します。

協定又は契約の相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所		
外国信書便事業者が信書の送達の事業に相当する事業を営む国		
締結しようとする協定又は契約の概要	外国信書便事業者との間の責任関係	
	外国信書便事業者との間で信書便物の授受を行う場所及びその方法	
予定する協定又は契約の期間		
協定又は契約の締結を必要とする理由		
その他参考となる事項		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第 18 (第 35 条関係)

特定信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 29 条の規定により、特定信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

(1) 特定信書便役務の種類

注 法第 2 条第 7 項各号に規定する特定信書便役務の種類別に該当するものを記載すること。該当するものが複数ある場合には、その全てを記載すること。

(2) 信書便物の引受けの方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあつては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の引受けの方法を記載すること。

(3) 信書便物の配達の方法

注 複数の種類の特定信書便役務を提供する場合にあつては、特定信書便役務の種類ごとに信書便物の配達の方法を記載すること。

(4) 法第 2 条第 7 項第 2 号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあつては、(1) から (3) までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 提供区域又は区間

注 「東京都 23 区内」、「東京都千代田区、神奈川県横浜市相互間」のように記載すること。提供区域又は区間が複数ある場合には、その全てを記載すること。

ロ 信書便物の送達に用いる送達手段

注 複数の提供区域又は区間において法第 2 条第 7 項第 2 号に係る特定信書便役務を提供する場合にあつては、提供区域又は区間ごとに記載すること。

ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあつては、その事業の計画が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

(5) 国際信書便の役務にあつては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

注 引受地又は配達地ごとに記載すること。

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

注 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

3 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

法第 33 条第 3 項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款

上記以外の信書便約款

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 19 (第 38 条関係)

特定信書便事業休止 (廃止) 届出書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

特定信書便事業を休止 (廃止) したので、民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 32 条の規定により、届け出ます。

休止年月日及び予定期間 (廃止年月日)	
---------------------	--

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第20 (第41条関係)

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

1 経営形態及び資本

経営形態 (該当事項を○で囲むこと。)	株式会社 合同会社	資 本	資本の額又は 出資の総額	千円	株 式	発行する 株式の総数	株
	合名会社 個人		当期中の 増減額	千円			株
	合資会社 その他		株主(社員又 は組合員数)	人	式	発行済株式 の総数	株

2 役員

	役職名	氏 名	常勤非常勤の別
取締役 (理事)等			
監査役 (監事)等			

3 行っている事業

事業の種類	従業者数 (人)	営業収入(売上高) 構成比率(%)	事業の種類	従業者数 (人)	営業収入(売上高) 構成比率(%)
			合 計		100%

注1 事業の種類は、日本標準産業分類の分類に基づき、記載すること。

- 2 従業者数は、給料支払の対象となった月別支給人員（臨時雇用員にあつては、25人日を1人として換算）の該当事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
- 3 他の事業を兼務している従業者については、各事業に従事した分量の割合であん分して計算することとし、それらのあん分が明らかでないときは、均等に従事したものとして、従業者数を計上すること。
- 4 適用する信書便約款（該当する口欄にレ印を記入する。）
 - 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款
 - 上記以外の信書便約款
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第21（第41条関係）

区分	一般信書便事業者	特定信書便事業者
----	----------	----------

注 区分の欄は、該当事項を○で囲むこと。

信書便事業実績報告書

年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

許可の番号及び年月日

1 引受信書便物数実績

役 務	引 受 物 数 (通)	営 業 収 入 (千円)
一 般 信 書 便 役 務		
特 定 信 書 便 役 務		
1 号 役 務		
2 号 役 務		
3 号 役 務		
国 際 信 書 便 の 役 務		
そ の 他		
合 計		

注1 役務の欄には、該当事項を○で囲むこと。また、引受物数については、引き受けたことを記録する役務については実数を、引き受けたことを記録しない役務については営業収入を当該役務の基本料金の平均額で割り戻す等の適宜の方法により推計して計上するとともに、算出方法を添付すること。

2 特定信書便役務の欄には、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項に掲げる区分ごとに引受物数及び営業収入（国際信書便の役務の引受物数及び営業収入を除く。）を計上すること。

3 国際信書便の役務の欄には、取扱地ごとに区分して引受物数及び営業収入を計上すること。

2 信書便差出箱設置数

信 書 便 差 出 箱 設 置 数	個
----------------------	---

(年3月31日現在)

注 一般信書便事業者のみ記載すること。また、国勢調査の結果が新たに公表された年は、適宜の様式により第9条第1号イからホまでに掲げる市町村又は特別区の区分ごとに各市町村又は各特別区に設置する信書便差出箱設置数を報告すること。

3 紛失その他の事故の状況

紛失 (件)	毀損 (件)

4 事業用不動産の一覧

名称	所在地	面積 (㎡)	営業所の設置の有無

(年3月31日現在)

注1 事業用不動産の所在地ごとに記載すること。この場合において、事業用不動産の所在地は、都道府県ごとに整理して記載すること。

2 営業所（信書便物の引受けの業務を行う場所をいう。）又は事業場（信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行う場所をいう。）の用に供する場所がある事業用不動産については、その見取図を添付すること。また、見取図には、「信書便物の引受けの業務を行う場所」、「信書便物であることの表示の業務を行う場所」、「還付できない信書便物の措置の業務を行う場所」のように、当該場所において行われる作業内容、面積及び信書便事業「専用」又は「兼用」の別を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第22 (第43条関係)

(表)

氏名	所属	省	民間事業者による信書の送達に関する法律 第三十七条第三項の規定による 信書便検査職員による	総務	有効期間	第	発行
						号	
						年	年
						月	月
						日	日

(裏)

民間事業者による信書の送達に関する法律抜粋

第37条

2 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、一般信書便事業者又は特定信書便事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。

《参考》施行規則第40条の規定による準用・読替え後の施行規則第3章

- ※ あくまで読者の便宜に資するための試案であり、正式なものではない。正確を期すときは必ず元の条文に当たること。
- ※ ゴシック体小文字の条文は、第40条の規定により準用された一般信書便事業者に係る条文。そのうち、抹消線部分は読替え前の規定であり、下線部分は読替え後の規定。枠囲み部分は、元の条文では一般信書便事業者又は一般信書便事業と規定されていた部分。

第三章 特定信書便事業

(事業の許可の申請)

第三十五条 法第三十条第一項の申請書は、様式第十八によるものとする。

(事業計画)

第三十六条 法第三十条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定信書便役務の種類
- 二 信書便物の引受けの方法
- 三 信書便物の配達の方法
- 四 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、前三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
 - イ 提供区域又は区間
 - ロ 信書便物の送達に用いる送達手段
 - ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあっては、その事業の計画が道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項
- 五 国際信書便の役務にあっては、当該役務に係る外国の国名、地域名又は地名

(添付書類)

第三十七条 法第三十条第二項の事業収支見積書は、様式第二によるものとする。

2 法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 信書便管理規程の概要を記載した書類
- 二 信書便の業務の一部を委託する場合は、受託者との契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 三 他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、その者との協定書若しくは契約書の写し又はその計画を記載した書類
- 四 特定信書便役務の内容を記載した書類
- 五 信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合であって行政庁の許可その他の処分を要するときは、その許可証等の写し（許可等の申請をしている場合は、その申請書の写し）又はその手続の状況を記載した書類
- 六 事業開始予定の日を記載した書類
- 七 様式第三による事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 八 国際信書便の役務を提供する場合は、当該役務に係る外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
- 九 当該許可を受けようとする申請者の次に掲げる区分に応じ、次に掲げる書類
 - イ 既存の法人 定款の謄本及び登記事項証明書、最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿及び履歴書
 - ロ 株式会社を設立しようとする者 定款の謄本、発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

- ハ ロ以外の法人を設立しようとする者 定款の謄本並びに発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ニ 個人 資産目録、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに履歴書
 - ホ 外国人 国内における住所又は居所を証する書類
 - ヘ 外国法人 国内における代表者の氏名並びに主たる営業所の名称及び所在地を証する書類
 - 十 法第八条各号に該当しないことを示す書類
- 3 法第二十九条の許可及び法第三十四条において準用する法第二十二条第一項の認可の申請を同時に行う場合にあつては、法第三十条第二項の総務省令で定める事項を記載した書類は、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第十号までに掲げる書類とする。

(事業の休止及び廃止の届出)

第三十八条 法第三十二条の届出をしようとする者は、様式第十九の届出書を提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第四十条において準用する第十一条 法第三十四条において準用する法第十条の届出をしようとする者は、当該変更が行われたことを証する書類を添えて、様式第四の届出書を提出しなければならない。

(事業計画の変更の認可の申請)

第四十条において準用する第十二条 法第三十四条において準用する法第十二条第一項の変更の認可を受けようとする者は、様式第五の申請書に、第七条第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第三十九条 法第三十四条において準用する法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

- 一 特定信書便役務の種類~~の~~減少及びこれに伴う事業計画記載事項の変更
 - 二 法第二条第七項第二号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更(減少するものに限る。)
 - 三 法第二十九条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第三十四条において準用する法第十二条第一項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る第三十七条第二項第八号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内(地域である場合にあつては、当該地域の範囲内)における取扱地の変更
- 2 法第三十四条において準用する法第十二条第三項の規定による届出は、様式第六の届出書に、第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて提出しなければならない。

(事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略)

第四十条において準用する第十四条 法第三十四条において準用する法第十三条第一項の特定信書便事業の譲渡し及び譲受け、同条第二項の特定信書便事業者たる法人の合併若しくは分割、法第三十四条において準用する法第十四条第一項の相続、法第三十四条において準用する法第二十三条第一項の信書便の業務の一部の委託又は法第三十四条において準用する法第二十四条第一項若しくは法第三十四条において準用する第二十五条の信書の送達の事業に関する協定若しくは契約の認可を受けようとする特定信書便事業者は、これらの事由に伴って事業計画を変更しようとするときには、当該認可の申請書に事業計画について変更しようとする事項を記載した書類(新旧の対照を明示すること。)及び第七条第三十七条に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請)

第四十条において準用する第十五条 法第三十四条において準用する法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 譲渡しに関する契約書の写し
- 二 譲渡価額の算出の根拠その他譲渡の実施に関する細目を記載した書類
- 三 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 四 譲受人の譲受けの日以降における様式第二の事業収支見積書
- 五 譲受人が特定信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号第三十七条第二項第九号及び第十号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

(法人の合併及び分割の認可の申請)

第四十条において準用する第十六条 法第三十四条において準用する法第十三条第二項の認可を受けようとする者は、様式第八の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 二 合併又は分割の条件に関する説明書
- 三 合併又は分割の日以降における様式第二の事業収支見積書
- 四 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は当該分割により特定信書便事業者を承継する法人が特定信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第八号及び第九号第三十七条第二項第九号及び第十号に掲げる書類並びに他に行っている事業の種類を記載した書類

(相続人の事業継続の認可の申請)

第四十条において準用する第十七条 法第三十四条において準用する法第十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二 申請者の履歴書及び資産目録
- 三 申請者以外に相続人があるときは、その者の氏名及び住所を記載した書面並びに当該申請に対する同意書
- 四 申請者が特定信書便事業者以外の者であるときは、第七条第二項第九号第三十七条第二項第十号に掲げる書類及び他に行っている事業の種類を記載した書類

(信書便約款の認可の申請)

第四十条において準用する第二十四条 法第十七条第一項法第三十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十三の申請書に、信書便約款（変更の認可申請の場合は、信書便約款の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

2 法第十七条第一項法第三十三条第一項の信書便約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便の役務の名称及び内容
- 二 信書便物の引受けの条件
- 三 信書便物の配達条件
- 四 信書便物の転送及び還付の条件
- 五 信書便物の送達日数
- 六 信書便の役務に関する料金の收受及び払戻の方法
- 七 送達責任の始期及び終期並びに損害賠償の条件
- 八 その他信書便約款の内容として必要な事項

(信書便約款の認可を要しない提供条件)

第四十条において準用する第二十五条 法第十七条第一項法第三十三条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 信書便の役務の利用に際して利用者が記載する事項に関する書類の様式その他の利用者の権利及び義務に重要な関係を有しない信書便の役務に関する提供条件

二 信書便の役務の種類及び期間を限定して試験的に提供する信書便の役務に関する提供条件

(信書便物であることの表示を要しない場合)

第四十条において準用する第二十七条 法第三十四条において準用する法第二十条の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 次条第二項第一号及び第二号に掲げる事項が表示されている信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者から引き渡されたとき。
- 二 差し出された信書便物に次条第二項第一号及び第二号（国際信書便の役務により送達される信書便物にあつては、同項第一号、第二号及び第四号）に掲げる事項が表示されている場合であつて、かつ、特定信書便事業者が当該信書便物に同項第三号に掲げる事項を表示しないことについて当該信書便物の差出人が同意しているとき。

(信書便物であることの表示の方法)

第四十条において準用する第二十八条 法第三十四条において準用する法第二十条の信書便物であることの表示は、特定信書便事業者が、信書便物を引き受けた後、又は外国信書便事業者から信書便物を引き渡された後、速やかに行わなければならない。

2 前項の表示は、次に掲げる事項を信書便物の表面に明瞭に記載しなければならない。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 特定信書便事業者の氏名若しくは名称又は特定信書便事業者を示す標章
- 三 信書便物を引き受けた日
- 四 外国信書便事業者と協定又は契約を締結して行う国際信書便の役務により外国にあてて送達される信書便物にあつては、前三号に掲げる事項のほか、当該信書便物を取り扱う当該外国信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該外国信書便事業者を示す標章

(還付できない信書便物の開披の方法)

第四十条において準用する第二十九条 特定信書便事業者は、法第三十四条において準用する法第二十一条第一項の規定により信書便物を開くときには、その事業場において信書便管理規程に基づき選任された信書便の業務を管理する者（第四十条において準用する第三十一条において「信書便管理者」という。）の立会いの下でこれを行い、当該信書便物を送達し、又は還付するために必要な事項を確認した後は、直ちに当該信書便物を修補しなければならない。

(開いてもなお還付できない信書便物の管理の方法)

第四十条において準用する第三十条 特定信書便事業者は、法第三十四条において準用する法第二十一条第二項の規定により信書便物を管理するときには、前条の規定による修補を行った後、その事業場の施錠できる場所において当該信書便物を保管し、その交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録しなければならない。

- 2 特定信書便事業者は、前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から三月以内にその交付を請求する者がいないときには、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却することができる。この場合において、当該特定信書便事業者は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管しなければならない。
- 3 特定信書便事業者は、第一項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分することができる。

(信書便管理規程の認可の申請)

第四十条において準用する第三十一条 法第三十四条において準用する法第二十二条第一項の認可を受けよう

する者は、様式第十四の申請書に、信書便管理規程（変更の認可申請の場合は、信書便管理規程の新旧対照）を添えて提出しなければならない。

2 法第三十四条において準用する法第二十二条第一項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - イ 信書便の業務の監督
 - ロ 顧客の情報及び信書便物の管理
- 二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- 三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- 四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

（業務の委託の認可の申請）

第四十条において準用する第三十二条 法第三十四条において準用する法第二十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十五の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 受託者が法第八条各号に該当しないことを示す書類
- 二 委託契約書の写し
- 三 信書便物の授受の方法その他の委託の実施方法に関する細目を記載した書類

2 前項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定の期間内の委託に関し一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるものの記載及び添付を省略することができる。

（他の一般信書便事業者との協定等の認可の申請）

第四十条において準用する第三十三条 法第三十四条において準用する法第二十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第十六の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約の実施方法の細目を記載した書類

（外国信書便事業者との協定等の認可の申請）

第四十条において準用する第三十四条 法第三十四条において準用する法第二十五条の認可を受けようとする者は、様式第十七の申請書に、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 協定書又は契約書の写し
- 二 協定又は契約を締結しようとする外国信書便事業者に関する次に掲げる書類
 - イ 協定又は契約を締結しようとする相手方が外国において当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができることを証する書類
 - ロ 外国信書便事業者の取扱中における信書便物の責任に関する事項が適正かつ明確に定められている当該外国信書便事業者の約款その他の取扱内容を記載した書類

（準用）

第四十条 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条から第三十四条までの規定は特定信書便事業者について準用する。この場合において、第十二条及び第十四条中「第七条」とあるのは「第三十七条」と、第十五条第五号及び第十六条第四号中「第七条第二項第八号及び第九号」とあるのは「第三十七条第二項第九号及び第十号」と、第十七条第四号中「第七条第二項第九号」とあるのは「第三十七条第二項第十号」と読み替えるものとする。

○民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物を指定する件（平成15年総務省告示第203号）

民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の総務大臣の指定するものは、昭和二十二年通信省告示第三百八十四号（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件）に定める物とする。この場合において、九の項中「郵便物」とあるのは、「信書便物」と読み替えるものとする。

（参考）

○郵便法（昭和22年法律第165号）（抄）

第十二条（郵便禁制品） 左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの

○郵便法第十二条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物指定の件

（昭和22年通信省告示第384号）

一、爆発性の物

（一）発火剤類

発火剤、せん光剤、発えん剤、発煙剤及びテルミット

（二）火薬類

1. 硝酸塩及びこれを主とする有煙火薬（獵用若しくは鉱山用黒色火薬、アンモン火薬の類）
2. ニトロセルローズ及びこれを主とする無煙火薬（獵用無煙火薬の類）
3. ニトロセルローズとニログリセリンとの結合物を主とする無煙火薬

（三）爆薬類

1. 雷酸塩（雷こうの類）及び窒水素酸塩（窒化鉛の類）並びにこれらを主とする起爆薬
2. 硝酸塩、塩素酸塩及び過塩素酸塩並びにこれらを主とする爆薬（硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットの類）
3. 硝酸エステル（綿薬、硝酸でん粉、四硝酸ペンタエリスリツトの類）及びこれを主とする混和物
4. ニログリセリン及びニログリコール並びにこれらを主とする爆薬（各種のダイナマイトの類）
5. ニトロ化合物（トリニトロベンゾール、トリニトロトルオール、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゾール、テトリール、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミンの類）及びこれを主とする混和物

（四）火工品類

実包、空包、薬筒、薬包、弾薬筒、雷管、信管、火管、爆管、門管、導火線、導爆線、煙火、玩具煙火及びその他火薬若しくは爆薬を使用した火工品

（五）その他

メタアクリル酸メチルエステル、亜塩素酸塩（ネオシロツクスの類）及びこれを主とする製品

二、発火性の物

発火合金類、還元鉄、還元ニツケル、過マンガン酸カリ、黄りん、赤りん、硫化りん、マツチ、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム粉、アルミニウム粉、真ちう粉、亜鉛粉、銅粉、生石灰、過酸化物（過酸化鉛、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、過酸化カリの類）、カーバイト、りん化石灰及びハイドロサルファイト

三、引火性の物

（一）引火点摂氏三〇度以下のもの

（二）前号以外のもの

- 1 石油類（石油エーテル、ガソリン、石油ベンジン、天然ガス分離油、頁岩油、石炭液化油、タール類分りう油の類で引火点摂氏三〇度以下のもの）を主とする塗料、接合剤その他の製品（ラッカー、ラバーセメント、アスファルトプライマーの類）

2 アルコール類（メタノール、ブタノール及び変性アルコールを含む。）及びこれを六〇パーセント以上含有する化粧品、酒類その他の製品

3 コロジオン、ソルベントナフタ（コールタールナフタ）、テレピン油、しょう脳、松根油及びクレオソート油

四、可燃性ガス

ブタン、プロパン、アセチレン、塩化ビニールモノマその他の可燃性ガス

五、強酸化性の物

過酸化水素水（容量二〇パーセント以上のもの）

六、有毒若しくは悪臭ガス又は蒸気を発する物

毒ガス類（イペリット、ルイサイト、アダムサイトの類）、硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）、無水塩化アルミニウム、クロルベンゾール、クロルベンジル、クロルアセチル、クロルピクリン、プロム、プロムベンジル、五塩化りん、塩化硫黄、塩化第二すず、塩化スルフリル、アクロレイン、四塩化チタン及び四塩化けい素

七、有毒性の物

1 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤（シユラーダンOMPA、ペストツクス三の類）

2 四アルキル鉛（四エチル鉛、四メチル鉛の類）及びこれを含有する製剤

3 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（パラチオン、ホリドールの類）

4 ジメチルエチルメルカプトエチルホスフェイト及びこれを含有する製剤（メチルジメトン、メタシストツクスの類）

5 ジメチルー（ジエチルアミド—クロルクロトニル）—ホスフェイト及びこれを含有する製剤（ホスファミドンの類）

6 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤（メチルパラチオンの類）

7 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤（テツブ、ニツカリンPの類）

8 モノフルオール酢酸、モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤（モノフルオール酢酸ナトリウム、フラノトールの類）

9 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤（フツソールの類）

10 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤（ホストキシンの類）

八、強酸類

発煙硫酸、無水硫酸、硫酸、発煙硝酸、硝酸、無水りん酸（五酸化りん）クロルスルホン酸、ふつ化水素酸、塩酸及びぎ酸

九、放射性物質等

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）第二条第一号トに規定する放射性物質等。ただし、次に掲げるすべての条件を満たして差し出すもの（爆発性を有するものを除く。）を除く。

(一) 昭和三十二年運輸省告示第五百八十五号（船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示）第四条に規定するもの（同条第一号括弧書に規定する六フッ化ウランを除く。）であり、かつ、同号及び同条第二号に規定するものについては、放射能の量が、当該各号の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各表の下欄（同条第二号の表にあつては、中欄及び下欄）に掲げる量の十分の一を超えないものであること。

(二) 規則第八条第四項、第七十三条及び第八十三条第一項の規定に適合するように容器に収納し、又は包装したものであること。

(三) 郵便物の表面に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の文字、国連番号並びに差出人の氏名又は名称及び住所又は居所を規則第八条第一項、第九条及び第九十三条の規定に適合するように表示したものであること。

(四) 規則第十七条に規定する危険物明細書を添えて差し出すものであること。

○民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般信書便事業
 - 第1節 事業の許可（第3条・第4条）
 - 第2節 事業計画の変更の認可（第5条）
 - 第3節 事業の譲渡し及び譲受けの認可（第6条）
 - 第4節 法人の合併及び分割の認可（第7条）
 - 第5節 事業の相続の認可（第8条）
 - 第6節 事業の休止及び廃止の許可並びに法人の解散の認可（第9条・第10条）
 - 第7節 信書便約款の認可・変更の認可（第11条・第12条）
 - 第8節 信書便管理規程の認可・変更の認可（第13条・第14条）
 - 第9節 信書便の業務の一部の委託の認可（第15条・第16条）
 - 第10節 他の一般信書便事業者との協定等の認可（第17条・第18条）
 - 第11節 外国信書便事業者との協定等の認可（第19条・第20条）
- 第3章 特定信書便事業
 - 第1節 事業の許可（第21条・第22条）
 - 第2節 信書便約款の認可・変更の認可（第23条）
 - 第3節 事業計画の変更の認可（第24条）
 - 第4節 事業の譲渡し及び譲受けの認可（第25条）
 - 第5節 法人の合併及び分割の認可（第26条）
 - 第6節 事業の相続の認可（第27条）
 - 第7節 信書便管理規程の認可・変更の認可（第28条）
 - 第8節 信書便の業務の一部の委託の認可（第29条）
 - 第9節 他の一般信書便事業者との協定等の認可（第30条）
 - 第10節 外国信書便事業者との協定等の認可（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、民間事業者による信書の送達に関する法律に基づく許可及び認可に係る審査基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）法 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）をいう。
- （2）施行規則 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）をいう。

第2章 一般信書便事業

第1節 事業の許可

（趣旨）

第3条 法第6条の規定による一般信書便事業の許可は、この節の定めるところに従って行う。

（審査基準）

第4条 許可は、法第7条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各

号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

(1) 信書便物の引受けの方法

ア 信書便差出箱の構造及び外観

- (ア) 構造が容易に壊れにくく、かつ、信書便物の取出口に施錠することができるものであること。
- (イ) 信書便物の差入口の構造が信書便物を容易に抜き取ることができないようなものであること。
- (ウ) 外観が他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者の設置する信書便差出箱又は郵便差出箱と紛らわしいものでないこと。
- (エ) 信書便差出箱の見やすい所に当該信書便差出箱を設置した一般信書便事業者の氏名若しくは名称又は当該一般信書便事業者を示す標章、信書便差出箱を利用することができる日及び時間（信書便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る。）並びに信書便物の取集時刻の表示を付したものであること。

イ 信書便差出箱の設置の方針

- (ア) 人口一人当たりの信書便差出箱の最低設置数が、次に掲げる市町村又は東京都の特別区の区分ごとに定められた率以上であること。
 - A 東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市 0.0005
 - B 人口が10万人以上である市(Aに該当するものを除く。) 0.0006
 - C 人口が2万5千人以上10万人未満である市町村(Eに該当するものを除く。) 0.0008
 - D 人口が2万5千人未満である市町村(Eに該当するものを除く。) 0.0012
 - E 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とする市町村 0.0019

(イ) 信書便差出箱の設置場所の決定方針が、次のいずれにも適合していること。

- A 各市町村内及び各特別区内の人口分布状況その他の事情から判断して、信書便差出箱の設置場所が偏ったものでないこと。
- B 信書便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に出入りすることができる施設内であって往来する公衆の目につきやすい場所に設置するものであること。

ウ 信書便差出箱以外の引受けの方法

信書便差出箱を設置した上で、それ以外の方法によっても信書便物を引き受ける場合は、当該信書便物の引受けの方法が、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

(2) 信書便物の配達の方法

ア 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合は、その日が次に掲げる日に該当すること。

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日まで

(ウ) 一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合は、当該曜日((ア)及び(イ)に掲げる日を除く。)

イ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合は、次に定める場合に限るものであること。

(ア) 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合

(イ) 郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条で定める建築物に在る者に宛てて差し出された場合

(ウ) 同一建物内又は同一構内に在る者に宛てて差し出された場合(当該建物又は構内の管理者の事務所又は受付に配達することが可能な場合に限る。)

(エ) 咬癖のある犬その他人に危害を与える動物をその建物の敷地内において飼育し、又はその活

- 動を放置しているため、信書便の業務に従事する者の身体に危害の及ぶおそれがある場合において、その危険を防止する相当の措置が講ぜられないとき。
- (オ) 天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により配達することができない地域に宛てて差し出された場合
- (カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、信書便物をその宛て所に配達しないことにつき相当の事由がある場合
- (3) 一般信書便物の送達日数
- ア 信書便物の送達に利用できる交通手段が1日に1回以上ない離島から差し出され、又は当該離島に宛てて差し出される場合は、15日以内であること。
- イ ア以外の離島から差し出され、又は当該離島に宛てて差し出される場合は、6日以内であること。
- ウ ア及びイ以外の場合は、4日以内であること。
- (4) 事業収支見積書
- ア 開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること。
- イ 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。
- (5) 信書便管理規程の概要
- ア 信書便の業務を管理する者（以下「信書便管理者」という。）の事業場ごとの選任及び職務の概要が明確に記載され、かつ、職務に信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理が含まれていること。
- イ 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法の概要が明確に記載されていること。
- ウ 事故若しくは犯罪行為が発生した場合又は犯罪捜査に協力を求められた場合に、信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき措置の概要が明確に記載されていること。
- エ 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の概要が明確に記載されていること。
- (6) 業務の一部の委託
- 信書便の業務の一部を委託する場合は、次のいずれにも適合していること。
- ア 信書便の業務の一部を委託する方が自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。
- イ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密の保護が確保されているものであること。
- ウ 当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- エ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託（信書便物の取集、運送及び配達の一部に係る再委託であって、申請者が事前に承認したものを除く。）するものではないこと。
- (7) 他の一般信書便事業者等との協定又は契約
- ア 他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、次のいずれにも適合していること。
- (ア) 当該協定又は契約を締結する方が自ら当該協定又は契約に係る業務を実施するより経済的であることその他の当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
- (イ) 当該協定又は契約の内容が一般信書便役務を提供するためのものではないこと。
- イ 外国信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結する場合は、次のいずれにも適合していること。
- (ア) 当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。
- (イ) 当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- (ウ) 法第3条第4号に規定する信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域（関税法（昭和29年法律第61号）第29条に規定する保税地域をいう。第20条第4号

において同じ。)が明確に定められているものであること。

(エ) 当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約(平成12年条約第9号)により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

(8) 行政庁の許可等

信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。この場合においては、当該許可等を受けることを本件許可の停止条件とすること。

(9) 資金計画

ア 事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。

イ 資金の調達に明確な裏付けがあること。

(10) 国際信書便の役務

外国において信書の送達の事業を行う場合は、当該事業に係る事業者が、当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。

第2節 事業計画の変更の認可

(審査基準)

第5条 法第12条第1項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第3節 事業の譲渡し及び譲受けの認可

(審査基準)

第6条 法第13条第1項の認可については、事業の全部を対象とした譲渡し及び譲受けに限り本章第1節の規定を準用する。

第4節 法人の合併及び分割の認可

(審査基準)

第7条 法第13条第2項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第5節 事業の相続の認可

(審査基準)

第8条 法第14条第1項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第6節 事業の休止及び廃止の許可並びに法人の解散の認可

(趣旨)

第9条 法第15条第1項の許可又は同条第2項の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第10条 許可又は認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 許可を受けようとする者の事業の全部を休止し、又は廃止するものであること。

(2) 当該事業の休止若しくは廃止又は法人の解散後に信書便差出箱に信書便物が差し出されることのないよう必要な措置を講じること。

(3) 当該事業の休止若しくは廃止又は法人の解散までに引き受けたすべての信書便物の配達その他の処理を完了すること。

(4) 前2号に掲げるもののほか、事業の休止若しくは廃止又は法人の解散により公共の利益が著しく阻害されるおそれがないこと。

第7節 信書便約款の認可・変更の認可

(趣旨)

第11条 法第17条第1項の規定による信書便約款の認可又は変更の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第12条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 役務の名称及び内容

提供する役務の内容が明確に定められていること。

(2) 引受けの条件

ア 信書便物として差し出すことができない物(法第48条第1項各号に定めるものに限る。)、信書便物の大きさ及び重量の制限、包装の方法、あて名の記載方法並びに引受けの場所が適正かつ明確に定められていること。

イ 次に掲げる事項が定められていること。

(ア) 信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を要求することができること並びに当該信書便物がアの信書便物として差し出すことができない物を内容として差し出された疑いがある場合は、郵便法(昭和22年法律第165号)第31条(第1項を除く。)に定める措置と同様の措置をとることができること。

(イ) 取扱中に係る信書便物がアの信書便物として差し出すことができない物を内容として差し出された疑いがある場合は、郵便法第32条に定める措置と同様の措置をとることができること。

(3) 配達条件

ア 配達を行わない日、あて所に配達しない場合の条件及びその場合の配達方法が明確に定められ、かつ、事業計画に適合していること。

イ 誤配達をし、その旨の通知を受けた場合に速やかに当該信書便物を引き取った上で受取人たるべき者に配達すること、及び誤配達の際の表示のある信書便物を信書便差出箱から取り集めた場合にも同様の措置をとることが定められていること。

(4) 転送及び還付の条件

転送及び還付の条件が明確に定められ、かつ、それらの条件に該当する場合は速やかに転送及び還付を行うことが定められていること。

(5) 送達日数

送達日数が明確に定められ、かつ、事業計画に適合していること。

(6) 料金の収受及び払戻しの方法

料金の収受及び払戻しの方法が明確に定められ、かつ、それらの方法が利用者の利便に配慮したものであること。

(7) 送達責任の始期及び終期

送達責任の始期及び終期が明確に定められていること。

(8) 損害賠償の条件

損害賠償の条件が明確に定められ、かつ、消費者契約法(平成12年法律第61号)第8条及び第9条の規定に抵触しないものであること。

(9) その他信書便約款の内容として必要な事項

他の一般信書便事業者若しくは特定信書便事業者又は外国信書便事業者と協定又は契約を締結して信書の送達の事業を行う場合は、当該協定又は契約に係る役務の責任に関する事項が明確に定められていること。

(10) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第8節 信書便管理規程の認可・変更の認可

(趣旨)

第13条 法第22条第1項の規定による信書便管理規程の認可又は変更の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第14条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

(1) 信書便管理者の選任等

- ア 信書便管理者が、事業場ごとに信書便の業務の管理責任を果たすことのできる役職者から選任されるものであること。
- イ 信書便管理者の職務内容が、信書便の業務の監督並びに顧客の情報及び信書便物の管理を含め、明確に定められていること。

(2) 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法が明確に定められていること。

(3) 事故発生時等の措置

- ア 事故若しくは犯罪行為が発生した場合又は犯罪捜査に協力を求められた場合に、信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき措置の具体的内容が明確に定められていること。
- イ 取扱中に係る信書便物又は信書便物以外の物に対する押収等の捜査が行われる場合に、信書便物と信書便物以外の物を物理的に容易かつ明確に区分できる体制が確保されていること。
- ウ 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第222条の規定に基づき、捜査機関が信書便物を押収する場合には、押収対象物を選別し、捜査機関に提供する旨定められていること。

(4) 教育及び訓練

信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の内容が明確に定められていること。

(5) その他当該一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適切なものであること。

第9節 信書便の業務の一部の委託の認可

(趣旨)

第15条 法第23条第1項の規定による信書便の業務の一部の委託の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第16条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

- (1) 信書便の業務の一部を委託する方が自ら当該業務を実施するよりも経済的であることその他の当該委託を必要とする特別の事情があること。
- (2) 当該委託に係る契約又は計画の内容が、信書便物の秘密の保護が確保されているものであること。
- (3) 当該委託に係る契約又は計画において、信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- (4) 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託(信書便物の取集、運送及び配達の一部に係る再委託であって、申請者が事前に承認したものを除く。)するものではないこと。

第10節 他の一般信書便事業者との協定等の認可

(趣旨)

第17条 法第24条第1項の規定による他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第18条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

- (1) 当該協定又は契約を締結する方が自ら当該協定又は契約に係る業務を実施するより経済的であることその他の当該協定又は契約の締結を必要とする特別の事情があること。
- (2) 当該協定又は契約の内容が一般信書便役務を提供するためのものではないこと。

第11節 外国信書便事業者との協定等の認可

(趣旨)

第19条 法第25条の規定による外国信書便事業者との信書の送達の事業に関する協定又は契約の認可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第20条 認可は、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。

- (1) 外国信書便事業者が当該外国の法令に準拠して信書の送達の事業を行うことができる者であること。
- (2) 当該協定又は契約において信書便物の秘密の保護に関する事項が明確に定められていること。
- (3) 当該協定又は契約において信書便物の取扱いに係る責任が明確に定められていること。
- (4) 法第3条第4号に規定する信書便物の送達を行う場合は、当該信書便物の授受を行う保税地域が明確に定められているものであること。
- (5) 当該協定又は契約の内容が、万国郵便条約により課せられた義務の遂行上支障をきたすものでないこと。

第3章 特定信書便事業

第1節 事業の許可

(趣旨)

第21条 法第29条の規定による特定信書便事業の許可は、この節の定めるところに従って行う。

(審査基準)

第22条 許可は、法第30条第1項の申請書及び同条第2項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

(1) 信書便物の引受け及び配達の方法

提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

(2) 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等

ア 提供区域又は区間及び信書便物の送達に用いる送達手段が、当該区域又は区間において信書便物の送達に用いる経路のうち、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して当該送達に用いる送達手段で当該経路を移動した場合に通常要する時間が最も長い経路を道路交通法の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守して移動した場合に要する時間並びに信書便物の引受け及び区分に要する時間を勘案し、信書便物の差出しから3時間以内に送達するものとして適切なものであること。

イ 信書便物の送達が車両によって行われる場合は、事業計画が道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、同法第66条の2第1項に規定する過労運転及び同法第75条第1項第7号に規定する自動車を離れて直ちに運転できない状態にする行為の防止の規定、同法第74条の3に規定する安全運転管理者による的確な業務の実施の規定その他の同法及び同法に基づく命令の規定を遵守して信書便物を送達するものとして適切なものであること。

(3) 事業収支見積書

- 第4条第4号によること。
- (4) 信書便管理規程の概要
第4条第5号によること。
- (5) 業務の一部の委託
第4条第6号によること。この場合において、同号エ中「取集、運送及び配達」とあるのは、「運送及び配達」とする。
- (6) 他の一般信書便事業者等との協定又は契約
第4条第7号（イ（エ）を除く。）によること。
- (7) 特定信書便役務の内容
提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第2条第7項各号の規定に適合すること。
- (8) 行政庁の許可等
第4条第8号によること。
- (9) 資金計画
第4条第9号によること。
- (10) 国際信書便の役務
第4条第10号によること。

第2節 信書便約款の認可・変更の認可

(審査基準)

第23条 法第33条第1項の認可又は変更の認可については、第2章第7節(第12条第3号アを除く。)の規定を準用する。この場合において、第12条第5号中「定められ、かつ、事業計画に適合していること。」とあるのは、「定められていること。」と読み替えるものとする。

第3節 事業計画の変更の認可

(審査基準)

第24条 法第34条において準用する法第12条第1項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第4節 事業の譲渡し及び譲受けの認可

(審査基準)

第25条 法第34条において準用する法第13条第1項の認可については、事業の全部を対象とした譲渡し及び譲受けに限り本章第1節の規定を準用する。

第5節 法人の合併及び分割の認可

(審査基準)

第26条 法第34条において準用する法第13条第2項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第6節 事業の相続の認可

(審査基準)

第27条 法第34条において準用する法第14条第1項の認可については、本章第1節の規定を準用する。

第7節 信書便管理規程の認可・変更の認可

(審査基準)

第28条 法第34条において準用する法第22条第1項の認可又は変更の認可については、第2章第8

節の規定を準用する。

第8節 信書便の業務の一部の委託の認可

(審査基準)

第29条 法第34条において準用する法第23条第1項の認可については、第2章第9節の規定を準用する。この場合において、第16条第4号中「取集、運送及び配達」とあるのは、「運送及び配達」とする。

第9節 他の一般信書便事業者との協定等の認可

(審査基準)

第30条 法第34条において準用する法第24条第1項の認可については、第2章第10節の規定を準用する。

第10節 外国信書便事業者との協定等の認可

(審査基準)

第31条 法第34条において準用する法第25条の認可については、第2章第11節（第20条第5号を除く。）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月23日総務省訓令第28号）

この訓令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に規定する規定の施行の日（平成18年6月1日）から施行する。

附 則（平成19年9月21日総務省訓令第40号）

この訓令は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日（平成19年10月1日）から施行する。

附 則（平成27年11月30日総務省訓令第41号）

この訓令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第38号）の施行の日（平成27年12月1日）から施行する。

附 則（平成28年6月3日総務省訓令第46号）

この訓令は、平成28年6月7日から施行する。

附 則（令和3年3月31日総務省訓令第13号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月13日総務省訓令第29号）

この訓令は、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第68号）の施行の日から施行する。

○民間事業者による信書の送達に関する法律関係参照条文

目次

信書便法参照条文

- 一 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）
 - 第一条、第二条、第四条、第七十六条
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
 - 第二条、第三条
- 三 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
 - 第十三条、第十五条第一項及び第三項、第十七条第一項、第十九条
- 四 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）
 - 第八条
- 五 行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）
 - 第九条第一項、第十一条第二項、第二十四条、第三十一条

信書便法施行規則参照条文

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）
 - 第二条、第三条
- 二 外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
 - 第七条第一項
- 三 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - 第二百五十二条の十九第一項
- 四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）
 - 第二条第一項
- 五 行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）
 - 第十三条第一項

信書便法審査基準参照条文

- 一 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）
 - 第三十一条、第三十二条、第四十三条
- 二 郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）
 - 第十条
- 三 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）
 - 第二十九条
- 四 消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）
 - 第八条、第九条
- 五 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）
 - 第百条、第二百二十二条第一項
- 六 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
 - 第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条の二、第七十五条第一項第七号

○郵便法（昭和22年法律第165号）（抄）

第一条（この法律の目的） この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条（郵便の実施） 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が行う。

第四条（事業の独占） 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

② 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

③ 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。

第七十六条（事業の独占を乱す罪） 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② 前項の場合において、金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

○国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（抄）

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

元日 一月一日 年のはじめを祝う。

成人の日 一月の第二月曜日 おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い
はげます。

建国記念の日 政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う。

天皇誕生日 二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

昭和の日 四月二十九日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。

憲法記念日 五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

みどりの日 五月四日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

こどもの日 五月五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

山の日 八月十一日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

敬老の日 九月の第三月曜日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

スポーツの日 十月の第二月曜日 スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。

3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

○行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 （略）

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（参加人）

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞

に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2・3 (略)

(聴聞の主宰)

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であった者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

○国家行政組織法（昭和23年法律第120号）（抄）

(審議会等)

第八条 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

○行政不服審査法（昭和37年法律第160号）（抄）

(審理員)

第九条 第四条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第十七条に規定する名簿を作成した場合にあっては、当該名簿に記載されている者）のうちから第三節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

- 一 内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会
- 二 内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法第八条に規定する機関
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関

2～4 (略)

(総代)

第十一条 (略)

2 共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）は、総代の互選を命ずることができる。

3～6 (略)

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

2 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも、前項と同様とする。

(口頭意見陳述)

第三十一条 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を

述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

信書便法施行規則参照条文

○国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（抄）

第二条 「国民の祝日」を次のように定める。

元日 一月一日 年のはじめを祝う。

成人の日 一月の第二月曜日 おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

建国記念の日 政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う。

天皇誕生日 二月二十三日 天皇の誕生日を祝う。

春分の日 春分日 自然をたたえ、生物をいつくしむ。

昭和の日 四月二十九日 激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。

憲法記念日 五月三日 日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

みどりの日 五月四日 自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

こどもの日 五月五日 こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

海の日 七月の第三月曜日 海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

山の日 八月十一日 山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。

敬老の日 九月の第三月曜日 多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

秋分の日 秋分日 祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

スポーツの日 十月の第二月曜日 スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。

文化の日 十一月三日 自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日 十一月二十三日 勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

第三条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

○外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（抄）

（外国為替相場）

第七条 財務大臣は、本邦通貨の基準外国為替相場及び外国通貨の本邦通貨に対する裁定外国為替相場を定め、これを告示するものとする。

2・3 （略）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一 児童福祉に関する事務

- 二 民生委員に関する事務
 - 三 身体障害者の福祉に関する事務
 - 四 生活保護に関する事務
 - 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
 - 五の二 社会福祉事業に関する事務
 - 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
 - 六 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務
 - 六の二 老人福祉に関する事務
 - 七 母子保健に関する事務
 - 七の二 介護保険に関する事務
 - 八 障害者の自立支援に関する事務
 - 八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務
 - 九 食品衛生に関する事務
 - 九の二 医療に関する事務
 - 十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
 - 十一 結核の予防に関する事務
 - 十一の二 難病の患者に対する医療等に関する事務
 - 十二 土地区画整理事業に関する事務
 - 十三 屋外広告物の規制に関する事務
- 2 (略)

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（抄）

（過疎地域）

第二条 この法律において「過疎地域」とは、次の各号のいずれかに該当する市町村（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）の区域をいう。

- 一 次のいずれかに該当し、かつ、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値（第十七条第九項を除き、以下「財政力指数」という。）で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・五一以下であること。ただし、イ、ロ又はハに該当する場合においては、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。
 - イ 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十年の人口で除して得た数値（以下この項において「四十年間人口減少率」という。）が〇・二八以上であること。
 - ロ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち六十五歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・三五以上であること。
 - ハ 四十年間人口減少率が〇・二三以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一一以下であること。
- ニ 国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二年の人口から当該市町村人口に係る平成二十七年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成二年の人口で除して得た数値が〇・二一以上であること。
- 三 四十年間人口減少率が〇・二三以上であり、かつ、財政力指数で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が〇・四以下であること。ただし、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成二十七年の人口から当該市町村人口に係る平成二年の人口を控除

して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が〇・一未満であること。
2 主務大臣は、過疎地域をその区域とする市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）を公示するものとする。

附 則

（この法律の失効）

第三条 この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

○行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）（抄）

（参加人）

第十三条 利害関係人（審査請求人以外の者であつて審査請求に係る処分又は不作為に係る処分の根拠となる法令に照らし当該処分につき利害関係を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）は、審理員の許可を得て、当該審査請求に参加することができる。

2～4 （略）

信書便法審査基準参照条文

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）（抄）

第三十一条（引受けの際の説明申告及び開示） 会社は、郵便物の引受けの際、郵便物の内容たる物の種類及び性質につき、差出人に説明を求めることができる。

② 前項の場合において、郵便物が差出人の説明と異なりこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、会社は、差出人にその開示を求めることができる。

③ 差出人が第一項の説明又は前項の開示を拒んだときは、会社は、その郵便物の引受けをしないことができる。

第三十二条（取扱中に係る郵便物の開示） 会社は、その取扱中に係る郵便物がこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

② 差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、会社は、その郵便物を開くことができる。ただし、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

第四十三条（高層建築物に係る郵便受箱の設置） 階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所の用に供する建築物で総務省令で定めるものには、総務省令の定めるところにより、その建築物の出入口又はその付近に郵便受箱を設置するものとする。

○郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）（抄）

（郵便受箱を設置すべき建築物）

第十条 法第四十三条の総務省令で定める建築物は、階数が三以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅、事務所又は事業所（以下「住宅等」という。）の用に供する建築物であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

一 当該建築物の出入口又はその付近に当該建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であつて特殊取扱としないものを受取人に代わつて受け取ることができる当該建築物の管理者の事務所又は受付（当該事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であつて特殊取扱としないもの受取を拒むものを除く。）があるもの

二 住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階にのみあるもの

○関税法（昭和29年法律第61号）（抄）

（保税地域の種類）

第二十九条 保税地域は、指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の五種とする。

○消費者契約法（平成12年法律第61号）（抄）

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者
にその責任の有無を決定する権限を付与する条項
 - 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるもの
に限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者
にその責任の限度を決定する権限を付与する条項
 - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた
損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者
にその責任の有無を決定する権限を付与する条項
 - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その
代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を
賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者
にその責任の限度を決定する権限を付与する条項
 - 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当
該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項に
おいて同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除し、又
は当該事業者
にその責任の有無を決定する権限を付与する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵
のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
 - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との
間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結された
ものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵に
よって当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれ
に代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを
合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同
種の消費者契約の解除に伴い当該事業者
に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数
が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損
害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、支払期日の翌日か
らその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支
払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて
計算した額を超えるもの 当該超える部分

○刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）（抄）

第一百条 裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物、信書便物又は電信に関する書類
で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させる
ことができる。

- ② 前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況のあるものに限る、これを差し押え、又は提出させることができる。
- ③ 前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第一百二条から第一百五条まで、第一百十條から第一百二条まで、第一百四十四條、第一百四十五條及び第一百四十八條から第一百四十四條までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第一百十八條、第一百二十條及び前條の規定によつてする押収又は搜索について、第一百十條、第一百一十條の二、第一百四十二條、第一百四十四條、第一百四十八條、第一百四十九條、第一百三十一條及び第一百三十七條から第一百四十條までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第一百十八條又は第一百二十條の規定によつてする検証についてこれを準用する。但し、司法巡査は、第二百二十二條から第一百四十四條までに規定する処分をすることができない。

②～⑦ (略)

○道路交通法（昭和35年法律第105号）（抄）

（最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示）

第二十二條の二 車両の運転者が前條の規定に違反する行為（以下この條及び第七十五條の二第一項において「最高速度違反行為」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この條において同じ。）の業務に関してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行つていないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 (略)

（過労運転に係る車両の使用者に対する指示）

第六十六條の二 車両の運転者が前條の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為（以下この條及び第七十五條の二第一項において「過労運転」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この條において同じ。）の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行つていないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

2 (略)

（安全運転管理者等）

第七十四條の三 自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定による貨物軽自動車運送事業を經營する者を除く。以下同じ。）及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を經營する者を除く。以下この條において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五條の二の二第一項において同じ。）で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

3 前項の交通安全教育は、第八十八條の二十八第一項の交通安全教育指針に従つて行わなければならない。

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならない。

- 5 自動車の使用者は、安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、選任した日から十五日以内に、内閣府令で定める事項を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 6 公安委員会は、安全運転管理者等が第一項若しくは第四項の内閣府令で定める要件を備えないこととなつたとき、又は安全運転管理者が第二項の規定を遵守していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認めるときは、自動車の使用者に対し、当該安全運転管理者等の解任を命ずることができる。
- 7 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、第二項の業務を行うため必要な権限を与えなければならない。
- 8 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第八十八条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

（罰則 第一項、第四項及び第六項については第二百二十条第一項第十一号の三、第二百二十三条 第五項については第二百二十一条第一項第九号の二、第二百二十三条）

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条 自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一～六 （略）

七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

2～11 （略）

○信書便事業における許認可に係る標準処理期間（平成27年総務省訓令第42号）

許認可の種類	法令名	根拠条項	標準処理期間	
《一般信書便事業》	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)			
事業の許可		第6条	1～2か月	
事業計画の変更の認可		第12条第1項	1～2か月	
事業の譲渡し及び譲受けの認可		第13条第1項	0.5～1か月	
法人の合併及び分割の認可		第13条第2項	0.5～1か月	
事業の相続の認可		第14条第1項	0.5～1か月	
事業の休止及び廃止の許可		第15条第1項	0.5～1か月	
法人の解散の認可		第15条第2項	0.5～1か月	
信書便約款の設定・変更の認可		第17条第1項	1～2か月	
信書便管理規程の設定・変更の認可		第22条第1項	1～2か月	
信書便の業務の一部の委託の認可		第23条第1項	0.5～1か月	
他の一般信書便事業者との協定等の認可		第24条第1項	0.5～1か月	
外国信書便事業者との協定等の認可		第25条	0.5～1か月	
《特定信書便事業》				
事業の許可		第29条	1～2か月	
信書便約款の設定・変更の認可		第33条第1項	1～2か月	
事業計画の変更の認可		第34条において準用する第12条第1項	1～2か月	
事業の譲渡し及び譲受けの認可		第34条において準用する第13条第1項	0.5～1か月	
法人の合併及び分割の認可		第34条において準用する第13条第2項	0.5～1か月	
事業の相続の認可		第34条において準用する第14条第1項	0.5～1か月	
信書便管理規程の設定・変更の認可	第34条において準用する第22条第1項	1～2か月		
信書便の業務の一部の委託の認可	第34条において準用する第23条第1項	0.5～1か月		
他の一般信書便事業者との協定等の認可	第34条において準用する第24条第1項	0.5～1か月		
外国信書便事業者との協定等の認可	第34条において準用する第25条	0.5～1か月		

○法第30条第1項第2号に規定する事業計画の記載例

1 事業計画

(1) 特定信書便役務の種類

- イ 法第2条第7項第1号に規定する特定信書便役務
- ロ 法第2条第7項第2号に規定する特定信書便役務
- ハ 法第2条第7項第3号に規定する特定信書便役務

(2) 信書便物の引受けの方法

イ 上記(1)イの場合

- (イ) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は(会社名)(以下「当社」という。)営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。
- (ロ) あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者の間を当社配送員が巡回して、通数その他必要事項を確認した上で、手渡しで引き受ける。
- (ハ) あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、各集配箇所、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

ロ 上記(1)ロの場合

電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

ハ 上記(1)ハの場合

- (イ) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。
- (ロ) あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者の間を当社配送員が巡回して、通数その他必要事項を確認した上で、手渡しで引き受ける。
- (ハ) あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、各集配箇所、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

(3) 信書便物の配達の方法

- イ 当社配送員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状又は信書便物の表面(以下「送り状等」という。)に記載された受取人(配達先が住宅の場合はその配達先における同居者又はこれに準ずる者、配達先が住宅以外の場合はその管理者又はこれに準ずる者を含む。以下同じ。)に対面で引き渡す。ただし、差出人の申出により当該信書便物を引き渡す際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求める。
- ロ 当社配送員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状等に記載された受取人の郵便受箱(新聞受箱等これに準ずる物を含む。)又はメール室(法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいう。)に配達する。

(4) 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合にあっては、(1)から(3)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

イ 提供区域又は区間

〇〇県〇〇市

ロ 信書便物の送達に用いる送達手段

普通自動車、小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車、軽車両(自転車)

ハ 信書便物の送達が車両によって行われる場合にあつては、その事業の計画が道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定及び同法に基づく命令の規定を遵守するために適切なものであることを示す事項

信書便物が差し出された時から3時間以内に送達するという役務の特性に鑑み、信書便物の送達に当たって遵守すべき道路交通法の規定及び同法に基づく命令のうち特に次に掲げる事項を遵守して信書便物を送達する。

(イ) 普通自動車、小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車の場合

- ・道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為の防止
- ・同法第66条の2第1項に規定する過労運転の防止
- ・同法第74条の3に規定する安全運転管理者による的確な業務の実施
- ・同法第75条第1項第7号に規定する自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の防止

(ロ) 軽車両（自転車）の場合

- ・道路交通法第7条に規定する信号に従う義務
- ・同法第8条第1項に規定する通行の禁止
- ・同法第19条に規定する並進の禁止
- ・同法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為の防止
- ・同法第52条第1項に規定する点灯の義務
- ・同法第53条第1項に規定する合図をする義務
- ・同法第63条の4第2項に規定する歩道通行時における歩行者通行妨害の禁止
- ・同法第66条の2第1項に規定する過労運転の防止

2 他に事業を行っているときは、その事業の種類

一般貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業

3 適用する信書便約款（該当する□欄にレ印を記入する。）

- 法第33条第3項の規定に基づき公示された特定信書便事業の標準信書便約款と同一の信書便約款
- 上記以外の信書便約款

○規則第37条第2項第4号の特定信書便役務の内容を記載した書類の記載例

特定信書便役務の内容

1 事業開始の予定日

〇〇年〇〇月〇〇日

2 役務の名称

(1) 〇〇〇〇信書便

法第2条第7項第1号に規定する特定信書便役務

(2) ××××信書便

法第2条第7項第2号に規定する特定信書便役務

(3) △△△△信書便

法第2条第7項第3号に規定する特定信書便役務

3 役務の内容

(1) 信書便物の引受けの方法

ア 上記2(1)の場合

(ア) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は(会社名)(以下「当社」という。)営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

(イ) あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者の間を当社配送員が巡回して、通数その他必要事項を確認した上で、手渡しで引き受ける。

(ウ) あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、各集配箇所、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

イ 上記2(2)の場合

電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

ウ 上記2(3)の場合

(ア) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所で、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

(イ) あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者の間を当社配送員が巡回して、通数その他必要事項を確認した上で、手渡しで引き受ける。

(ウ) あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、各集配箇所、通数その他必要事項を確認した上で、当社配送員が手渡しで引き受ける。

(2) 信書便物の配達の方法

ア 当社配送員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状又は信書便物の表面(以下「送り状等」という。)に記載された受取人(配達先が住宅の場合はその配達先における同居者又はこれに準ずる者、配達先が住宅以外の場合はその管理者又はこれに準ずる者を含む。以下同じ。)に対面で引き渡す。ただし、差出人の申出により当該信書便物を引き渡す際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求める。

イ 当社配送員が差出人から引き受けた信書便物を、送り状等に記載された受取人の郵便受箱(新聞受箱等これに準ずる物を含む。)又はメール室(法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいう。)に配達する。

ウ 上記ア又はイのいずれの場合においても、×××信書便にあつては、①、②、③又は④のいずれかの方法により配達し、差し出された時から配達完了までの所要時間が3時間以内に収まるようにするため、1人の配送員が受け持つ引受等箇所数は☆箇所以内とし、最初の引受地から配達完了までの総走行距離が▲▲km以内となるように配車する。

- ① 引受地から配達地まで当社配送員が直送する方法。
- ② 1つの引受地で信書便物を引き受けた当社配送員が複数の配達地に配達する方法。
- ③ 複数の引受地で信書便物を引き受けた当社配送員が複数の配達地に配達する方法。
- ④ 引き受けた信書便物を当社配送員が一旦事業場に持ち戻り、他の信書便物と方面別に区分して配達する方法。

(3) 取扱信書便物の大きさ及び重量

ア 上記2(1)の場合

最小 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物

最大 長さ、幅及び厚さの合計が〇〇cm以下で、かつ、重量が〇〇kg以下の信書便物

イ 上記2(2)の場合

長さ、幅及び厚さの合計が△△cm以下で、かつ、重量が△△kg以下の信書便物

ウ 上記2(3)の場合

長さ、幅及び厚さの合計が□□cm以下で、かつ、重量が□□kg以下の信書便物

(4) 配達日時

ア 上記2(1)及び(3)の場合

信書便物の配達予定日の記載がある場合 記載の日に配達する。

信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から次により算定して得た日数を経過した日までに配達する。

最初の170km 2日

最初の170kmを超える送達距離170kmまでごと 1日

送り状に信書便物の使用目的及び配達日時を記載してその送達を引き受けたときは、送り状に記載した配達日時

イ 上記2(2)の場合

信書便物が差し出された時から3時間以内に配達する。

(5) 引受け時間

9時～17時（土日祝日は除く。）

(6) 信書便物の送達に用いる送達手段

ア 上記2(1)の場合

普通自動車、小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車、公共交通機関、航空機、船舶、鉄道

イ 上記2(2)の場合

小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車、軽車両（自転車）

ウ 上記2(3)の場合

普通自動車、小型四輪自動車、軽四輪自動車、小型二輪自動車、軽二輪自動車、第一種及び第二種原動機付自転車、公共交通機関、航空機、船舶、鉄道

4 提供区域又は区間

(1) 上記2(1)の場合

引受地：〇〇県

配達地：〇〇県、△△県、□□県及び××県

(2) 上記 2 (2) の場合

〇〇県〇〇市

(3) 上記 2 (3) の場合

引受地：〇〇県

配達地：〇〇県、△△県、□□県及び××県

5 料金

別添料金表のとおり

(巡回サービス及び定期集配サービスを行う場合は、次の文言を料金表に記載する。「巡回サービス及び定期的な集配サービスについての料金は、送達に使用する車両、走行距離、拘束時間等を勘案して利用者との間で協議して定める。ただし、上記 2 (3) の場合は、一通あたりの料金が 800 円を超える額とする。」)

○一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款（平成27年総務省告示第410号）

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 信書便物の引受け（第四条—第十六条）
- 第三章 信書便物の配達（第十七条—第二十四条）
- 第四章 指図（第二十五条・第二十六条）
- 第五章 事故（第二十七条—第二十九条）
- 第六章 責任（第三十条—第三十九条）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づき、特定信書便事業及び一般貨物自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（役務の名称及び内容）

第二条 当社が提供する特定信書便役務は、次の各号に掲げる役務の名称（括弧内に記載する名称をいいます。）及び当該各号に定める役務の内容とします。

- 一 信書便法第二条第七項第一号の役務（ ） 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務
- 二 信書便法第二条第七項第二号の役務（ ） 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達する役務
- 三 信書便法第二条第七項第三号の役務（ ） その料金の額が八百円を下回らない範囲において民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）で定める額を超える信書便物を送達する役務

2 前項の特定信書便役務は、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- 一 電話、FAX又はインターネットによる申込を受けて、利用者が指定する場所又は当社の営業所において差し出された信書便物を送達する役務であって、次号及び第三号の役務以外のもの
- 二 あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
- 三 あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者（以下「集配指定利用者」といいます。）から差し出された信書便物を送達する役務

3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（契約の成立時期及び適用規定）

第三条 当社が提供する特定信書便役務を利用しようとする者は、前条第二項第二号の役務にあつては巡回ルート及び巡回スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書を、同項第三号の役務にあつては集配先及び定期的な集配スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書をあらかじめ提出し、当社は提出された申込書が次の基準を満たす場合にこれを承諾します。

- 一 巡回ルート及び巡回スケジュール又は集配先及び定期的な集配スケジュールが適切かつ明確に定め

られていること

- 二 一定の取扱頻度があり、かつ、一定期間継続して信書便物を差し出すものであること
- 2 当社が提供する特定信書便役務の利用の契約は、前条第二項第一号の役務にあつては差出人からこの約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に、同項第二号又は第三号の役務にあつては前項の規定に基づいて当社が利用を承諾した時に成立します。
- 3 前項の規定による契約の成立以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時におけるその規定によるものとします。

第二章 信書便物の引受け

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(送り状)

第五条 当社は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。

この場合において、第一号から第四号までに掲げる事項は差出人（利用者、巡回指定利用者及び集配指定利用者のことをいいます。以下同じ。）が記載し、第五号から第十四号までに掲げる事項は当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号までに掲げる事項及び当該信書便物の収受が他の方法により明確な場合であつて、差出人との間で合意したときは、送り状は発行しません。

- 一 差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 受取人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
- 三 信書便物の品名
- 四 送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
- 五 信書便物であることを示す表示
- 六 当社の名称、住所及び電話番号
- 七 信書便物を引き受けた営業所の名称
- 八 信書便物の引受日（第二条第一項第二号の役務の場合は、引受日時を記載します。）
- 九 信書便物の配達予定日（第十七条第二項の場合は信書便物の使用目的及び配達予定日時を、第二条第一項第二号の場合は配達予定日時を記載します。）
- 十 重量及び容積の区分
- 十一 料金額
- 十二 責任限度額
- 十三 問い合わせ窓口電話番号
- 十四 その他信書便物の送達に関し必要な事項

(信書便物として差し出すことができないもの)

第六条 次に掲げるものは、これを信書便物として差し出すことができません。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物（平成十五年総務省告示第二百三号）に定めるもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物業者が差し出すものを除きます。）
- 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）

四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

- 一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
- 二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
- 三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(信書便物の内容の確認)

第八条 当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。

- 2 前項の場合において、信書便物が第六条に規定する信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号若しくは第六号に規定する引受けを拒絶することができるもの(以下この条において「引受制限物」といいます。)を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。
- 3 当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。
- 4 差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
- 5 当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 6 第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、当該開示に要した費用は差出人の負担とします。

(信書便物の包装)

第九条 差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

- 2 当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。
- 3 第六条第二号又は第三号に定める物のうち、信書便物として例外的に差し出すことができるものを差し出す場合は、当該信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。

(引受場所)

第十条 信書便物は、あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所、利用者が指定した場所又は当社の営業所で引き受けます。

(引受拒絶)

第十一条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

- 一 送達の申込がこの約款によらないものであるとき。
- 二 差出人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒

んだとき。

- 三 包装が送達に適さないとき。
- 四 送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。
- 五 送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 信書便物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）
 - イ その他当社が特に定めて表示したもの
- 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。

（宛名等の記載方法）

第十二条 当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、同条ただし書の規定により信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 当社の名称又は標章
- 三 信書便物を引き受けた日（同日を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

（料金の収受）

第十三条 当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を収受します。

- 一 信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から収受する方法
 - 二 信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から収受する方法
 - 三 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法
 - 四 前金払又は概算払により収受する方法
 - 五 差出人から支払委託を受けたクレジット会社（当社が指定する会社に限り。）から収受する方法
- 2 料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。
- 3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（延滞料）

第十四条 当社は、信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当社が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（業務の委託）

第十五条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することがあります。

（一般信書便事業者との協定等）

第十六条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。）を締結して送達することがあります。

第三章 信書便物の配達

（信書便物の配達を行う日等）

第十七条 当社は、第二条第一項第一号又は第三号の役務を提供する場合には、次のとおり信書便物を配

達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

- 一 信書便物の配達予定日の記載がある場合 当該記載の日までに配達
 - 二 信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）までに配達
- ア 最初の百七十キロメートル 二日
- イ 最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと 一日
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。
 - 3 当社は、第二条第一項第二号の役務を提供する場合には、信書便物の引受日時から三時間以内を配達予定日時として、当該信書便物を配達します。

(配達の完了)

第十八条 当社は、差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し又は受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくはメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。この場合において、受取人への信書便物の引渡しによる場合であって差出人の申出があったときは、当該信書便物の引渡しの際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求めます。

- 2 当社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が信書便物を受け取る時は受取人への引渡しとみなします。
 - 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
 - 二 配達先が住宅以外の場合 配達先の管理者又はこれに準ずる者

(受取人等が不在の場合の措置)

第十九条 当社は、受取人（前条第二項各号に定める者を含みます。第二十五条第二項及び第三十七条第一項において同じ。）が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、当社の営業所で信書便物を保管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、受取人が自らに宛てた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

(誤配達の場合の措置)

第二十条 当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の際の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

(配達ができない場合の措置)

第二十二条 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだと

き、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

- 2 当社は、前項の規定により指図（還付の指図に限る。）を受けたとき、相当の期間内に同項に規定する指図がないとき、又は当該指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。
- 3 第一項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用並びに前項に規定する還付に要した費用は差出人の負担とします。

（約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い）

第二十三条 当社は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。

（還付できない信書便物の取扱い）

第二十四条 差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。

- 2 前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、当社は、当該信書便物を修補した上で保管します。
- 3 当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。
- 4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。
- 5 第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。

第四章 指図

（指図）

第二十五条 差出人は、当社に対し、信書便物の送達中止、還付、転送その他の処分につき指図をすることができます。

- 2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。
- 3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第二十六条 当社は、送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

- 2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第五章 事故

（事故の際の措置）

第二十七条 当社は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。
 - 一 信書便物に著しい損傷を発見したとき。
 - 二 信書便物の配達が第十七条第一項の配達予定日又は同条第二項若しくは第三項の配達予定日時を著しく遅延すると判断したとき。

- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達中止、還付その他の適切な処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当社は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(危険品等の処分)

- 第二十八条 当社は、取扱中に係る信書便物が第六条第一号から第三号まで又は第十一条第六号アに該当するものであることを送達の途上で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。
- 2 前項の規定による処分に要した費用は、差出人の負担とします。
 - 3 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

(事故証明書の発行)

- 第二十九条 当社は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、配達予定日又は配達予定日時の属する日から起算して一年以内に限り、事故証明書を発行します。
- 2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章 責任

(責任の始期)

- 第三十条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

- 第三十一条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

- 第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 信書便物の欠陥及び自然の消耗
 - 二 信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
 - 三 同盟罷業又は同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
 - 四 不可抗力による火災
 - 五 予見できない異常な交通障害
 - 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
 - 七 法令若しくは公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
 - 八 差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

(引受制限信書便物等に関する特則)

- 第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。
- 2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。
- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

- 2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第三十五条 当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を發行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは、当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

- 2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 3 当社は、差出人若しくは受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。
- 4 当社は、信書便物の遅延による損害については、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるとおりとします。
- 一 第十七条第一項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達同日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。
- 二 第十七条第二項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日時に行われたときを除き、その信書便物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
- 三 第十七条第三項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の引受日時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達、信書便物の引受日時から三時間以内に行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。
- 5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。
- 6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(料金の払戻し等)

第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延（第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

(除斥期間)

第三十七条 当社の責任は、信書便物の配達された日（信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は

配達予定日時の属する日) から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

(一般信書便事業者との協定等の際の責任)

第三十八条 当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

(差出人の賠償責任)

第三十九条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

附 則 (平成三十一年三月十五日総務省告示第八十三号)

- 一 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 二 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月二十二日総務省告示第八十三号)

- 一 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 二 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。

○貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款（平成28年総務省告示第25号）

貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 信書便物の引受け（第四条—第十六条）
- 第三章 信書便物の配達（第十七条—第二十四条）
- 第四章 指図（第二十五条・第二十六条）
- 第五章 事故（第二十七条—第二十九条）
- 第六章 責任（第三十条—第三十九条）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）に基づき、特定信書便事業及び貨物軽自動車運送事業として行う信書便物の送達に適用されます。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

（役務の名称及び内容）

第二条 当社が提供する特定信書便役務は、次の各号に掲げる役務の名称（括弧内に記載する名称をいいます。）及び当該各号に定める役務の内容とします。

- 一 信書便法第二条第七項第一号の役務（ ） 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務
- 二 信書便法第二条第七項第二号の役務（ ） 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達する役務
- 三 信書便法第二条第七項第三号の役務（ ） その料金の額が八百円を下回らない範囲において民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）で定める額を超える信書便物を送達する役務

2 前項の特定信書便役務は、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- 一 電話、FAX又はインターネットによる申込を受けて、利用者が指定する場所又は当社の営業所において差し出された信書便物を送達する役務であって、次号及び第三号の役務以外のもの
- 二 あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
- 三 あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者（以下「集配指定利用者」といいます。）から差し出された信書便物を送達する役務

3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（契約の成立時期及び適用規定）

第三条 当社が提供する特定信書便役務を利用しようとする者は、前条第二項第二号の役務にあつては巡回ルート及び巡回スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書を、同項第三号の役務にあつては集配先及び定期的な集配スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書をあらかじめ提出し、当社は提出された申込書が次の基準を満たす場合にこれを承諾します。

- 一 巡回ルート及び巡回スケジュール又は集配先及び定期的な集配スケジュールが適切かつ明確に定め

られていること

- 二 一定の取扱頻度があり、かつ、一定期間継続して信書便物を差し出すものであること
- 2 当社が提供する特定信書便役務の利用の契約は、前条第二項第一号の役務にあつては差出人からこの約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に、同項第二号又は第三号の役務にあつては前項の規定に基づいて当社が利用を承諾した時に成立します。
- 3 前項の規定による契約の成立以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時におけるその規定によるものとします。

第二章 信書便物の引受け

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(送り状)

第五条 当社は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。

この場合において、第一号から第四号までに掲げる事項は差出人（利用者、巡回指定利用者及び集配指定利用者のことをいいます。以下同じ。）が記載し、第五号から第十四号までに掲げる事項は当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号までに掲げる事項及び当該信書便物の収受が他の方法により明確な場合であつて、差出人との間で合意したときは、送り状は発行しません。

- 一 差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 受取人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号
- 三 信書便物の品名
- 四 送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
- 五 信書便物であることを示す表示
- 六 当社の名称、住所及び電話番号
- 七 信書便物を引き受けた営業所の名称
- 八 信書便物の引受日（第二条第一項第二号の役務の場合は、引受日時を記載します。）
- 九 信書便物の配達予定日（第十七条第二項の場合は信書便物の使用目的及び配達予定日時を、第二条第一項第二号の場合は配達予定日時を記載します。）
- 十 重量及び容積の区分
- 十一 料金額
- 十二 責任限度額
- 十三 問い合わせ窓口電話番号
- 十四 その他信書便物の送達に関し必要な事項

(信書便物として差し出すことができないもの)

第六条 次に掲げるものは、これを信書便物として差し出すことができません。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物（平成十五年総務省告示第二百三号）に定めるもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物業者が差し出すものを除きます。）
- 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）

四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

- 一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
- 二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
- 三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(信書便物の内容の確認)

第八条 当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。

- 2 前項の場合において、信書便物が第六条に規定する信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号若しくは第六号に規定する引受けを拒絶することができるもの(以下この条において「引受制限物」といいます。)を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。
- 3 当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。
- 4 差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
- 5 当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 6 第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、当該開示に要した費用は差出人の負担とします。

(信書便物の包装)

第九条 差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

- 2 当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。
- 3 第六条第二号又は第三号に定める物のうち、信書便物として例外的に差し出すことができるものを差し出す場合は、当該信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。

(引受場所)

第十条 信書便物は、あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所、利用者が指定した場所又は当社の営業所で引き受けます。

(引受拒絶)

第十一条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

- 一 送達の申込がこの約款によらないものであるとき。
- 二 差出人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒

んだとき。

- 三 包装が送達に適さないとき。
- 四 送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。
- 五 送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 信書便物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）
 - イ その他当社が特に定めて表示したもの
- 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。

（宛名等の記載方法）

第十二条 当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、同条ただし書の規定により信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 当社の名称又は標章
- 三 信書便物を引き受けた日（同日を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

（料金の収受）

第十三条 当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を収受します。

- 一 信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から収受する方法
 - 二 信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から収受する方法
 - 三 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法
 - 四 前金払又は概算払により収受する方法
 - 五 差出人から支払委託を受けたクレジット会社（当社が指定する会社に限り。）から収受する方法
- 2 料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。
- 3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

（延滞料）

第十四条 当社は、信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当社が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（業務の委託）

第十五条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することがあります。

（一般信書便事業者との協定等）

第十六条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。）を締結して送達することがあります。

第三章 信書便物の配達

（信書便物の配達を行う日等）

第十七条 当社は、第二条第一項第一号又は第三号の役務を提供する場合には、次のとおり信書便物を配

達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

- 一 信書便物の配達予定日の記載がある場合 当該記載の日までに配達
 - 二 信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）までに配達
- ア 最初の百七十キロメートル 二日
- イ 最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと 一日
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。
 - 3 当社は、第二条第一項第二号の役務を提供する場合には、信書便物の引受日時から三時間以内を配達予定日時として、当該信書便物を配達します。

(配達の完了)

第十八条 当社は、差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し又は受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくはメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。この場合において、受取人への信書便物の引渡しによる場合であって差出人の申出があったときは、当該信書便物の引渡しの際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求めます。

- 2 当社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が信書便物を受け取る時は受取人への引渡しとみなします。
 - 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
 - 二 配達先が住宅以外の場合 配達先の管理者又はこれに準ずる者

(受取人等が不在の場合の措置)

第十九条 当社は、受取人（前条第二項各号に定める者を含みます。第二十五条第二項及び第三十七条第一項において同じ。）が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、当社の営業所で信書便物を保管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、受取人が自らに宛てた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

(誤配達の場合の措置)

第二十条 当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の際の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

(転送)

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

(配達ができない場合の措置)

第二十二条 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだと

き、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。

- 2 当社は、前項の規定により指図（還付の指図に限る。）を受けたとき、相当の期間内に同項に規定する指図がないとき、又は当該指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。
- 3 第一項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用並びに前項に規定する還付に要した費用は差出人の負担とします。

（約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い）

第二十三条 当社は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。

（還付できない信書便物の取扱い）

第二十四条 差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。

- 2 前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、当社は、当該信書便物を修補した上で保管します。
- 3 当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。
- 4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。
- 5 第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。

第四章 指図

（指図）

第二十五条 差出人は、当社に対し、信書便物の送達中止、還付、転送その他の処分につき指図をすることができます。

- 2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。
- 3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第二十六条 当社は、送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

- 2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第五章 事故

（事故の際の措置）

第二十七条 当社は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。
 - 一 信書便物に著しい損傷を発見したとき。
 - 二 信書便物の配達が第十七条第一項の配達予定日又は同条第二項若しくは第三項の配達予定日時を著しく遅延すると判断したとき。

- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達中止、還付その他の適切な処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当社は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(危険品等の処分)

- 第二十八条 当社は、取扱中に係る信書便物が第六条第一号から第三号まで又は第十一条第六号アに該当するものであることを送達の途上で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。
- 2 前項の規定による処分に要した費用は、差出人の負担とします。
 - 3 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

(事故証明書の発行)

- 第二十九条 当社は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、配達予定日又は配達予定日時の属する日から起算して一年以内に限り、事故証明書を発行します。
- 2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章 責任

(責任の始期)

- 第三十条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

- 第三十一条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

- 第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 信書便物の欠陥及び自然の消耗
 - 二 信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
 - 三 同盟罷業又は同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
 - 四 不可抗力による火災
 - 五 予見できない異常な交通障害
 - 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
 - 七 法令若しくは公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
 - 八 差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

(引受制限信書便物等に関する特則)

- 第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。
- 2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。
- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

- 2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第三十五条 当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を發行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは、当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

- 2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 3 当社は、差出人若しくは受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。
- 4 当社は、信書便物の遅延による損害については、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるとおりとします。
- 一 第十七条第一項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達同日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。
- 二 第十七条第二項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日時に行われたときを除き、その信書便物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
- 三 第十七条第三項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の引受日時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達、信書便物の引受日時から三時間以内に行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。
- 5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。
- 6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(料金の払戻し等)

第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延（第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

(除斥期間)

第三十七条 当社の責任は、信書便物の配達された日（信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は

配達予定日時の属する日) から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

(一般信書便事業者との協定等の際の責任)

第三十八条 当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

(差出人の賠償責任)

第三十九条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

附 則 (平成三十一年三月十五日総務省告示第八十四号)

一 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

二 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年三月二十二日総務省告示第八十四号)

一 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

二 この告示の施行の日前に締結された運送契約に係る一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款の適用については、なお従前の例による。

○標準信書便約款以外の信書便約款の記載例

記載例 1

(会社名) 信書便約款

目次

- 第一章 総則 (第一条—第三条)
- 第二章 信書便物の引受け (第四条—第十六条)
- 第三章 信書便物の配達 (第十七条—第二十四条)
- 第四章 指図 (第二十五条・第二十六条)
- 第五章 事故 (第二十七条—第二十九条)
- 第六章 責任 (第三十条—第三十九条)

第一章 総則

(適用範囲)

- 第一条 この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）に基づき、特定信書便事業として行う信書便物の送達に適用されます。
- 2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

(役務の名称及び内容)

- 第二条 当社が提供する特定信書便役務は、次の各号に掲げる役務の名称及び当該各号に定める役務の内容とします。
- 一 信書便法第二条第七項第一号の役務（○○○○） 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務
 - 二 信書便法第二条第七項第二号の役務（××××） 信書便物が差し出された時から三時間以内に当該信書便物を送達する役務
 - 三 信書便法第二条第七項第三号の役務（△△△△） その料金の額が八百円を下回らない範囲において民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）で定める額を超える信書便物を送達する役務
- 2 前項の特定信書便役務は、次の各号のいずれかに該当するものとします。
- 一 電話、FAX又はインターネットによる申込を受けて、利用者が指定する場所又は当社の営業所において差し出された信書便物を送達する役務であって、次号及び第三号の役務以外のもの
 - 二 あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
 - 三 あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者（以下「集配指定利用者」といいます。）から差し出された信書便物を送達する役務
- 3 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(契約の成立時期及び適用規定)

- 第三条 当社が提供する特定信書便役務を利用しようとする者は、前条第二項第二号の役務にあつては巡回ルート及び巡回スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書を、同項第三号の役務にあつては集配先及び定期的な集配スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書をあらかじめ提出し、当社は提出された申込書が次の基準を満たす場合にこれを承諾します。
- 一 巡回ルート及び巡回スケジュール又は集配先及び定期的な集配スケジュールが適切かつ明確に定められていること

- 二 一定の取扱頻度があり、かつ、一定期間継続して信書便物を差し出すものであること
- 2 当社が提供する特定信書便役務の利用の契約は、前条第二項第一号の役務にあつては差出人からこの約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に、同項第二号又は第三号の役務にあつては前項の規定に基づいて当社が利用を承諾した時に成立します。
- 3 前項の規定による契約の成立以後における取扱いとは、この約款に別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時におけるその規定によるものとします。

第二章 信書便物の引受け

(受付日時)

- 第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(送り状)

- 第五条 当社は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。この場合において、第一号から第四号までは差出人（利用者、巡回指定利用者及び集配指定利用者のことをいいます。以下同じ。）が記載し、第五号から第十四号までは当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号に該当する事項及び当該信書便物の収受が他の方法により明確であつて、差出人との間で合意した場合は、送り状は発行しません。
- 一 差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - 二 受取人の氏名又は名称、配達先及びその電話番号
 - 三 信書便物の品名
 - 四 送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）
 - 五 信書便物であることを示す表示
 - 六 当社の名称、住所及び電話番号
 - 七 信書便物を引き受けた営業所の名称
 - 八 信書便物の引受日（第二条第一項第二号の役務の場合は、引受日時を記載します。）
 - 九 信書便物の配達予定日（第十七条第二項の場合は信書便物の使用目的及び配達予定日時を、第二条第一項第二号の場合は配達予定日時を記載します。）
 - 十 重量及び容積の区分
 - 十一 料金額
 - 十二 責任限度額
 - 十三 問い合わせ窓口電話番号
 - 十四 その他信書便物の送達に関し必要な事項

(信書便物として差し出すことができないもの)

- 第六条 次に掲げるものは、これを信書便物として差し出すことができません。
- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で民間事業者による信書の送達に関する法律第四十八条第一項第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物（平成十五年総務省告示第二百三号）に定めるもの
 - 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
 - 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
 - 四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号の役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

- 一 第二条第一項第一号の役務 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超えるもの。この場合において、長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
- 二 第二条第一項第二号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。
- 三 第二条第一項第三号の役務 長さ、幅及び厚さの合計並びに重量に制限がある場合は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(信書便物の内容の確認)

第八条 当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。

- 2 前項の場合において、信書便物が第六条に規定する信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号若しくは第六号に規定する引受けを拒絶することができるもの（以下この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。
- 3 当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。
- 4 差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
- 5 当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 6 第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、当該開示に要した費用は差出人の負担とします。

(信書便物の包装)

第九条 差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

- 2 当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。
- 3 第六条第二号又は第三号に定める物のうち、信書便物として例外的に差し出すことができるものを差し出す場合は、当該信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。

(引受場所)

第十条 信書便物は、あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所、利用者が指定した場所又は当社の営業所で引き受けます。

(引受拒絶)

第十一条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

- 一 送達の申込がこの約款によらないものであるとき。
- 二 差出人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。
- 三 包装が送達に適さないとき。
- 四 送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。

- 五 送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 信書便物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）
 - イ その他当社が特に定めて表示したもの
- 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(宛名等の記載方法)

第十二条 当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、同条ただし書の規定により信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 当社の名称又は標章
- 三 信書便物を引き受けた日（同日を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

(料金の收受)

第十三条 当社は、次の各号のいずれかの方法により料金を收受します。

- 一 信書便物を引き受ける時に、料金を差出人から收受する方法
 - 二 信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から收受する方法
 - 三 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより收受する方法
 - 四 前金払又は概算払により收受する方法
 - 五 差出人から支払委託を受けたクレジット会社（当社が指定する会社に限り。）から收受する方法
- 2 料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。
- 3 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(延滞料)

第十四条 当社は、信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当社が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

(業務の委託)

第十五条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することがあります。

(一般信書便事業者との協定等)

第十六条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部の委託に関するものを除く。）を締結して送達することがあります。

第三章 信書便物の配達

(信書便物の配達を行う日等)

第十七条 当社は、第二条第一項第一号又は第三号の役務を提供する場合には、次のとおり信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

- 一 信書便物の配達予定日の記載がある場合 当該記載の日までに配達
- 二 信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示し

- た離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日)までに配達
- ア 最初の百七十キロメートル 二日
 - イ 最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと 一日
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時に信書便物を配達します。
- 3 当社は、第二条第一項第二号の役務を提供する場合には、信書便物の引受日時から三時間以内を配達予定日時として、当該信書便物を配達します。

(配達の完了)

- 第十八条 当社は、差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し又は受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくはメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。この場合において、受取人への信書便物の引渡しによる場合であつて差出人の申出があつたときは、当該信書便物の引渡しの際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求めます。
- 2 当社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者が信書便物を受け取るときは受取人への引渡しとみなします。
- 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
 - 二 配達先が住宅以外の場合 配達先の管理者又はこれに準ずる者

(受取人等が不在の場合の措置)

- 第十九条 当社は、受取人（前条第二項各号に定める者を含みます。）が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、当社の営業所で信書便物を保管します。
- 2 前項の規定にかかわらず、受取人が自らに宛てた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

(誤配達の場合の措置)

- 第二十条 当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の旨の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

(転送)

- 第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

(配達ができない場合の措置)

- 第二十二条 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき還付その他の指図を求めます。
- 2 当社は、前項の規定により指図（還付の指図に限る。）を受けたとき、相当の期間内に同項に規定する指図がないとき、又は当該指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。
- 3 第一項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用並びに前項に規定する還付

に要した費用は差出人の負担とします。

(約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い)

第二十三条 当社は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四条 差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。

- 2 前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、当社は、当該信書便物を修補した上で保管します。
- 3 当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。
- 4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつてはその保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつてはこれを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。
- 5 第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。

第四章 指図

(指図)

第二十五条 差出人は、当社に対し、信書便物の送達中止、還付、転送その他の処分につき指図をすることができます。

- 2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。
- 3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第二十六条 当社は、送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

- 2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第五章 事故

(事故の際の措置)

第二十七条 当社は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。
 - 一 信書便物に著しい損傷を発見したとき。
 - 二 信書便物の配達に第十七条第一項の配達予定日又は同条第二項若しくは第三項の配達予定日時を著しく遅延すると判断したとき。
- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達中止、還付その他の適切な処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当社は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥による事由があるときは差出人の負担とし、それ以外のときは当社の負担とします。

(危険品等の処分)

第二十八条 当社は、取扱中に係る信書便物が第六条第一号から第三号まで又は第十一条第六号アに該当するものであることを送達の途上で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。

2 前項の規定による処分に要した費用は、差出人の負担とします。

3 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

(事故証明書の発行)

第二十九条 当社は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、配達予定日又は配達予定日時の属する日から起算して一年以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章 責任

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十二条 当社は、次に掲げる事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 信書便物の欠陥及び自然の消耗
- 二 信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業又は同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 七 法令若しくは公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 八 差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第三十五条 当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を発行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは、当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

3 当社は、差出人若しくは受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。

4 当社は、信書便物の遅延による損害については、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

一 第十七条第一項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が同日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

二 第十七条第二項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日時に行われたときを除き、その信書便物をその特定の日に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。

三 第十七条第三項の場合 不在連絡票による通知が信書便物の引受日時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達、信書便物の引受日時から三時間以内に行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。

6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(料金の払戻し等)

第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延（第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

(除斥期間)

第三十七条 当社の責任は、信書便物の配達が行われた日（信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日）から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。

(一般信書便事業者との協定等の際の責任)

第三十八条 当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

(差出人の賠償責任)

第三十九条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

(会社名) 信書便約款

目次

- 第一章 総則 (第一条—第三条)
- 第二章 信書便物の引受け (第四条—第十六条)
- 第三章 信書便物の配達 (第十七条—第二十四条)
- 第四章 指図 (第二十五条・第二十六条)
- 第五章 事故 (第二十七条—第二十九条)
- 第六章 責任 (第三十条—第三十九条)

第一章 総則

(適用範囲)

- 第一条 この約款は、当社が民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」といいます。）に基づき、特定信書便事業として行う信書便物の送達に適用されます。
- 2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

(役務の名称及び内容)

第二条 当社は、次に掲げる特定信書便役務を提供する特定信書便事業を行います。

- 一 ○○○○信書便 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超える信書便物を送達する役務で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所において差し出された信書便物を送達する役務で、次のイ及びウに掲げるもの以外のもの
 - イ あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ巡回先として申し出た者（以下「巡回指定利用者」といいます。）の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
 - ウ あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、利用者及び利用者があらかじめ集配先として申し出た者（以下「集配指定利用者」といいます。）から差し出された信書便物を送達する役務
 - 二 ××××信書便 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所において差し出された信書便物を当該信書便物が差し出された時から三時間以内に送達する役務
 - 三 △△△△信書便 料金の額が八百円を超える信書便物を送達する役務で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所又は当社営業所において差し出された信書便物を送達する役務で、次のイ及びウに掲げるもの以外のもの
 - イ あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、巡回指定利用者の間を巡回しながら信書便物を送達する役務
 - ウ あらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき、集配指定利用者から差し出された信書便物を送達する役務
- 2 当社が提供する特定信書便役務の提供区域は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(契約の成立時期及び適用規定)

第三条 ○○○○信書便又は△△△△信書便を利用しようとする者は、前条第一項第一号イ又は第三号イ

に掲げる役務にあつては、巡回ルート及び巡回スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書を、前条第一項第一号ウ又は第三号ウに掲げる役務にあつては集配先及び定期的な集配スケジュールその他当社が定めた事項を記載した申込書をあらかじめ提出し、当社は提出された申込書が次の各号を満たす場合にこれを承諾します。

- 一 巡回ルート及び巡回スケジュール又は集配先及び定期的な集配スケジュールが適切かつ明確に定められていること
 - 二 一か月の取扱日数が〇日以上かつ〇か月以上継続して信書便物を差し出すものであること
- 2 〇〇〇〇信書便、××××信書便及び△△△△信書便の利用の契約は、前条第一項第一号ア、第二号又は第三号アに掲げる役務にあつては、差出人から、この約款の定めるところにより信書便物が差し出された時に、前条第一項第一号イ若しくはウ又は第三号イ若しくはウに掲げる役務にあつては、前項の規定に基づいて当社が利用を承諾した時に成立します。
- 3 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、全てその契約の成立した時におけるその規定によるものとします。

第二章 信書便物の引受け

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

- 2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(送り状)

第五条 当社は信書便物を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。

この場合において、第一号から第四号までは差出人（利用者、巡回指定利用者及び集配指定利用者のことをいいます。以下同じ。）が記載し、第五号から第十四号までは当社が記載するものとします。ただし、信書便物一通ごとに受取人の氏名又は名称及び配達先が記載されており、かつ、第一号、第三号から第十四号に該当する事項及び当該信書便物の収受が他の方法により明確であつて、差出人との間で合意した場合は、送り状は発行しません。

- 一 差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号
- 二 受取人の氏名又は名称、配達先及びその電話番号
- 三 信書便物の品名
- 四 送達上の特段の注意事項（壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等、信書便物の性質の区分
その他必要な事項を記載するものとします。）
- 五 信書便物であることを示す表示
- 六 当社の名称、住所及び電話番号
- 七 信書便物を引き受けた営業所の名称
- 八 信書便物の引受日（××××信書便の場合は引受日時を記載します。）
- 九 信書便物の配達予定日（××××信書便の場合は配達予定日時を、また、特定の日に受取人が使用する信書便物を当社が引き受けたときは、その使用目的及び信書便物の配達予定日時を記載します。）
- 十 重量及び容積の区分
- 十一 料金額
- 十二 責任限度額
- 十三 問い合わせ窓口電話番号
- 十四 その他信書便物の送達に関し必要な事項

【参考】第8号と第9号のかっこ書きは、3時間役務と時間指定サービスを提供する場合を想定した規定です。サービスを提供しない場合は、当該かっこ書きは不要です。

(信書便物として差し出すことができないもの)

第六条 次に掲げるものは、これを信書便物として差し出すことができません。

- 一 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの
- 二 毒薬、劇薬、毒物又は劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。）
- 三 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が付着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。）
- 四 法令に基づき移動又は頒布を禁止された物

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第七条 当社が取り扱う信書便物は、次の各号に掲げる役務に応じ、当該各号に掲げるとおりとします。

- 一 ○○○○信書便 長さ、幅及び厚さの合計が七十三センチメートルを超え、又は重量が四キログラムを超え、かつ、長さ、幅及び厚さの合計が○○センチメートル以下で、かつ、重量が○○キログラム以下の信書便物
- 二 ××××信書便 長さ、幅及び厚さの合計が○○センチメートル以下で、かつ、重量が○○キログラム以下の信書便物
- 三 △△△△信書便 長さ、幅及び厚さの合計が○○センチメートル以下で、かつ、重量が○○キログラム以下の信書便物

【参考】 提供する役務ごとに制限が異なる場合は、当該役務ごとに規定します。

(信書便物の内容の確認)

第八条 当社は、信書便物の引受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求めることができます。

- 2 前項の場合において、信書便物が第六条の信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号若しくは第六号に規定するもの（以下この条において「引受制限物」といいます。）を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人にその開示を求めることができます。
- 3 当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めることができます。
- 4 差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人に還付します。
- 5 当社は、第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 6 第二項又は第三項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていたときは、当該開示に要した費用は差出人の負担とします。

(信書便物の包装)

第九条 差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

- 2 当社は、信書便物の包装が送達に適さないときは差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行います。
- 3 第六条第二号又は第三号に定めるもののうち、信書便物として例外的に差し出すことができるものを差し出す場合は、信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格等を記載していただきます。

(引受場所)

第十条 信書便物は、あらかじめ利用者と当社との間で定めた場所、利用者が指定した場所又は当社の営

業所で引き受けます。

(引受拒絶)

第十一条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

- 一 送達の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 二 差出人が送り状に必要な事項を記載せず（第五条ただし書に規定する場合を除きます。）、又は第八条第一項の申告若しくは同条第二項の開示を拒んだとき。
- 三 包装が送達に適さないとき。
- 四 送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき。
- 五 送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 信書便物が次に掲げるものであるとき。
 - ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの（第六条第一号から第三号までに掲げるものを除きます。）
 - イ その他当社が特に定めて表示したもの
- 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(宛名等の記載方法)

第十二条 当社は、信書便物を引き受ける時に、第五条各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に張り付けます。ただし、同条ただし書の規定により信書便物を引き受けた際には、次に掲げる事項を信書便物の表面に表示します。

- 一 信書便物であることを示す表示
- 二 当社の名称又は標章
- 三 信書便物を引き受けた日（同日を表示しないことについて差出人が同意している場合を除きます。）

(料金の収受)

第十三条 当社は、信書便物を引き受ける時に、料金を収受します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により料金を収受することを認めることがあります。
 - 一 信書便物を引き渡す時に、料金を受取人から収受する方法
 - 二 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより収受する方法
 - 三 前金払又は概算払により収受する方法
 - 四 差出人から支払委託を受けたクレジット会社（当社が指定する会社に限りです。）から収受する方法
- 3 料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。
- 4 前項の料金表は、当社の営業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載します。

(延滞料)

第十四条 当社は、信書便物を引き渡したとき又は役務の提供後に、当社が別に定めるときまでに、差出人又は受取人が料金を支払わなかったときは、信書便物を引き渡した日又は当社が別に定める支払期日の翌日から起算して料金の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

(業務の委託)

第十五条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の者（一般信書便事業者又は特定信書便事業者を除く。）に委託して送達することがあります。

(一般信書便事業者との協定等)

第十六条 当社は、差出人の利益を害しない限り、引き受けた信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約（信書便の業務の一部委託に関するものを除く。）を締結して送達することがあります。

第三章 信書便物の配達

（信書便物の配達を行う日等）

第十七条 当社は、〇〇〇〇信書便又は△△△△信書便を提供する場合には、次の各号に掲げる信書便物の配達予定日までに信書便物を配達します。ただし、交通事情等により、信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

- 一 信書便物の配達予定日の記載がある場合 記載の日
 - 二 信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（送達を引き受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日）
 - ア 最初の百七十キロメートル 二日
 - イ 最初の百七十キロメートルを超える送達距離百七十キロメートルまでごと 一日
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は送り状に信書便物の使用目的及び配達予定日時を記載してその送達を引き受けた場合は、当該配達予定日時までに信書便物を配達します。
- 3 当社は、××××信書便を提供する場合には、信書便物が差し出された時から三時間以内を配達予定日時として、信書便物を配達します。

（配達の完了）

第十八条 当社は、差出人の指図に従い、受取人への信書便物の引渡し又は受取人の郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含みます。）若しくはメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいいます。）への配達をもって配達を完了します。ただし、受取人への信書便物の引渡しによる場合であって差出人の申出があったときは、当該信書便物の引渡しの際に当該受取人に配達完了の受領印又は署名を求めます。

- 2 当社は、次の各号に掲げる者に対する信書便物の引渡しをもって、受取人に対する引渡しとみなします。
 - 一 配達先が住宅の場合 その配達先における同居者又はこれに準ずる者
 - 二 配達先が前号以外の場合 その管理者又はこれに準ずる者

（受取人等が不在の場合の措置）

第十九条 当社は、受取人及び前条第二項に規定する者が不在のため配達を行えない場合は、受取人に対し、その旨を、信書便物の配達をしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他信書便物の配達に必要な事項を記載した書面（以下「不在連絡票」といいます。）によって通知した上で、当社の営業所で信書便物を保管します。

- 2 前項の規定にかかわらず、受取人が自らに宛てた信書便物の受取りを委託する者（以下この項において「受取受託者」といいます。）を当社に通知した場合は、受取受託者の承諾を得て、その受取受託者に信書便物を引き渡すことがあります。この場合においては、不在連絡票に当社が信書便物を引き渡した受取受託者の氏名を記載します。

（誤配達の場合の措置）

第二十条 当社は、当社の表示のある信書便物につき誤配達の旨の通知を受けた場合は、速やかにその信書便物を引き取った上で、受取人たるべき者に配達します。

（転送）

第二十一条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社が営業所の店頭に掲示し、又は当社の

ウェブサイトに掲載する提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、その届出の日から一年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

(配達ができない場合の措置)

第二十二條 当社は、受取人を確知することができないとき、又は受取人が信書便物の受取りを拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。

2 当社は、前項の規定により還付の指図を受けたとき、相当の期間内に前項に規定する指図がないとき、又は指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付します。

3 第一項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用並びに前項に規定する還付に要した費用は差出人の負担とします。

(約款の規定に違反して差し出された信書便物の扱い)

第二十三條 当社は、この約款の規定に違反して差し出された信書便物は、差出人に速やかに還付します。

(還付できない信書便物の取扱い)

第二十四條 差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社は、その信書便物を開くことができます。

2 前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、当社は、当該信書便物を修補した上で保管します。

3 当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。

4 当社は、第二項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から三月以内にその交付の請求がないときは、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは損傷のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却することができます。この場合において、当社は、売却費用を控除した売却代金の残額を保管します。

5 第二項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から一年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。

第四章 指図

(指図)

第二十五條 差出人は、当社に対し、信書便物の送達中止、還付、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項の指図に係る差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときは、行使することができません。

3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、差出人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第二十六條 当社は、送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第五章 事故

(事故の際の措置)

第二十七条 当社は、信書便物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

- 2 当社は、信書便物に著しい損傷を発見したとき、又は信書便物の配達が第十七条に規定する配達予定日若しくは配達予定日時を著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分につき指図を求めます。
- 3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達中止、還付その他の適切な処分をします。
- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当社は、送達上の支障が生ずると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。
- 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、信書便物の損傷又は遅延が差出人の責任によるとき又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

(危険品等の処分)

第二十八条 当社は、取扱中に係る信書便物が第六条第一号から第三号まで又は第十一条第六号アに該当するものであることを送達の途上で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。

- 2 前項に規定する措置に要した費用は、差出人の負担とします。
- 3 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

(事故証明書の発行)

第二十九条 当社は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、信書便物の配達予定日又は配達予定日時の属する日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

- 2 当社は、信書便物の損傷又は遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章 責任

(責任の始期)

第三十条 信書便物の滅失又は損傷についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まります。

(責任と挙証)

第三十一条 当社は、信書便物の引受けから配達までの間にその信書便物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は信書便物が遅延したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己又は使用人その他送達のために使用した者がその信書便物の引受け、運送、保管及び配達について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(免責)

第三十二条 当社は、次の事由による信書便物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 信書便物の欠陥、自然の消耗
- 二 信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 三 同盟罷業又は同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

- 七 法令又は公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 八 差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

(引受制限信書便物等に関する特則)

第三十三条 第六条により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負いません。

- 2 第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
- 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず（第五条ただし書に規定する場合を除きます。）、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は損傷について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

第三十四条 信書便物の損傷についての当社の責任は、信書便物を配達した日から十四日以内に通知を發しない限り消滅します。

- 2 前項の規定は、当社がその損傷による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第三十五条 当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を發行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

- 2 当社は、信書便物の損傷による損害については、信書便物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 3 差出人又は受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。
- 4 当社は、信書便物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。
 - 一 第十七条第一項の場合 第十九条の不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。
 - 二 第十七条第二項の場合 第十九条の不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日時に行われたときを除き、その信書便物をその特定の日に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
 - 三 第十七条第三項の場合 第十九条の不在連絡票による通知が信書便物が差し出された時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達が行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。
- 5 信書便物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。
- 6 前五項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、損傷又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(料金の払戻し等)

第三十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損傷又は遅延（第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

【参考】上記は、3時間役務と時間指定サービスを提供する場合を想定した規定です。サービスを提供しない場合は、「、信書便物に滅失又は著しい損傷が生じたときは、」と記載します。

(除斥期間)

第三十七条 当社の責任は、信書便物の配達された日（信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日）から起算して一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。

2 前項の期間は、信書便物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができません。

(一般信書便事業者との協定等の際の責任)

第三十八条 当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

(差出人の賠償責任)

第三十九条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

(会社名) 信書便管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第34条において準用する法第22条第1項に基づき、信書便の業務の管理に関する基本的事項を定めることにより、当社の取扱中に係る信書便物の秘密を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社の行うすべての信書便の業務に適用する。

第2章 管理体制

第1節 通則

(総合調整)

第3条 本社、営業所及び事業場の長（以下「所属長」という。）は、全社的な総合調整を図るため、信書便管理者の職務の遂行を指導、調整するものとする。

第2節 信書便管理者

(信書便管理者の選任)

第4条 所属長は、信書便の業務に関し、信書便の役務の確実かつ安定的な提供を確保し、取扱中に係る信書便物の秘密を保護させるため、事業場ごとに、信書便の業務の管理責任を果たすことのできる（ ○○○○ ）の中から信書便管理者を選任し、配置するものとする。

【参考】（ ○○○○ ）の例

- ・取締役
 - ・その事業場の信書便の業務を管理する職務権限を有する部長、課長（課長職がない部署にあっては、その部署の責任者）
 - ・配送管理者（配送管理主任）
 - ・事業場における信書便の業務の統括責任者
- ※ 信書便管理者は、必ずしも専任であることを要しない。

(信書便管理者の職務)

第5条 信書便管理者は、法及び法に基づく命令並びにこれらに基づく処分並びに許可又は認可に付された条件並びにこの規程を遵守して信書便の業務の管理を誠実に行うことを任務とし、配置された事業場において、次の各号に定める職務を遂行するものとする。

- (1) 信書便の業務を監督すること。
- (2) 個人情報を含む営業関係資料、信書便物の配達のために供する資料その他の顧客の情報及び取扱中に係る信書便物を管理すること。
- (3) 還付できない信書便物の開披に立ち会うこと。
- (4) 信書便の業務方法に関し、必要に応じて、所属長に対し、意見の具申、助言及び協力を行うこと。
- (5) この規程の改正又は信書便の業務方法に関する諸規程の制定若しくは改正に際して必要に応じて意見を述べること。
- (6) 信書便の業務に関する事故原因等の究明を行うこと。
- (7) 信書便の業務に従事する者に対する信書便の業務に関する教育及び訓練の計画の作成に際して、必要に応じて、所属長に対し、意見の具申、助言及び協力を行うこと。

- (8) 法令の規定に基づいて所管官庁に提出する報告書のうち信書便の業務に関する事項についての審査に参画すること。
 - (9) 原則として、総務省が法令の規定に基づいて行う検査に立ち会うこと。
 - (10) この規程の実施状況の把握に努めること。
- 2 所属長は、信書便管理者の意見を尊重し、これに基づく改善等が必要と認める場合は、これを実施するものとする。

【参考】信書便管理者は、オンライン会議システム等の情報通信技術を利用した方法（動画、画像、データ等による情報収集等）により、その職務を遂行できるときは、必ずしも事業場への常駐を要しない。

（信書便管理者の不在時の措置）

第6条 所属長は、信書便管理者が疾病、事故、休暇その他のやむを得ない事情により不在となる場合に、その職務を代行する者（以下「代行者」という。）をあらかじめ指定しておくものとする。

2 代行者は、信書便管理者の不在時には指図された信書便管理者の職務を誠実に遂行するものとする。

（複数の信書便管理者）

第7条 信書便管理者を複数選任する場合におけるそれぞれの職務の分担は、所属長の指図するところによるものとする。

（信書便管理者の解任）

第8条 信書便管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任されるものとする。

- (1) 異動により転出したとき。
- (2) 退職し、又は解職されたとき。
- (3) 長期にわたる出張、病気による欠勤等の事由により、その職務を遂行することが困難と認められるとき。
- (4) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは許可若しくは認可に付された条件又はこの規程に定めるところに違反した場合において、その情状によりその職務を行わせることが不適任と認められるとき。

第3章 信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法

第1節 通則

（作業方法の遵守）

第9条 当社の信書便の業務に従事する者は、信書便物の秘密を保護するため、法及び法に基づく命令の規定並びにこの章に定められた作業方法を遵守して作業を行うものとする。

第2節 引受け、配達その他の信書便の業務

（引受け）

第10条 信書便物の引受けは、次の各号の定める作業方法を遵守して行うものとする。

- (1) 電話、FAX若しくはインターネットによる申込みを受けて、利用者が指定する場所若しくは当社営業所で信書便物を引き受ける際、あらかじめ利用者との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき各集配箇所を巡回して信書便物を引き受ける際、又はあらかじめ利用者との間で定めた集配先及び定期的な集配スケジュールに基づき各集配箇所では信書便物を引き受ける際に、送達の途中における滅失及び毀損のおそれがないことその他の必要な検査を行った上で、信書便物を引き受けるとともに、引き受けた信書便物に、民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）第27条及び第28条に規定する方法により信書便物であることの表示を付すこと。
- (2) 前号の検査の際には、必要に応じて、信書便物の内容たる物の種類及び性質につき差出人に申告を求め、差出人が申告を拒んだときは、その信書便物を引き受けないこと。

- (3) 第1号の検査の際に、信書便物が、法第33条第1項の認可を受けた信書便約款（以下「信書便約款」という。）第6条に規定する信書便物として差し出すことができないもの又は信書便約款第11条第5号若しくは第6号に規定する引受けを拒絶できるもの（以下「引受制限物」という。）を内容として差し出された疑いが認められる場合は、差出人に内容品の開示を求め、差出人が開示を拒んだときは、その信書便物を引き受けないこと。また、信書便約款第6条の規定において差出しを禁止されている物のうち、法令に基づき所持を禁止されている物が発見されたときは、直ちに最寄りの警察官署に通報し、所管官庁に情報提供する等の必要な措置を講ずること。

【参考】上記の規定は、法第33条第1項の認可を受けた信書便約款による記載例であり、法第33条第3項により標準信書便約款と同一の信書便約款を定めた場合は、「法第33条第1項の認可を受けた信書便約款」を「法第33条第3項により定めた信書便約款」と改めます。

- (4) 第1号の検査の際に、信書便約款に定める引受拒絶事由に該当すると判断した場合は、差出人に理由を説明し引受けを拒絶すること。
- (5) 信書便物が信書便約款第6条第2号又は第3号に定める物に該当する場合は、信書便物に「危険物」の文字が朱記されており、及び差出人の資格が記載してあることを確認すること。
- (6) 営業所において信書便物を引き受ける場合であって、当該信書便物を営業所内において一時的に保管するときは、盗難、滅失等のないよう厳重に管理すること。
- (7) 信書便物の収集の用に供する車両は、可能な限り視界の届かない場所に放置しないようにし、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあつては、車両及び信書便物保管箇所に施錠し、又は外部から中身を見ることができないバッグに信書便物を入れて携行すること。また、信書便物の収集に公共交通機関を利用する場合にあつては、外部から中身を見ることができないバッグに信書便物を入れて身につけて保管し、当該バッグを携行すること。

【参考】「また」以下の規定は、信書便物の送達に用いる送達手段に公共交通機関を利用しない場合は、記載する必要はありません。

（送達の途中における滅失及び毀損の防止の措置等）

第11条 信書便物の送達は、原則として送達中における滅失及び毀損を防止するため、次の各号に定める作業方法を遵守して行うものとする。

- (1) 四輪自動車を用いて送達する場合には、信書便物を専用の容器、袋その他これに類するものに入れた上で、荷台に保管し、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあつては、車両に施錠を行うこと。
- (2) 二輪自動車及び原動機付自転車を用いて送達する場合には、信書便物を専用の容器、袋その他これに類するものに入れた上で、当該車両に固定された簡単には壊れにくい材質でできた荷箱に保管し、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあつては、外部から中身を見ることができないバッグに信書便物を入れて携行すること。
- (3) 軽車両（自転車）を用いて送達する場合には、信書便物を防水用の袋に入れた上で、外部から中身を見ることができない防水バッグに信書便物を入れて身につけて保管し、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあつては、当該バッグを携行すること。
- (4) 差出人の申出により、当社配送員が公共の交通機関等を利用して送達する場合には、外部から中身を見ることができないバッグに信書便物を入れて身につけて保管し、当該バッグを携行すること。
- (5) 航空機、船舶及び鉄道を用いる場合には、信書便物を容易に第三者が立ち入りできない場所に保管すること。
- (6) 事業場において信書便物を区分する際には、信書便物に記載されたあて先を確認し、誤区分の防止に努めること。

- 2 取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合は、差出人又は受取人に対し、その信書便物の開示を求め、差出人若しくは受取人が開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、その信書便物を開くものとする。ただし、封かんした信

書便物は、開かないで差出人に還付するものとする。

(配達)

第12条 信書便物の配達は、次の各号の定める作業方法を遵守して行うものとする。

- (1) 信書便物の配達のために供する車両は、可能な限り視界の届かない場所に放置しないようにし、やむを得ない事情により車両から離れる場合にあつては、車両及び信書便物保管箇所へ施錠し、又は外部から中身を見ることができないバッグに信書便物を入れて携行すること。また、信書便物の配達に公共交通機関を利用する場合にあつては、外部から中身を見ることができないバッグに信書便物を入れて身につけて保管し、当該バッグを携行すること。

【参考】「また」以下の規定は、信書便物の送達に用いる送達手段に公共交通機関を利用しない場合は、記載する必要はありません。

- (2) 配達に際しては、表札、郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。以下同じ。）に記載された居住者等の氏名、住所等、又は受取人の信書便物を受取人に代わり受領するメール室（法人内に設置されている信書便物等の受領事務室をいう。以下同じ。）であることを確認し、誤配達の防止に努めること。
- (3) 信書便物は、差出人の指図に従い、次のいずれかの方法により配達すること。
 - ア 受取人（配達先が住宅の場合はその配達先における同居者又はこれに準ずる者、配達先が住宅以外の場合はその管理者又はこれに準ずる者を含む。）に對面引き渡し。ただし、差出人の申出により当該信書便物を引き渡す際に当該受取人から配達完了の受領印又は署名を求めること。
 - イ 受取人の郵便受箱又はメール室に配達する。
- (4) 誤配達をし、その旨の通知を受けた場合に速やかに信書便物を引き取った上で受取人たるべき者に配達すること。
- (5) 受取人不明等の事由により配達することができなかった信書便物を車両に放置しないこと。
- (6) 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務により送達する信書便物について、3時間を超える送達の遅延が生じた場合にあつては、当該信書便物の送達について遅延した旨を差出人に通知すること。
- (7) 信書便物の業務に従事する者が一日に取り扱う信書便物数が過度に増加することによって、誤配達その他の業務の確実な提供に支障を及ぼすおそれがないよう、取扱通数に応じて適正な人数を各事業場に配置すること。
- (8) 誤配達その他の業務の確実な提供に支障を及ぼすおそれがないよう、配達員が一度に担当する通数を適正な通数に抑えた配車を行うこと。
- (9) 配達員に信書便物の引受け及び配達完了の都度、配車担当者に連絡させることによって、すべての配達員の配車管理を行うこと。

【参考】(6)から(9)までの規定は、3時間以内の信書便物の送達の役務を提供する場合の適切な役務を確保するための作業方法の記載例です。

(転送及び還付)

第13条 信書便物の転送は、信書便約款の定めるところに従って行うものとする。この場合において、受取人の転居情報については、受取人の同意を得ずに差出人に知らせないものとする。

- 2 信書便約款に違反して差し出された信書便物は、これを差出人に速やかに還付するものとする。
- 3 受取人不明等の事由により信書便物を送達することができない場合は、遅滞なく差出人に対し相当の期間を定め指図を求め、その指図に従って信書便物を還付する等の必要な処分を行うものとする。この場合において、相当の期間内に指図がないとき、又は指図を求めることができないときは、信書便物を速やかに差出人に還付するものとする。
- 4 差出人に還付すべき信書便物であつて、外部からは差出人不明のため還付できない信書便物は、法第34条において準用する法第21条第1項の規定に基づき当該信書便物を開き、送達又は還付できる情

報がないか確認し、確認した後は、直ちに当該信書便物を修補するものとする。

5 法第34条において準用する法第21条第1項の規定に基づき開いた信書便物を受取人に送達し、又は差出人に還付する際には、同項の規定に基づき開いて確認した旨を通知するものとする。

(還付できない信書便物の管理)

第14条 前条の規定に基づき開披してもなお送達し、又は還付することができない信書便物については、事業場の施設のできる場所において保管するとともに、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録するものとする。

2 前項の規定により保管した信書便物で有価物でないものにあつては、その保管を開始した日から3月以内にその交付を請求する者がいないときには、信書便管理者の立会いの下で、当該信書便物に記された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却し、有価物で滅失若しくは毀損のおそれがあるもの又はその保管に過分の費用を要するものにあつては、これを売却し、売却費用を控除した売却代金の残額を保管するものとする。

3 信書便物の保管を開始した日から1年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金を処分するものとする。

(事業場内の作業)

第15条 信書便物の保管その他の作業を行う場所には、原則として部外者の立入りを禁止するものとする。

第3節 顧客の情報の取扱い

(利用目的の特定)

第16条 当社は、顧客の情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を特定するものとする。

2 当社は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

(利用目的による制限)

第17条 当社は、あらかじめ顧客の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、顧客の情報を取り扱わないものとする。

2 当社は、合併その他の事由により他の信書便事業者から事業を承継することに伴って顧客の情報を取得した場合は、あらかじめ顧客の同意を得ないで、承継前における当該顧客の情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該顧客の情報を取り扱わないものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令（条例を含む。以下この節において同じ。）に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、顧客の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、顧客の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、顧客の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 学術研究機関等である場合であつて、当該顧客の情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該顧客の情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に顧客の情報を提供する場合であつて、当該学術研究機関等が当該顧客の情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該顧客の情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的であ

る場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

【参考】(5)の規定は、学術研究機関等でない場合は、記載する必要はありません。

(6)の規定は、学術研究機関等に顧客の情報を提供しない場合は、記載する必要はありません。

4 前項の規定にかかわらず、当社は、同項各号に掲げる場合であっても、顧客の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、信書の秘密に係る顧客の情報を取り扱わないものとする。

(不適正な利用の禁止)

第18条 当社は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により顧客の情報を利用しないものとする。

(適正な取得)

第19条 当社は、偽りその他不正の手段により顧客の情報を取得しないものとする。

2 当社は、顧客の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る顧客の情報を取得しないものとする。

(保存期間等)

第20条 当社は、顧客の情報を取り扱うに当たっては、原則として利用目的に必要な範囲内で保存期間を定めることとし、当該保存期間経過後又は当該利用目的を達成した後は、当該顧客の情報を遅滞なく消去するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保存期間経過後又は利用目的達成後においても当該顧客の情報を消去しないことができる。

- (1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき。
- (2) 顧客の同意があるとき。
- (3) 当社が自己の業務の遂行に必要な限度で顧客の情報を保存する場合であって、当該顧客の情報を消去しないことについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該顧客の情報を消去しないことについて特別の理由があるとき。

(安全管理措置)

第21条 信書便管理者は、信書便の業務の用に使用する顧客の情報の管理に当たっては、当該顧客の情報の滅失、破壊、改ざん若しくは漏えいを防止するため、事業場ごとに当該顧客の情報の管理補助者を指定し、当該顧客の情報の管理を補助する業務への従事に当たって、次の各号に定める方法を遵守させるものとする。

- (1) 信書便の業務の用に使用する顧客の情報を記録した名簿、ファイル等(以下「顧客名簿等」という。)の授受に当たっては、使用日時、使用するファイル名、使用者等について記録を行うこと。
 - (2) 顧客名簿等の作成、更新は、原則として部外者の立入りを禁じた場所にて、かつ部外者のいないときに行うこと。
 - (3) 顧客名簿等は、施錠のできる場所に保管し、保管場所の鍵を管理すること。
 - (4) 顧客名簿等を廃棄する際は、内容を判断することができないよう裁断若しくは焼却の方法により廃棄するとともに、バックアップ用のデータも消去その他使用できない状態にして廃棄する等の必要な措置を講ずること。
- 2 当社は、電子計算機において信書便の業務の用に使用する顧客の情報を管理する場合においては、当該顧客の情報への不正なアクセスを防止するため、信書便の業務に従事する者ごとに、当該者の携わる業務に係る範囲のみに限定して情報の閲覧、訂正、削除、追加等(以下「閲覧等」という。)の権利を設定するとともに、閲覧等に当たっては当該者ごとに割り振られたID及びパスワードの入力を必要とするとともに、閲覧等の履歴を記録し、保存する措置を講ずるものとする。

【参考】インターネットでの注文を受け付ける場合の記載例

- 当社は、インターネットによる注文の際の外部への差出しの情報の漏えいを防止するため、通信に際して暗号化して送信するシステムを用いるものとする。

(委託先の監督)

第22条 当社は、信書便の業務の用に使用する顧客の情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該顧客の情報を適正に取り扱うと認められる者を選定し、契約書等において、安全管理措置、秘密保持、再委託の禁止その他の顧客の情報の取扱いに関する事項について定め、これを遵守させるものとする。

(第三者提供の制限)

第23条 当社は、顧客の情報を第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る法第5条その他の関連規定を遵守するものとする。

第4章 事故発生時等の措置

(事故発生時等の措置)

第24条 当社の信書便の業務に従事する者は、事故若しくは犯罪行為が発生し、又は事故若しくは犯罪行為を発見した場合は、直ちに信書便管理者に詳細を報告し、その指図を受け、指図に従い対応するものとする。

2 信書便管理者は、事故若しくは犯罪行為が発生し、又は事故若しくは犯罪行為を発見した旨の報告を受けたときは、その態様に応じ、速やかにこの章に定める措置を講ずるとともに、代替配達員の手配等の必要な措置を講ずるものとする。

3 信書便物の滅失が判明した場合は、速やかに搜索し、搜索しても直ちに滅失した信書便物を見出せない場合であって、当該信書便物の差出人が判明しているときは差出人に当該信書便物を滅失した旨を通知するものとする。

4 信書便の業務に関し、重大な事故又は犯罪行為が発生した場合は、最寄りの警察官署に届け出るものとする。

5 信書便物の事故又は犯罪行為に関する利用者からの申告があった場合は、申告の受理、確認、回答を適切に行うものとする。

6 信書便物に著しい毀損を発見したとき、又は信書便物の配達が信書便約款に定める配達を行う日時より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく差出人に対し指図を求め、送達上の支障を生ずると認められる場合を除き、その指図に従って信書便物を還付する等の必要な処分を行うものとする。ただし、指図を待ついとまがないとき、又は当社が定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のため、その信書便物の送達中止、還付その他の適切な処分を行い、処分を行った後、処分の内容について遅滞なく差出人に通知するものとする。

7 取扱中に係る信書便物が信書便約款第6条第1号から第3号まで又は同第11条第6号アに掲げる物を内容とするものであることが送達の途中で判明したときは、送達上の損害を防止するため、又は危険の発生を避けるため、必要な処分を行い、処分を行った後、処分の内容について遅滞なく差出人に通知するものとする。

(再発の防止)

第25条 信書便管理者は、事故又は犯罪行為が発生したときは、その原因を究明し、速やかに再発を防止するための是正策を講ずるものとする。

(捜査機関による捜査への協力)

第26条 取扱中に係る信書便物又は信書便物以外の物に対する捜査が行われる場合には、捜査機関による当該捜査に必要となる範囲において、信書便管理者の指図に基づき、速やかに信書便物と信書便物以

外の物とを区分するものとする。

- 2 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第222条において準用される同法第100条の規定に基づき、捜査機関が信書便物を押収する場合には、当該押収命令が正当なものであることを確認した上で、押収信書便物を選別し、捜査機関に提供するものとする。
- 3 正規の令状によらない照会に対しては、公文書によるものであっても信書の秘密及び信書便物に関して知り得た他人の秘密に属するものについては一切応答しないものとする。

(記録)

第27条 信書便管理者は、信書便の業務に関し、事故若しくは犯罪行為が発生した場合、若しくは犯罪捜査に協力した場合又は利用者から事故の申告を受けた場合は、その内容及び処理結果を記録して保管しておくものとする。

- 2 記録の保存期間については、3年とする。

第5章 教育及び訓練

(教育及び訓練の実施)

第28条 当社は、信書便の業務に関し、信書便の役務の確実かつ安定的な提供を確保し、取扱中に係る信書便物の秘密の保護を確保するため、当社の信書便の業務に従事する者に対し、日常業務を通じて教育及び訓練(演習訓練を含む。)を行うほか、新規採用時、事故や犯罪行為の発生時等必要に応じて実施するものとする。

- 2 配達員については、業務に携わる前に走行研修等の実地研修を行うとともに、定期的に安全運転講習会に参加するものとする。

(教育及び訓練の内容)

第29条 教育及び訓練の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 法、法に基づく命令その他の信書便物の送達に関する法令の規定内容
- (2) 信書便物の秘密の範囲並びに顧客の情報及び信書便物の管理の方法
- (3) 教育及び訓練の対象者が携わる業務を適切に遂行するのに必要な信書便物の取扱方法、関係機器の操作方法その他の信書便の業務の作業方法
- (4) 事故若しくは犯罪行為発生時、犯罪捜査時又は利用者から事故の申告を受けた場合にとるべき措置
- (5) その他信書便の業務の遂行に当たって必要な事項

○信書に該当する文書に関する指針（平成15年総務省告示第270号）

改正：平成19年9月26日総務省告示第538号

1 目的

この指針は、民間事業者による信書の送達事業の許可制度を実施するに当たり、許可を要する民間事業者の範囲を明らかにするために、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定された信書の定義に基づき、信書の考え方を明らかにするとともに、信書に該当する文書を分かりやすく示すことを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 信書の送達は、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要がある。また、信書の送達に当たっては、日本国憲法第21条第2項で保障するところにより信書の秘密が確保されなければならない。このようなことから、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律においては、取扱中に係る信書の秘密は侵してはならない等の規定を設け、信書の送達を保護しているものである。

(2) 「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている。

ア 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者のことである。文書自体に受取人が記載されている場合には、差出人が「特定の受取人」にあてたことが明らかであるが、その記載がないものであっても、受取人が記載されていない手紙文などのようにその内容から受取人が省かれていることが分かる場合には、包装に記載されたあて名によって受取人が具体的になることから、「特定の受取人」にあてたものとなる。

また、受取人は、民法上の自然人、法人に限定されるものでなく、法人格のない団体や組合等も含まれ、一人であっても複数人であっても具体的に定まっていればよい。

イ 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えることである。

一般的に、個人がその意思を表示し、又は事実を通知する文書を特定の受取人に送付する場合は、その文書が信書に該当することは明らかであるが、同一内容で大量に作成された文書を個々の受取人に対して送付する場合であっても、内容となる文書が特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものであれば、信書に該当する。

ウ 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことである。

文書の記載手段は、筆書に限られず、印章、タイプライター、印刷機、コピー機、プリンター等によるものでもよく、また、文書を記載する素材は、紙のほか木片、プラスチック、ビニール等有体物であればよい。

なお、電磁的に記録されたフロッピーディスク、コンパクトディスク等は、そこに記載された情報が、人の知覚によって認識することができないものであるため、これらを送付しても郵便法第4条第2項に規定する信書の送達には該当しない。

3 信書に該当する文書の例

(1) 書状

書状は、考えや用件などの意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(2) 請求書の類

請求書は、代金を請求するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書

(3) 会議招集通知の類

会議招集通知は、会議への出席を要請するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 結婚式等の招待状、業務を報告する文書

(4) 許可書の類

許可書は、許可するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 免許証、認定書、表彰状

(5) 証明書の類

証明書は、ある事項が真実であることや間違いがないことの事実を通知し、又は意思を表示する文書であるため、差出人から特定の受取人にその内容を伝えるために送付する場合は、信書に該当する。

(類例) 印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し

(6) ダイレクトメール

ア 商品などの広告を内容として同一内容の文書を多数の受取人にあてて差し出す形態をとるいわゆるダイレクトメールについては、その差出人が特定の受取人を選別し、その者に対して商品の購入等を勧誘する文書を送付する場合には、一般的に特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書となるため、信書に該当する。

具体的には、文書自体に個々の受取人が記載されている場合、その記載がない場合であっても、商品の購入等利用関係があることを示す文言や契約関係等差出人との間において特定の関係にある者への意思の表示又は事実の通知である旨の文言その他の差出人が特定の受取人に差し出す趣旨が明らかとなる文言が記載されている場合は、信書に該当する。

イ しかしながら、例えばその内容が公然あるいは公開たりうる事実のみであり、専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのような場合、専ら店頭における配布を前提と

して作成されるパンフレットやリーフレットのような場合には、それらが差し出される場合にも特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するという実態を伴わないことから、信書には該当しない。

4 信書に該当しない文書の例

(1) 書籍の類

書籍は、広く一般に対して発行されるものであることから、そこに記載された文書は、広く一般に対して意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 新聞、雑誌、会報、会誌、手帳、カレンダー、ポスター

(2) カタログ

ここにいう「カタログ」とは、必要なときに商品を選択して注文するためのもので、系統的に編さんされた商品、申込方法、商品の広告等が印刷された商品紹介集（一般的には冊子としたもの）である。

カタログは、利用者一般に対して発行されるものであることから、そこに記載された文書は、広く一般に対して意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないので、信書には該当しない。

(3) 小切手の類

小切手は、流通性を有する証券であって、そこに記載された文書は、証券が流通する際に必要とされる事項を記載したものであり、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書ではないので、信書には該当しない。

(類例) 手形、株券

(4) プリペイドカードの類

プリペイドカードは、金銭の支払手段として使用するために発行されるものであり、そこに記載された文書は、一般的にはそれを使用する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 商品券、図書券

(5) 乗車券の類

乗車券は、鉄道やバスなどの交通機関に乗るために発行されるものであり、そこに記載された文書は、一般的には乗車する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 航空券、定期券、入場券

(6) クレジットカードの類

クレジットカードは、金銭の支払手段としての機能を有する物であるので、その記載文が物と密接に関連している場合には、信書には該当しない。

(類例) キャッシュカード、ローンカード

(7) 会員カードの類

会員カードは、会員であることを確認する等の機能を有する物であり、そこに記載された文書は、当該カードを使用する際に必要となる注意事項であることから、特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知するものではないので、信書には該当しない。

(類例) 入会証、ポイントカード、マイレージカード

5 添え状・送り状

運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならないが、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでないこととされている（郵便法第4条第3項）。

(1) この規定は、添え状・送り状が受取人や運送業者にとって貨物の点検等を行う場合に有益な文書であり、貨物を送付する際に添付されることが必要と認められることから設けられたものである。したがって、添え状・送り状は、貨物という送付の主体があつて、その送付に関する事項が記載された文書が従として添えられる場合に限られるものである。

(2) 「添え状」とは、送付される貨物の目録や性質、使用方法等を説明する文書及び当該貨物の送付と密接に関連した次に掲げる簡単な通信文で当該貨物に従として添えられるもののことである。

ア 貨物の送付に関して添えられるその処理に関する簡単な通信文

イ 貨物の送付目的を示す簡単な通信文

ウ 貨物の授受又は代金に関する簡単な通信文

エ 貨物の送付に関して添えられるあいさつのための簡単な通信文

オ その他貨物に従として添えられる簡単な通信文であつて、上記アからエまでに掲げる事項に類するもの

(3) 「送り状」とは、貨物を送付したことを通知する案内書のことであり、具体的には、送付される貨物の種類、重量、容積、荷造りの種類、個数、記号、代価、受取人並びに差出人の住所及び氏名等当該貨物の送付に関する事項が必要に応じて記載されたもののことである。

6 その他

本指針で掲げた信書に該当する文書等の例は、現状での具体的な事例を踏まえたものであるが、今後の信書の利用状況に応じて、これを見直し、新たな例の追加等を行うものとする。

「信書に該当する文書に関する指針」Q&A集

平成30年8月8日更新

※以下は、総務省に特に多く寄せられた問合せに対する一般的な回答を記載したものです。

1 総論

Q1 法人あての文書も信書になるのですか(「特定の受取人」にあてた文書にならないのではないですか)

受取人は、民法上の自然人であるか法人であるかを問いません。差出人がその意思表示又は事実の通知を受ける者として特に定めてあれば、「〇〇会社 御中」と記載したとしても、それは〇〇会社に対する意思表示又は事実の通知をしていることとなるため、信書に該当します。

Q2 会社内での他部署あての文書も信書になるのですか

会社内のある部署から別の部署にあてた場合でも、差し出す部署からの意思を表示し、又は事実を通知する文書であれば、信書に該当します。(よくある質問 Q1、Q3 参照)

Q3 個人情報が含まれている文書は全て信書になるのですか

信書に該当するか否かは、個人情報を含むか否かによってではなく、その文書の内容が、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。(よくある質問 Q3 参照)

Q4 封筒に「親展」と記載された場合はすべて信書になるのですか

封筒に「親展」の記載があるからといって必ずしも信書に該当するとは限りません。信書に該当するか否かは、その封筒に収められた文書の内容が、特定の受取人に対して、意思を表示したり、事実を通知するものであるか否かによって判断されます。

Q5 電磁的記録物はなぜ信書ではないのですか

電磁的記録物(例:情報をCD、DVD、USBメモリ等に電子データとして記録したものは、その物を人が見るだけでは情報の内容がわからないことから、「文書」とはならないため、信書に該当しません。

※ 文書とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のことをいいます。

2 よくある質問

Q1 特定の方ではなく、ご覧になる方一般向けに作成したお知らせ文書は信書に該当しますか?

特定の方ではなく、ご覧になる方一般に向けて意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当しません。

(例) ・来店した顧客に手渡すなどにより不特定の者に配布されている店舗移転のお知らせを他の顧客に送付する場合

・店舗やロビー等に置いて関心を持った者に自由に持ち帰らせるなど不特定の者に配布されているイベント・セミナー等の案内チラシを取引先に送付する場合

一方、特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

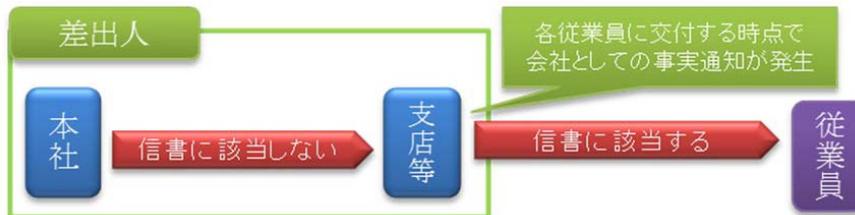
※ ホームページや新聞等に掲載した内容と同一内容の文書であっても、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示したり、事実を通知するために作成された文書は、信書に該当します。

(例)・会員限定のセールスの開催案内を会員に送付する場合

・顧客を対象としたイベント・セミナー等への参加を勧誘したり、依頼する文書を取引先に送付する場合

また、意思を表示したり、事実を通知する文書であっても、例えば、会社から各従業員に対する文書を本社において全従業員分を一括作成し、支店等に所属する従業員分をまとめて送付する場合には、本社からその支店等への送付については、これにより会社が意思を表示したり、事実を通知するものではないため、信書の送達には該当しません。(その文書によって会社が意思を表示したり、事実を通知するのは、支店等においてその文書を各従業員に交付する際です。)

(例) 本社で作成した全従業員分の給与明細を支店等の給与担当者に送付する場合



Q2 自己の証明書のコピーを家族に送付することは、信書の送達に該当しますか？

免許証、資格等の認定書、検査などの結果を通知する検査成績票や商品の品質証明書など証明書や許可書の類については、その許可や証明等を行う者からその許可や証明等を受ける者に対して送付する場合は、差出人から特定の受取人に対して意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、信書の送達に該当します。

一方、許可や証明を受けてその許可書や証明書等を受領した者が、その証明書の原本やコピーを他所へ送付する場合は、信書の送達に該当しません。

(例)・契約書の写しを支店から本社法務担当部署に送付する場合

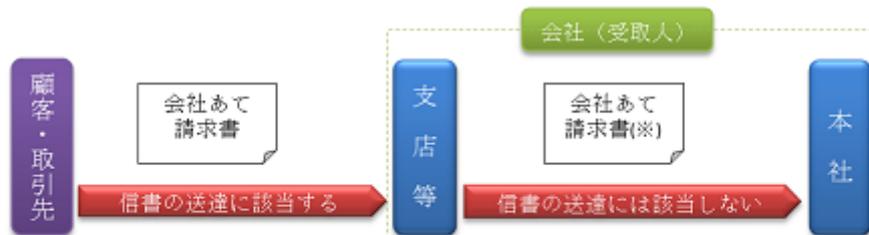
- ・旅行申込書の控えを旅行会社から申し込んだ顧客に送付する場合
- ・納品伝票の写しを納品業者に返送する場合

Q3 会社の支店等において受付処理をした顧客・取引先から会社あての契約申込書や請求書を支店等から本社に送付することは、信書の送達に該当しますか？

顧客・取引先から会社あての契約申込書や請求書は、会社に対して顧客・取引先の意思を表示し、又は事実を通知する文書であるため、顧客・取引先の意思の表示又は事実の通知が会社に到達すれば信書の送達は完了することになります。

会社あての契約申込書や請求書について、当該会社の支店等で受付処理をしているのであれば、支店等が受け付けた時点で顧客・取引先の意思の表示又は事実の通知が会社に到達し、信書の送達が完了することとなるため、当該契約申込書や請求書をそのまま支店等から本社に送付する場合は、信書の送達には該当しません。

なお、受け付けた契約申込書や請求書に付記、添付する等により、本社に対して申込書の審査をしてほしい、取引先に代金を支払ってほしい等という支店等の意思が表示されたものを支店等から本社に送付する場合は、信書の送達に該当します。



※ 受け付けた請求書に付記、添付する等により、本社に対して代金を支払ってほしいという支店等の意思が表示されたものを送付する場合は、信書の送達に該当する。

Q4 差出人から委託を受けて、信書を郵便局又は信書便事業者に出すことは、信書の送達に該当しますか？

信書の送達は、信書をその名宛人に送達することとなっておりますので、信書の差出しの委託を受け、郵便局又は信書便事業者に差し出すことのみを業とすることは、信書の送達にはなりません。

Q5 受け取った文書を差出人に返送する場合は、信書の送達に該当しますか？

ご指摘の事例では、信書に該当する場合と該当しない場合があります。

例えば、未記入の申込用紙を送付する場合は、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書とはならないため、信書に該当しませんが、その申込用紙を受け取った申込人が、必要な事項を記入した上で企業等に送付する場合は、特定の受取人に対して差出人の意思を表示したり、事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

Q6 どのような文書が添え状・送り状に該当しますか？

貨物の送付と密接に関連し、その貨物を送付するために従として添付される無封の添え状・送り状は、信書に該当しますが、貨物に添えて送付することができます。(郵便法第4条第3項)

貨物の送付目的を示す簡単な通信文

貨物の処理に関する簡単な通信文

平成〇〇年〇月〇日

〇〇様
△△商店

拝啓 毎々 格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、第〇回頒布品をお届け申し上げますので、お手数ですが、今月中に会員の皆様にお配りいただきますようよろしくお願い申し上げます。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇様
△△協会

「△△協会史」の謹呈について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、△△協会設立20周年記念事業のひとつとして、「△△協会史」の出版が企画されておりましたが、××先生をはじめ編さん委員各位のご尽力により、ここに刊行をみることとなりました。
ご高覧をいただき、今後とも本協会にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

貨物の授受又は代金に関する簡単な通信文

納品書

〇〇様
株式会社××商会

品名	数量	金額
〇〇	〇	〇〇円
合計		〇〇円

請求書

〇〇様
株式会社××商会

貨物の送付に関して添えられる挨拶のための簡単な通信文

〇〇様

ご結婚おめでとうございます。先を越されたことが悔しいですが、心から祝福します。
お祝いに花束を贈りますので、新居に飾ってくださいね。

□□より

(類例) 調剤された薬剤と一緒に薬剤の目録や性質、使用方法等、薬剤の送付と密接に関連し、薬剤を送付するために従として添付される無封の文書を送る場合、その文書は添え状、送り状に該当します。

Q7 添え状・送り状の「無封」とはどういう状態のことですか？

「無封」とは、(1)封筒等に納めていない状態、(2)封筒等に納めて納入口を閉じていない状態のことをいいます。

また、封筒等に納めて納入口を閉じている場合であっても、(3)当該封筒等が透明であり容易に内容物を透視することができる状態、(4)当該封筒等の納入口付近に「開閉自由」等の表示(※)をするなど運送業者等が内容物の確認のために任意に開閉しても差し支えないものであることが一見して判別できるようにしてある状態も「無封」に含まれます。

※表示の例

- ・「開閉自由」
- ・「添え状・送り状につき開封可」
- ・「添え状 ※本状は、郵便法により(内容を確認するため)開封する場合がございますので、予めご了承ください。」(百貨店等でお客様がお持ちになった封をした添え状を贈答品に添付して送付する場合の表示例)

3 具体的な事例について

Q1 車検証は信書に該当しますか？

車検証は、陸運局等が自動車の所有者に対して、登録された自動車保安基準に適合していること及び記載された所有者が所有権を有しているという事実を通知したり、意思を表示する文書であり、信書に該当します。

一方、自動車の所有者が受領した後においては、その車検証による事実の通知や意思の表示が既になされた後であるため、その原本もコピーも、信書に該当しません。

(類例)血統書、合格証書、産業廃棄物管理票、点検表・調査報告書・検査成績票・品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

Q2 市販されている製品の取扱説明書は信書に該当しますか？

市販されている製品の取扱説明書は、広くその製品の使用者一般に対し、その製品の使用方法や使用上の注意などの意思を表示し、又は事実を知らせるものであり、特定の受取人に対するものではないため、信書には該当しません。

(類例)市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書、約款、目論見書

Q3 顧客に送る商品サンプルは信書に該当しますか？

商品サンプルは、文書に該当しないため、信書には該当しません。

(類例)鍵、カードキー、花束

Q4 履歴書は信書に該当しますか？

履歴書は、一般的に、応募する会社等に対し自らの経歴や資格等の情報を通知する文書であり、応募者から会社等に送付する場合は、特定の受取人に事実を通知する文書となるため、信書に該当します。

また、会社等による選考後、当該履歴書を応募者に返送する場合は、応募者への可否の通知という信書を送付する際に同封することが一般的であるため、郵便又は信書便で送付する必要があります。

※ 仮に、会社等から応募者に履歴書を単体で返送する場合は、会社等から応募者に対して意思を表示したり事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

Q5 論文は信書に該当しますか？

論文は、一般的に、広く一般に自らの考えや研究成果を知らしめるために作成される文書であるため、信書には該当しません。

(類例)作文、卒業論文、俳句、裁判記録、講習会冊子

Q6 施工主に送る設計図は信書に該当しますか？

設計図は、製作に携わる者が参照するために作成されるものであれば、特定の者に対し意思を表示し又は事実を通知する文書ではないため、信書には該当しません。

Q7 各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書は信書に該当しますか？

各種試験の合否や得点・偏差値等を記載した文書を、その内容を通知するために送付する場合には、差出人から特定の受取人に対して意思を表示したり、事実を通知する文書であるため、信書に該当します。

○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国及び地方公共団体の責務等（第四条—第六条）
- 第三章 個人情報の保護に関する施策等
 - 第一節 個人情報の保護に関する基本方針（第七条）
 - 第二節 国の施策（第八条—第十一条）
 - 第三節 地方公共団体の施策（第十二条—第十四条）
 - 第四節 国及び地方公共団体の協力（第十五条）
- 第四章 個人情報取扱事業者等の義務等
 - 第一節 総則（第十六条）
 - 第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条—第四十条）
 - 第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）
 - 第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条—第四十六条）
 - 第五節 民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条—第五十六条）
 - 第六節 雑則（第五十七条—第五十九条）
- 第五章 行政機関等の義務等
 - 第一節 総則（第六十条）
 - 第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い（第六十一条—第七十三条）
 - 第三節 個人情報ファイル（第七十四条・第七十五条）
 - 第四節 開示、訂正及び利用停止
 - 第一款 開示（第七十六条—第八十九条）
 - 第二款 訂正（第九十条—第九十七条）
 - 第三款 利用停止（第九十八条—第一百零三条）
 - 第四款 審査請求（第一百零四条—第一百零七条）
 - 第五款 条例との関係（第一百零八条）
 - 第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等（第一百零九条—第一百二十三条）
 - 第六節 雑則（第一百二十四条—第一百二十九条）
- 第六章 個人情報保護委員会
 - 第一節 設置等（第一百三十条—第一百四十五条）
 - 第二節 監督及び監視
 - 第一款 個人情報取扱事業者等の監督（第一百四十六条—第一百五十二条）
 - 第二款 認定個人情報保護団体の監督（第一百五十三条—第一百五十五条）
 - 第三款 行政機関等の監視（第一百五十六条—第一百六十条）
 - 第三節 送達（第一百六十一条—第一百六十四条）
 - 第四節 雑則（第一百六十五条—第一百七十条）
- 第七章 雑則（第一百七十一条—第一百七十五条）
- 第八章 罰則（第一百七十六条—第一百八十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員

会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院
- 9 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
 - 10 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
 - 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
 - 一 行政機関
 - 二 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第六十九条第二項第三号を除き、以下同じ。）
 - 三 独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第四項から第六項まで、第一百十九条第五項から第七項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二十一条第一号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第二号若しくは第三号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第十六条第二項第四号、第六十三条、第七十八条第一項第七号イ及びロ、第八十九条第七項から第九項まで、第一百十九条第八項から第十項まで並びに第二百五条第二項において同じ。）

（基本理念）

第三条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

第二章 （略）

第三章 （略）

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

第一節 総則

（定義）

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

- 3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 4 この章において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの以外のものをいう。
- 5 この章、第六章及び第七章において「仮名加工情報取扱事業者」とは、仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十一条第一項において「仮名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 6 この章、第六章及び第七章において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第四十三条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 7 この章、第六章及び第七章において「個人関連情報取扱事業者」とは、個人関連情報を含む情報の集合物であって、特定の個人関連情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十一条第一項において「個人関連情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第二項各号に掲げる者を除く。
- 8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務

(利用目的の特定)

- 第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

- 第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
 - 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に

供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第二十一条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十三條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第二十四條 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十五條 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第二十六條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第二十七條 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対

- して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。
- 一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。)の氏名
 - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置い

ているとき。

- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十八条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第三十一条第一項第二号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第三項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十九条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第三十条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第三十一条 個人関連情報取扱事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この章及び第六章において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第二十七条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
 - 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定により個人関連情報取扱事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者が確認する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第三十二条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 全ての保有個人データの利用目的（第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第三十八条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第二十一条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第三十三条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しな

なければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第二十九条第一項及び第三十条第三項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第三十七条第二項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

（訂正等）

第三十四条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業

者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- 6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 個人情報取扱事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第三十六条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第三十七条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による求め又は第三十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三十九条において同じ。）、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条及び第五十四条第一項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

(手数料)

第三十八条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第三十三条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

(事前の請求)

第三十九条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五

項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

- 2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- 3 前二項の規定は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

(個人情報取扱事業者による苦情の処理)

第四十条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

(仮名加工情報の作成等)

第四十一条 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。

以下この章及び第六章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 仮名加工情報取扱事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。)は、第十八条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第十七条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第二十一条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者は、第二十七条第一項及び第二項並びに第二十八条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第二十七条第五項中「前各項」とあるのは「第四十一条第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第二十九条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第二十七条第一項各号のいずれか)」とあり、及び第三十条第一項ただし書中「第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間

事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第十七条第二項、第二十六条及び第三十二条から第三十九条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第四十二条 仮名加工情報取扱事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同項第一号中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、同項第三号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第六項中「個人情報取扱事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者」と、「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第二十三条から第二十五条まで、第四十条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第二十三条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

（匿名加工情報の作成等）

第四十三条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

以下この章及び第六章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供)

第四十四条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止)

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第四十三条第一項若しくは第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等)

第四十六条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五節 (略)

第六節 雑則

(適用除外)

第五十七条 (略)

(適用の特例)

第五十八条 (略)

(学術研究機関等の責務)

第五十九条 個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第五章 (略)

第六章 個人情報保護委員会

第一節 (略)

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

(報告及び立入検査)

第四百四十六条 委員会は、第四章（第五節を除く。次条及び第百五十一条において同じ。）の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者（以下この款において「個人情報取扱事業者等」という。）その他の関係者に対し、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報（以下この款及び第三款において「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第四百四十七条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四百四十八条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

(委員会の権限の行使の制限)

第四百四十九条 委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

- 2 前項の規定の趣旨に照らし、委員会は、個人情報取扱事業者等が第五十七条第一項各号に掲げる者(そ

れぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。) に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

(権限の委任)

第百五十条 委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四百四十八条第一項の規定による勧告又は同条第二項若しくは第三項の規定による命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第二十六条第一項、第四百四十六条第一項、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条、第百六十三条並びに第百六十四条の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

(事業所管大臣の請求)

第百五十一条 事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に第四章の規定に違反する行為があると認めるときその他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(事業所管大臣)

第百五十二条 この款の規定における事業所管大臣は、次のとおりとする。

- 一 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣、国家公安委員会又はカジノ管理委員会（次号において「大臣等」という。）
- 二 個人情報取扱事業者等が行う個人情報等の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者等が行う事業を所管する大臣等

第二款 (略)

第三款 (略)

第三節 送達

(送達すべき書類)

第百六十一条 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求、第百四十八条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項若しくは第三項の規定による命令、第百五十三条の規定による報告の徴収、第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しは、個人情報保護委員会規則で定める書類を送達して行う。

2 第百四十八条第二項若しくは第三項若しくは第百五十四条の規定による命令又は第百五十五条第一項の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第百六十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「個人情報保護委員会の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「個人情報保護委員会」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第百六十三条 委員会は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
 - 二 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
 - 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を發した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を委員会の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
- 4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第百六十四条 委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第百六十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第百六十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第四節 (略)

第七章 雑則

(適用範囲)

第百七十一条 この法律は、個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者、匿名加工情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者が、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連して、国内にある者を

本人とする個人情報、当該個人情報として取得されることとなる個人関連情報又は当該個人情報を用いて作成された仮名加工情報若しくは匿名加工情報を、外国において取り扱う場合についても、適用する。

(外国執行当局への情報提供)

第七十二条 (略)

(国際約束の誠実な履行等)

第七十三条 (略)

(連絡及び協力)

第七十四条 (略)

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第七十六条 (略)

第七十七条 (略)

第七十八条 第七十四条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十条 (略)

第八十一条 (略)

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 (略)

第八十三条 第七十六条、第七十七条及び第七十九条から第八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第七十八条及び第七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反した者
- 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 （略）

別表第一 （略）

別表第二 （略）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章から第六章まで及び附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十五年五月三十日法律第六十一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成十五年七月十六日法律第百十九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六条の規定 個人情報の保護に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

附 則（平成二十一年六月五日法律第四十九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

附 則（平成二十七年九月九日法律第六十五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

附 則（平成二十八年五月二十七日法律第五十一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十九年五月二十四日法律第三十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二七日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項（第四十四号に係る部分に限る。）、第二百四十三条第一項（第四号（第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十四条（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年六月一二日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三条中医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

附 則（令和三年五月一九日法律第三十七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第七条第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律百十一号）第三十五条の改正規定（「(条例を含む。)」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第3号）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 個人情報の取扱いに関する共通原則（第四条―第三十五条）

第三章 雑則（第三十六条）

第一章 総則

（目的）

第一条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の規定に基づき、及び個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定）にのっとり、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号。以下「信書便法」という。）第二条第六項に規定する一般信書便事業者及び同条第九項に規定する特定信書便事業者をいう。以下同じ。）が信書（郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第四条第二項に規定する信書をいう。以下同じ。）の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。

（適用の一般原則）

第二条 このガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、信書便事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用されるものとする。

2 信書便事業者は、法の規定及び信書の秘密の保護に係る信書便法第五条その他の関連規定を遵守するほか、このガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（定義）

第三条 このガイドラインにおいて使用する用語は、法第二条及び法第十六条において使用する用語の例による。

第二章 個人情報の取扱いに関する共通原則

（利用目的の特定）

第四条 信書便事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 信書便事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第五条 信書便事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 信書便事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該信書便事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 4 前項の規定にかかわらず、信書便事業者は、同項各号に掲げる場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。

（不適正な利用の禁止）

第六条 信書便事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第七条 信書便事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 信書便事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該信書便事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該信書便事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第五十七条第一項各号に掲げる者、外国政府、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府機関、外国の地方公共団体、国際機関、外国において学術研究機関等に相当する者又は外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
- 八 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- 九 第十五条第八項各号（第二十九条第六項の規定により読み替えて適用する場合及び第三十条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。
- 3 前項の規定にかかわらず、信書便事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第八条 信書便事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 信書便事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。第十六条第三項及び第六項、第十九条第一項第二号並びに第二十一条第一項を除き、以下同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 信書便事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該信書便事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第九条 信書便事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第十条 信書便事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 信書便事業者は、個人情報保護管理者（当該信書便事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該信書便事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。

(従業者の監督)

第十一条 信書便事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 従業者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(委託先の監督)

第十二条 信書便事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 信書便事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めなければならない。

3 信書便事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。

- 一 個人データの安全管理に関する事項。例えば、次に掲げる事項。
 - イ 個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項
 - ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止
 - ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止
 - ニ 委託処理期間
 - ホ 委託処理終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項
 - 二 個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度
 - 三 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認
 - 四 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置
 - 五 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 - 六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲
- 4 信書便事業者から委託された個人データの取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないものとし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(プライバシーポリシー)

第十三条 信書便事業者は、プライバシーポリシー（当該信書便事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。）を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。

(漏えい等の報告等)

第十四条 信書便事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項から第四項までに定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該信書便事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、第五項に定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 一 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該信書便事業者に対する行為による個人データ（当該信書便事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 信書便事業者は、前項本文の規定による報告をする場合には、同項各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。第五項において同じ。）を報告しなければならない。
- 一 概要
 - 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データ（前項第三号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。次号において同じ。）の項目
 - 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - 四 原因
 - 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - 六 本人への対応の実施状況
 - 七 公表の実施状況

八 再発防止のための措置

九 その他参考となる事項

- 3 前項の場合において、信書便事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が第一項第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 4 第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
- 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法）
 - 二 法第五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 規則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）
- 5 信書便事業者は、第一項ただし書の規定による通知をする場合には、同項各号に定める事態を知った後、速やかに、第二項各号に定める事項を通知しなければならない。
- 6 第一項に規定する場合には、信書便事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、同項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第二項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項とともに、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第三者提供の制限）

- 第十五条 信書便事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 五 当該信書便事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
 - 六 当該信書便事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該信書便事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 信書便事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あ

らかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第七条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

- 一 第三者への提供を行う信書便事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第十七条第一項第一号、第十八条第一項第一号、第十九条第五項第三号及び第二十条第一項第一号において同じ。)の氏名
 - 二 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 三 第三者に提供される個人データの項目
 - 四 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - 五 第三者への提供の方法
 - 六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
 - 七 本人の求めを受け付ける方法
 - 八 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - 九 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 信書便事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 前二項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。
- 一 第三者に提供される個人データによって識別される本人(次号において「本人」という。)が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
 - 二 本人が第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- 5 第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
- 一 個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法
 - 二 規則別記様式第二(第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあつては、規則別記様式第三)による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を提出する方法
- 6 信書便事業者が、代理人によって第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、規則別記様式第四によるその権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- 7 信書便事業者は、法第二十七条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。
- 一 第二項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
 - 二 第三項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の第二項各号に掲げる事項
 - 三 第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨
- 8 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 信書便事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その

旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 9 信書便事業者は、前項第三号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 10 前各項の規定にかかわらず、信書便事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る信書便法第五条その他の関連規定を遵守しなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第十六条 信書便事業者は、外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則第十五条に定めるものを除く。以下この条、第十八条第三項第三号及び第十九条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて法第四章第二節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（次項、第六項及び第七項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして次項に定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び第三項並びに第十九条第一項第二号において同じ。）に個人データを提供する場合に、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条（第十項を除く。）の規定は、適用しない。

- 2 個人データの取扱いについて相当措置を継続的に講ずるために必要な措置として定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 信書便事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第二節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
 - 二 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。
- 3 信書便事業者は、第一項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、次に掲げる事項を当該本人に提供しなければならない。
 - 一 当該外国の名称
 - 二 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - 三 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
- 4 前項の規定にかかわらず、信書便事業者は、第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。
 - 一 前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由
 - 二 前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報
- 5 第三項の規定にかかわらず、信書便事業者は、第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第三項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。
- 6 信書便事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として次に掲げる措置を講ずるとともに、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

- 一 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
 - 二 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。
- 7 信書便事業者は、前項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより当該信書便事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。
- 一 当該第三者による第一項に規定する体制の整備の方法
 - 二 当該第三者が実施する相当措置の概要
 - 三 前項第一号の規定による確認の頻度及び方法
 - 四 当該外国の名称
 - 五 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
 - 六 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
 - 七 前号の支障に関して前項第二号の規定により当該信書便事業者が講ずる措置の概要
- 8 信書便事業者は、第六項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 9 信書便事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第十七条 信書便事業者は、個人データを第三者(法第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条、次条並びに第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項において同じ。)に提供したときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第十五条第一項各号又は第八項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあつては、第十五条第一項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。
- 一 第十五条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 当該個人データを提供した年月日
 - ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - 二 第十五条第一項又は前条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 第十五条第一項又は前条第一項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
- 2 前項各号に定める事項のうち、既に同項、次項及び第四項に規定する方法により作成した前項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。
- 3 第一項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(第十五条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、第十五条第一項又は前条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成

された契約書その他の書面に第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

- 5 信書便事業者は、第一項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。
 - 一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
 - 二 第三項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
 - 三 前二号以外の場合 三年

(第三者提供を受ける際の確認等)

第十八条 信書便事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定める方法による確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が法第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名(第三号に掲げる事項に該当するものを除く。) 当該個人データを提供する当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法(次号に掲げる事項に該当するものを除く。)
 - 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯 当該個人データを提供する当該第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法
 - 三 当該第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二号で規定する方法による確認(当該確認について第三項、第五項及び第六項に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項 当該事項の内容と当該提供に係る前二号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法
- 2 前項の第三者は、信書便事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該信書便事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
 - 3 信書便事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。
 - 一 個人情報取扱事業者から法第二十七条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項
 - イ 個人データの提供を受けた年月日
 - ロ 第一項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - ホ 法第二十七条第四項の規定により公表されている旨
 - 二 個人情報取扱事業者から法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
 - 三 個人関連情報取扱事業者から法第三十一条第一項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項
 - イ 法第三十一条第一項第一号の本人の同意が得られている旨及び外国にある個人情報取扱事業者にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われている旨
 - ロ 法第三十条第一項第一号に掲げる事項
 - ハ 第一号ハに掲げる事項
 - ニ 当該個人関連情報の項目

四 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合

第一号ロからニまでに掲げる事項

- 4 前項各号に定める事項のうち、既に同項、次項及び第六項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。
- 5 第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十七条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 6 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第三項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって同項の当該事項に関する記録に代えることができる。
- 7 信書便事業者は、第三項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。
 - 一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間
 - 二 第五項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間
 - 三 前二号以外の場合 三年

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第十九条 個人関連情報取扱事業者である信書便事業者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第十五条第一項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ次項に定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者である信書便事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、あらかじめ、次に掲げる事項が当該本人に提供されていること。
 - イ 当該外国の名称
 - ロ 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - ハ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

2 前項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うこととする。

- 一 前項第一号に掲げる事項の確認を行う場合（第三号に掲げる場合に該当するものを除く。）
個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法
- 二 前項第二号に掲げる事項の確認を行う場合（次号に掲げる場合に該当するものを除く。）
同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法
- 三 第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二号に規定する方法による確認を行っている事項の確認（当該確認について記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行う場合
当該事項の内容と当該提供に係る前項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法

- 3 第十六条第六項の規定は、第一項の規定により個人関連情報取扱事業者である信書便事業者が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「講ずるとともに、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法により、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の第三者は、個人関連情報取扱事業者である信書便事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該信書便事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 5 個人関連情報取扱事業者である信書便事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。
 - 一 第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
 - 二 個人関連情報を提供した年月日（第七項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日）
 - 三 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 当該個人関連情報の項目
- 6 前項各号に定める事項のうち、既に同項、次項及び第八項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、同項の当該事項の記録を省略することができる。
- 7 第五項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 8 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第五項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって同項の当該事項に関する記録に代えることができる。
- 9 個人関連情報取扱事業者である信書便事業者は、第五項の記録を、当該記録を作成した日から次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。
 - 一 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
 - 二 第七項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
 - 三 前二号以外の場合 三年

（保有個人データに関する事項の公表等）

- 第二十条 信書便事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。
- 一 当該信書便事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 全ての保有個人データの利用目的（第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）
 - 三 次項の規定による求め又は次条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に応じる手続（第二十六條第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
 - 四 第十条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - 五 当該信書便事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
 - 六 当該信書便事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあつては、当該認定個人情

報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

- 2 信書便事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二 第八条第四項第一号から第三号までに該当する場合
- 3 信書便事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第二十一条 本人は、信書便事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該信書便事業者の定める方法による開示を請求することができる。

- 2 信書便事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
 - 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 当該信書便事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三 法令(法、個人情報保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)及びこれらに基づく命令を除く。第四項及び次条第二項において同じ。)に違反することとなる場合
- 3 信書便事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は同項の規定により本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 法令の規定により、本人に対し第二項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 5 第一項から第三項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第十七条第一項及び第十八条第三項の記録(その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものを除く。第二十五条第二項において「第三者提供記録」という。)について準用する。
 - 一 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - 二 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - 三 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - 四 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(訂正等)

第二十二条 本人は、信書便事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 信書便事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要

な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 3 信書便事業者は、第一項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第二十三条 本人は、信書便事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第五条若しくは第六条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第七条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 信書便事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 本人は、信書便事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十五条第一項又は第十六条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

- 4 信書便事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 5 本人は、信書便事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該信書便事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第十四条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

- 6 信書便事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 7 信書便事業者は、第一項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第三項若しくは第五項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明）

第二十四条 信書便事業者は、第二十条第三項、第二十一条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項又は前条第七項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の請求等に応じる手続）

第二十五条 信書便事業者は、第二十条第二項の規定による求め又は第二十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第一項及び第二十七条において同じ。）、第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）に関し、その求め又は請求を受け付ける方法として次の各号に掲げるものを定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。

一 開示等の請求等の申出先

二 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式

三 開示等の請求等をする者が本人又は第三項に規定する代理人であることの確認の方法

四 次条第一項の手数料の徴収方法

2 信書便事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、信書便事業者は、本人が容易かつ確実に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 開示等の請求等は、次に掲げる代理人によってすることができる。ただし、第二十一条第一項の規定による開示の請求については、本人の信書の秘密を侵害する場合等同条第二項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

二 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

4 信書便事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

第二十六条 信書便事業者は、第二十条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第二十一条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

2 信書便事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（事前の請求）

第二十七条 本人は、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から二週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、当該訴えの被告となるべき者がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前二項の規定は、第二十一条第一項、第二十二条第一項又は第二十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定による請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

（信書便事業者による苦情の処理）

第二十八条 信書便事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 信書便事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（仮名加工情報の作成等）

第二十九条 信書便事業者は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
 - 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
 - 三 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること(当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
- 2 信書便事業者は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第三項において読み替えて準用する第七項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 一 削除情報等(前項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この項において同じ。)を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - 二 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - 三 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
- 3 仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者(個人情報取扱事業者である者に限る。以下この条において同じ。)は、第五条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第四条第一項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱ってはならない。
- 4 仮名加工情報についての第八条の規定の適用については、同条第一項及び第三項中「本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第四項第一号から第三号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第九条の規定は、適用しない。
- 6 仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者は、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第十五条第八項中「前各項」とあるのは「第二十九条第六項」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第九項中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と、第十七条第一項ただし書中「第十五条第一項各号又は第八項各号のいずれか(前条第一項の規定による個人データの提供にあっては、第十五条第一項各号のいずれか)」とあり、及び第十八条第一項ただし書中「法第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は法第二十七条第五項各号のいずれか」とする。
- 7 仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便法第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に

掲げるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - 二 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第四条第二項、第十四条及び第二十条から第二十七条までの規定は、適用しない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限等)

第三十条 仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項及び第三項において同じ。)を第三者に提供してはならない。

- 2 第十五条第八項及び第九項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは「第三十条第一項」と、同項第一号中「信書便事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者」と、同項第三号中「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第九項中「信書便事業者」とあるのは「仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者」と、「本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければ」とあるのは「公表しなければ」と読み替えるものとする。
- 3 第十条から第十二条まで、第二十八条並びに前条第七項及び第八項の規定は、仮名加工情報取扱事業者である信書便事業者による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第十条中「漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。）」とあるのは「漏えい」と、前条第七項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

(匿名加工情報の作成等)

第三十一条 信書便事業者は、匿名加工情報(匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして次に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
 - 四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - 五 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- 2 信書便事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

- 一 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - 二 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - 三 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
- 3 信書便事業者は、匿名加工情報を作成したときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
 - 4 信書便事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該信書便事業者が当該項目を公表したものとみなす。
 - 5 信書便事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。
 - 6 信書便事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 7 信書便事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

（匿名加工情報の提供）

第三十二条 信書便事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により明示しなければならない。

（識別行為の禁止）

第三十三条 信書便事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十一条第一項若しくは法第百十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（安全管理措置等）

第三十四条 信書便事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(学術研究機関等の責務)

第三十五条 信書便事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、このガイドラインの規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第三章 雑則

(ガイドラインの見直し)

第三十六条 このガイドラインは、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

○信書便事業者に対する税制特例措置

1 事業所税（地方税：市町村税）

納税義務者：課税団体（※以下の77団体）区域内で事業を行う法人又は個人

- ・東京都（特別区の存する区域）
- ・指定都市 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市
静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市
北九州市 福岡市 熊本市
- ・首都圏整備法の既成市街地を有する市 川口市 武蔵野市 三鷹市
- ・近畿圏整備法の既成都市区域を有する市 守口市 東大阪市 尼崎市 西宮市 芦屋市
- ・上記以外で政令で指定する都市（人口30万人以上）
（北海道地方）旭川市
（東北地方）秋田市 郡山市 いわき市
（関東地方）宇都宮市 前橋市 高崎市 川越市 所沢市 越谷市 市川市 船橋市
松戸市 柏市 八王子市 町田市 横須賀市 藤沢市
（中部地方）富山市 金沢市 長野市 岐阜市 豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市
豊田市 四日市市
（近畿地方）大津市 豊中市 吹田市 高槻市 枚方市 姫路市 明石市 奈良市 和歌山市
（中国地方）倉敷市 福山市
（四国地方）高松市 松山市 高知市
（九州地方）久留米市 長崎市 大分市 宮崎市 鹿児島市
（沖縄地方）那覇市

課税客体：事業所床面積（資産割）、従業者給与総額（従業者割）

- 納税方法：申告納税
- 納期：法人（毎事業年度終了の日から2か月以内）、個人（翌年の3月15日）
- 課税標準：資産割（事業所床面積（㎡）×600円）＋従業者割（従業者給与総額×0.25%）
- 免税点：資産割（課税団体区域内の各事業所の事業所床面積の合計が1,000㎡以下）
従業者割（課税団体区域内の各事業所の従業者の数の合計が100人以下）

税制特例：一般信書便事業の用に供する施設（非課税措置）

特定信書便事業の用に供する施設（課税標準の特例措置（2分の1控除））

（注）他に行っている事業と共用する部分については、特例措置の対象とはなりません。

2 中小企業投資促進税制（国税：法人税・所得税）

適用対象者：青色申告書を提出する中小企業者等（注）

（租税特別措置法令上、「信書便事業」が指定事業とされています。）

（注）中小企業者等

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・農業協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会等）

ただし、以下の法人は対象外

- ①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人若しくは資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける子会社
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける子会社

対象設備：

- ・機械及び装置【1台160万円以上】
- ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】
- ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】
- ・普通貨物自動車（車両総重量3.5トﾝ以上）
- ・内航船舶（取得価額の75%が対象）

特例措置の内容：

7%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。）又は30%の特別償却が可能。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

手続の流れ

- ① 確定申告書等に必要事項を記載し、特別控除や償却額の計算等に関する明細書の添付をした上で最寄りの税務署に申告します。
- ② 取得等をした対象設備について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。
- ③ 適用期間は、令和9年3月31日までに、対象設備を取得等して、事業の用に供すること

○ このほか、信書便事業が指定事業とされているものとして、次の税制があります。

- ・中小企業経営強化税制（国税：法人税、所得税）

（青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）を適用することができます。（令和9年3月31日まで）

○ 以上は、信書便事業が個別に指定事業とされているものですが、これ以外の中小企業者等向けの税制もあります。

（例）

- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（国税：法人税、所得税）

（中小企業者等は、取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得して、事業の用に供した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）が認められています。（令和8年3月31日まで）

- ・交際費等の損金算入の特例（国税：法人税）

（中小法人が支出した交際費は、一定額の損金算入が認められています。（令和9年3月31日まで）

○各総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域及び連絡先

名称	管轄区域	住所	電話番号・E-mail
北海道 総合通信局	北海道	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 12階	TEL:011-709-2311 (内線:4684) E-mail:sinsyobin-hokkaido@soumu.go.jp
東北 総合通信局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 12階	TEL:022-221-0631 E-mail:tohoku-shinshobin@soumu.go.jp
関東 総合通信局	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 22階	TEL:03-6238-1642 E-mail:kanto-shinsyobin@soumu.go.jp
信越 総合通信局	新潟県 長野県	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 5階	TEL:026-234-9932 E-mail:shinetsu-shinshobin@soumu.go.jp
北陸 総合通信局	富山県 石川県 福井県	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 6階	TEL:076-233-4428 E-mail:hokuriku-shinsyobin@soumu.go.jp
東海 総合通信局	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館4階	TEL:052-971-9116 E-mail:tokai-shinshobin@soumu.go.jp
近畿 総合通信局	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階	TEL:06-6942-8596 E-mail:kinki-shinsyobin@soumu.go.jp
中国 総合通信局	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 1階	TEL:082-222-3400 E-mail:chugoku-shinsyobin@soumu.go.jp
四国 総合通信局	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	〒790-8795 松山市味酒町2-14-4 2階	TEL:089-936-5031 E-mail:shikoku-shinshobin@soumu.go.jp
九州 総合通信局	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟11階	TEL:096-326-7847 E-mail:kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp
沖縄総合 通信事務所	沖縄県	〒900-8795 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3号館 4階	TEL:098-865-2388 E-mail:okinawa-shinshobin@soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 郵政行政部 信書便事業課

住所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL：03-5253-5974・5976 E-mail：shinshobin@soumu.go.jp

ホームページ「信書便事業のページ」：https://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html

★「信書便事業」で検索してください